

令和 8 年第 2 回 定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 小 熊 ひと美

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和8年6月17日（水）

開会	3
開議・審査方法	3
○長谷川章悦委員（自民クラブ）	3
1 旧坪田家の現状と今後の方向性について	3
2 農業振興について	5
3 新サンドームについて	8
○木戸喜美男委員（創青会）	10
1 学校における熊出没時の対応について	10
2 新青森駅の利便性の向上について	13
3 雪対策について	15
○木下靖委員（市民クラブ）	16
1 企業版ふるさと納税推進事務について	17
2 放課後児童対策事業について	19
3 公園管理事業について	20
4 教材整備事務について	21
○工藤夕介委員（公明党）	22
1 青森市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について	22
2 本市小学校の教材整備事務について	23
○赤平勇人委員（日本共産党）	25
1 地球温暖化対策について	25
2 流域治水について	28
3 ホタテガイ生産安定対策について	29
4 西部市民センターについて	33
休憩	34
再開	35

○蛭名和子委員（立憲民主・社民）	35
1 浪岡フードバレイ推進事業について	35
2 被災施設畜産農家支援事業について	36
3 地域市民館整備事業補助金について	37
○舘山善也委員（創青会）	39
1 第 80 回国民スポーツ大会について	39
○竹山美虎委員（市民クラブ）	42
1 すみれ寮について	43
2 国民健康保険財政調整基金積立金について	44
○山本武朝委員（公明党）	46
1 若年がん患者在宅療養支援について	46
2 農作物鳥獣被害対策について	49
○万徳なお子委員（日本共産党）	52
1 元気プラザトレーニングルームについて	52
2 空き家倒壊による歩道封鎖について	55
3 松原地区のまちづくりについて	57
休憩	57
再開	58
○小熊ひと美委員（立憲民主・社民）	58
1 青森市浪岡学生寮について	58
2 緑花維持管理事業について	60
3 教育環境整備事業について	61
4 夜間中学設置事業について	63
○柿崎孝治委員（自民クラブ）	64
1 空き家等に関する問題について	65
2 青森市天然記念物シナイモツゴについて	69
3 国道 280 号（新田～油川間）配水管更新工事その 1 について	71
○工藤健委員（市民クラブ）	73
1 企業版ふるさと納税推進事務について	73
2 クルーズ船観光客等への対応について	77
3 鳥獣対策について	80
散会	83
2 日目 令和 8 年 6 月 18 日（木）	
開議	84
○村川みどり委員（日本共産党）	84
1 学校給食について	84

2	医療的ケア児について	84
3	県立聾学校の周辺整備について	86
4	青森市生活応援商品券について	88
5	障害者支援について	90
○	関貴光委員（自民クラブ）	91
1	終活支援について	91
2	カクヒログループスーパーアリーナについて	92
3	物価高騰支援について	95
○	木村淳司委員（創青会）	97
1	免税軽油制度について	97
2	融雪施設設置支援事業について	98
3	生成AIについて	102
○	澁谷洋子委員（自民クラブ）	112
1	指定管理料に係る物価高騰対策について	112
2	入札不調について	114
3	ふるさと応援寄附制度について	116
4	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業について	119
採決		121
閉会		122

1 開催日時 令和8年6月17日（水曜日）午前10時～午後4時38分
令和8年6月18日（木曜日）午前10時～午後0時9分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第97号 令和8年度青森市大字細越財産区特別会計予算

議案第98号 令和8年度青森市一般会計補正予算（第2号）

議案第99号 令和8年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長 大 矢 保
副委員長 小 熊 ひと美
委員 工 藤 夕 介
委員 関 貴 光
委員 万 徳 なお子
委員 赤 平 勇 人
委員 蛭 名 和 子
委員 木 村 淳 司
委員 竹 山 美 虎
委員 柿 崎 孝 治

委員 澁 谷 洋 子
委員 村 川 みどり
委員 舘 山 善 也
委員 木 戸 喜美男
委員 工 藤 健
委員 山 本 武 朝
委員 長谷川 章 悦
委員 木 下 靖
委員 渡 部 伸 広

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 赤坂 寛
副市長 横山 英大
教育長 工藤 裕司
企業局長 舘山 新
代表監査委員 鹿内 勲
総務部長 小野 正貴
総務部理事 佐々木 和人
企画部長 金谷 浩光
企画部理事 齊藤 賢一
税務部長 千葉 康伸
市民部長 齋藤 賢剛
環境部長 中村 敦
福祉部長 白戸 高史
こども未来部長 大久保 綾子

保健部長 佐藤 秀彦
経済部長 横内 信満
経済部理事 工藤 拓実
農林水産部長 大久保 文人
都市整備部長 木村 颯希
都市整備部理事 土岐 政温
浪岡振興部長 奈良 英文
市民病院事務局長 今 国弘
会計管理者 横内 修
教育委員会事務局教育部長 泉 宏明
教育委員会事務局理事 角田 毅
水道部長 舘山 公子
交通部長 高野 雅子

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 田村 亜希世
議事調査課長 横内 英雄
議事調査課主査 山田 達
議事調査課主査 花田 昌

議事調査課主査 石田 彩美
議事調査課主査 久保 拓哉
議事調査課主任 杉浦 晃平

1 日目 令和 8 年 6 月 17 日（水曜日）午前 10 時開会

○大矢保委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 97 号「令和 8 年度青森市大字細越財産区特別会計予算」から議案第 99 号「令和 8 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算」までの計 3 件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 97 号「令和 8 年度青森市大字細越財産区特別会計予算」から議案第 99 号「令和 8 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算」までの計 3 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、6 月 12 日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 17 人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。

どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 97 号「令和 8 年度青森市大字細越財産区特別会計予算」から議案第 99 号「令和 8 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算」までの計 3 件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 しばらくぶりの質疑になります。忘れてしまって、このまま引退かなと思いましたが、お前やれと言われましたので、今日やることにいたしました。

自民クラブの長谷川章悦でございます。ひとつよろしく申し上げます。

まず最初に、10 款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育総務費です。

旧坪田家住宅の現状と今後の方向性についてでありますけれども、浪岡地区文化財管理事業ということで、豪雪で半壊した県重宝であります旧坪田家住宅について、専門家を交えて、招聘して、今後の対応を検討することとしていましたけれども、旧坪田家住宅の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員からの旧坪田家住宅に関する御質疑にお答えいたします。

旧坪田家住宅は、平成 14 年 11 月 18 日に県重宝の指定を受けた木造平屋一部中 2 階建て、寄せ棟かやぶき屋根、床面積 206.28 平方メートルの建物となっており、江戸時代末期に浪岡大字王余魚沢に建築された農家住宅を平成 4 年に中世の館敷地内に移築したものであります。

この旧坪田家住宅につきましては、令和 7 年 2 月 24 日の午前、豪雪により北側部分の屋根と壁が倒壊している状態を中世の館の指定管理者が発見しました。

教育委員会では、建物の半壊後、伝統建築の専門家であり、元青森県文化財保護審議会委員を務めた月舘敏栄氏の指導の下、令和 7 年 7 月 3 日から 8 月 4 日まで、予備費を充てた緊急対策委託業務として、倒壊部分の解体、部材や展示品の回収、解体部材の旧大栄小学校への移送搬入並びに残存部分の補強や養生を実施しました。さらに、回収した約 420 点の解体部材は計測や写真撮影による記録を行い、部材個々の台帳化を済ませました。

また、庁内関係課及び月舘氏を含めた伝統建築の専門家などで構成する「県重宝旧坪田家住宅」復元等検討連絡会議を 4 回開催し、月舘氏からは、他都市における復元事例の紹介や、県文化財保護条例に基づく手続、耐震診断に関する助言を受け、耐震予備診断の必要性などについて御意見をいただきました。

今年度は、昨年度解体した際に発生し、現在、現地で保管しているカヤ等の処分業務委託及び復元に関する検討資料を作成する復元検討資料作成業務委託を実施するとともに、月舘氏の助言を踏まえ、耐震予備診断を実施することとしているほか、昨年度に引き続き、復元等検討連絡会議を 3 回開催する予定としております。

今後につきましても、専門家などからの助言を参考にしながら、関係課とも調整しつつ、本市としての対応方針を検討してまいります。

○大矢保委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

実は、この旧坪田家住宅は、私ごとでありますけれども、馬門温泉って分かりますか。私は 77 歳なので、まだ生まれていない人もいるかも知れませんが、これは、馬門温泉に移設したんですよね。そして、馬門温泉は正門も全部かやぶき屋根でありまして、その修理のために、私も馬門温泉に頼まれて行ったことがあるんですよ。私の町内にかやぶき屋根をやる人がいましたので、それを手伝いに行って、この旧坪田家住宅に 1 週間泊まったんですよ。そういう思いもあるんです。そ

れが浪岡地区に移設されたということで、これはいいなと思って、ずっときたんですけれども、あのような状態になってしまいました。できれば早めに復元していたければありがたいなとは思っていました。

今、住民の人からいろいろ言われているんですよ。あれはどうなるんですかと。半分欠けて半分整理して、かやぶき屋根が、がばっとあそこに上がって。格好悪いですよ。見栄えが悪い。

それで今、中世の館でいろいろなイベントをやって、ちょうど駐車場のところにあるわけだ。だから、そういうのも言われるし、また、あそこを散歩してる人がいるんですよ。その人からも言われて、いつも、あれはどうなるんだと言われていましたので、できるだけ早めに復元していただければありがたいなと。なかなかいろいろ課題もあると思いますけれども、できるだけ早めにそういうことで解決していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、農業振興についてであります。

一般質問で天内議員もいろいろ質問していましたけれども、これまでも被災農家への融雪剤や塗布剤などの購入などには助成をしてくれています。

次年度も豪雪に伴う樹園地の復旧資材等への支援をしていますが、2年連続での豪雪により、リンゴ樹等の被害を受けた農家への支援策の実態をお伺いしたいと思います。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員の豪雪によるリンゴ樹被害への支援についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、令和6年12月及び令和8年1月からの豪雪により、2年にわたり、リンゴ樹等の被害が発生したところであります。

令和6年12月からの豪雪では、リンゴ栽培面積1687ヘクタールのうち762ヘクタール、全体の約45%で被害が発生しており、これによる減収量は1588トン、被害金額が19億4628万8000円となったところであります。

また、令和8年1月からの豪雪では、リンゴ栽培面積1696ヘクタールのうち481ヘクタール、全体の約28%で被害が発生しており、これによる減収量は506トン、被害金額8億6401万3000円となったところであります。

また、令和6年12月からの豪雪におきましては、リンゴ関係団体からの要望を踏まえまして、総延長約20.4キロメートルの緊急除雪を実施したほか、令和6年度豪雪災害農業緊急対策事業により、融雪剤や塗布剤の購入に要する経費を支援しております。その実績につきましては、農業者301戸に対し、補助金交付額384万1825円となったところであります。

また、令和7年度被災果樹栽培農家支援事業といたしまして、モニリア病防除薬

剤、被害樹の修復資材、補植用の苗木、殺鼠剤等の購入に要する経費及び被害樹の伐採伐根に係る経費を支援しております。その実績につきましては、農業者 408 戸に対し、補助金交付額 1078 万 806 円となったところであります。

また、令和 8 年 1 月からの豪雪におきましては、令和 6 年 12 月からの豪雪を踏まえまして、豪雪によるリンゴ樹の被害を最小限に抑えるための対策といたしまして、降雪状況を踏まえた基幹農道約 22.8 キロメートルの除雪を 1 月及び 2 月に実施したところであります。

また、1 月及び 2 月に実施いたしました基幹農道除雪による雪害対策を実施しながらも、令和 8 年 1 月からの降雪による被害が発生した農家の方々に対しましては、令和 8 年度青森市被災果樹栽培農家支援事業により、支柱やかすがい等の被害樹の修復資材の購入に要する経費、補植用の苗木の購入に要する経費、被害樹の伐採伐根に要する経費を支援しております。

当該事業の申請状況につきましては、6 月 12 日時点で農業者 8 戸、補助金申請額 31 万 444 円となっております。

2 年連続の豪雪による被害は、リンゴの収穫量に大きく影響を与えるとともに、被害程度によっては樹体の回復に長い年月を要し、収量への影響も長期にわたることが懸念されますことから、今後におきましても、豪雪からの復旧状況を把握しながら、農家の皆様が安心して農業生産に取り組んでいけるよう、関係機関と連携しながら支援してまいります。

○大矢保委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 すみません、款項目を言うのを忘れましたね。

それでもちゃんと答弁しているからいいけれども、6 款農林水産費 1 項農業費 3 目農業振興費であります。

それでは次に、リンゴ園地の農道除雪についてでありますけども、昨年の 12 月補正でりんご雪害対策事業費ということで、豪雪災害時のリンゴ被害を防ぐために樹園地幹線道の緊急除雪の経費を措置したが、昨年度の 1 月から実施した、りんご雪害対策事業で実施された農道除雪の実績をお伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農道除雪についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡の樹園地帯の農道除雪につきましては、毎年度策定しております除排雪事業計画に基づき、集落間連絡用道路約 10.5 キロメートルの通年除雪を実施しているほか、例年 3 月には延長約 84 キロメートルの農道除雪を実施してきたところであります。

令和 7 年度の浪岡地区の樹園地帯の農道除雪につきましては、令和 6 年度の豪雪によるリンゴ園地の被害を踏まえまして、豪雪による被害を最小限に抑えるため、リンゴ関係団体とも協議しながら、野沢・花岡地区、五本松地区及び北中野・吉内

地区の特に需要の大きい基幹農道総延長約 22.8 キロメートルを実施したところであります。

当該基幹農道の除雪の実施状況につきましては、1月9日から10日にかけて約22.8キロメートルの全区間において除雪を実施しております。

また、1月27日から2回目の除雪を実施し、1月30日までには吉内地区、野沢・花岡地区の一部の除雪を終え、その後、継続的な降雪により断続的な作業とはなったものの、2月21日までに総延長22.8キロメートルの除雪を終えたところであります。

○大矢保委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

先般、農業者の人たちとお話をする機会がありました。それは農道除雪についての要望もあったんですけども、今は限られた幹線しか除雪を行っていませんが、全ての農道までとは言わないけれども、もう少し範囲を広げていただけないかという意見がありました。

私も以前に、私の地区——北中野地区の農道除雪は3月には入りますけれども、入っていないということで、もう少しあそこ——北中野地区と吉内地区で約2.8キロメートルですか——あれを2倍ぐらいにすれば、我々の地区の幹線道路もできるんですけども、なかなかそれはかないませんでした。

そういうことで、それがもし、もう少し範囲を広げることが可能になれば、樹園地の雪下ろしや融雪剤などの運搬、なかなかそりにつけて引っ張っていくというわけにはいかないし、そういうことも配慮していただければいいのかなというふうに思っておりました。

そのようなことになれば、8割ぐらいは枝折れとか幹割れを軽減できるのではということでしたが、今後の農道除雪についての市の考えをお伺いいたします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農道除雪の再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の樹園地帯の農道除雪につきましては、リンゴ関係団体と協議しながら、令和7年度には野沢・花岡地区、五本松地区、北中野・吉内地区の基幹農道総延長約22.8キロメートルを実施したところでありますが、今年度の農道除雪につきましても、引き続き実施することとしており、実施路線や実施時期につきましては、生産者やリンゴ関係団体の方々と協議してまいりたいと考えております。

○大矢保委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 要は、農道除雪は、やっぱり大事なんですよ。

去年と今年、あれだけの豪雪であれば、当然折れるのも間違いないというような状況で、あれを少しでも行って、雪下ろしができれば全然違ってくるんですよ。

それで、融雪剤も今、3月になって除雪が終わってから融雪剤をやるといっても、もう遅いんですよ。大して効きますよ、融雪剤。すごい。あれを枝の周りにやると

すごいですよ。ですから、その辺はもう少し配慮いただければなと思っていました。

また、農道除雪について、全部で約 22.8 キロメートルですか。野沢地区が約 14.1 キロメートル、五本松が約 5.9 キロメートル、北中野・吉内地区が約 2.8 キロメートルということで、路線に赤い線を引いておりますけれども、北中野地区と吉内地区は全然、ほとんどちょこつとですよ——見れば。もっと、その上のほうの面積が大きいんですよ。雪も多いんですよ、そこは。

だから、その辺をちょっと、全部やれとは言わないけれども、また、降ったからすぐやるということでもなくとも、ある程度、期間を置いてでも、やってもらえれば、確かに皆さんが助かるんですよ。ですから、実際私は畑に行くとなれば、30 分から 40 分はかかりますよ。歩いて行けばね。畑が私の上にある人は 1 時間もかかっている人もいますよ。そういう状況です。

だから、ある程度降ったから毎日でなくても、1 週間でもたったらやってもらえば雪下ろしに行けるということで、そうなれば、何ぼも使っていないけれども補助を出さなくても、その分、雪に回せばいいのかなという思いはありますけれども、関係団体とまた話をするという——どういう団体だか分からないけれども、できれば吉内地区とか北中野地区の水利組合とか、あるいは道路組合とかもあるし、そういう人たちの意見も聞いて、今後取り組んでいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

次に、10 款教育費 6 項保健体育費 2 目体育施設費であります。新サンドームについてはスポーツ施設機能整備事業ということで、令和 10 年 4 月の開館予定で検討していると思います。

今年も新サンドームの整備に係る委託事業を実施するという事で予算を計上し、令和 8 年度中に設計も実施するという事だと思います。

現状の機能がそのまま整備されていくのかお伺いいたします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員からの新たなサンドームの機能についての御質疑にお答えいたします。

本市では、新たなサンドームに必要となる規模や機能等について検討するため、昨年度、(仮称)新青森市屋内グラウンド整備に係る有識者会議を設置いたしまして、これまで 4 回会議を開催しております。

この有識者会議におきましては、規模、機能をはじめ、整備手法やスケジュール等について検討し、中でも機能につきましては、主練習場、ジョギングコース、トレーニング室、会議室などの現状を有する機能は新たなサンドームにも整備することとして整理しております。

本市といたしましては、新たなサンドームの整備につきましては、有識者会議で

整理された意見を可能な限り尊重するとともに、新たなサンドームが市民にとって利用しやすい施設となりますよう、県や関係団体等と連携しながら着実に進めてまいります。

○大矢保委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 現在、サンドームの中には青森市スポーツ協会の事務局が置かれていますが、施設解体後、その事務局はどのように考えているのかお伺いいたします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 青森市スポーツ協会の事務局についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市スポーツ協会は、本市における体育団体及びスポーツ愛好者相互の緊密な連絡協調を図るとともに、これを育成し、市民の体力向上とスポーツ精神の涵養を図り、もって体育・スポーツの健全な普及発展に寄与することを目的とした公共的団体であります。

青森市スポーツ協会が目的を達成するために行う主な事業といたしましては、加盟団体及びスポーツ愛好者団体の強化発展と連絡協調及びこれらが主催する行事の奨励、体育・スポーツに関する外郭団体との連絡提携、体育・スポーツに関する各種大会への役員・競技者の派遣事業などとなっております。

本市といたしましては、このように、青森市スポーツ協会は本市のスポーツ振興や競技力向上に寄与しているものと考えておりますので、現サンドームの解体に伴い移転することとなります青森市スポーツ協会の設置場所等につきましては、今後、青森市スポーツ協会と協議してまいりたいと考えております。

先ほど、青森市スポーツ協会の目的についての答弁の中で、体育・スポーツに関する外郭団体と申し上げましたが、正しくは、外部団体の誤りでありましたので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○大矢保委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 この青森市スポーツ協会の事務局に私も携わってから 20 年になって——10 年から 15 年になるのかな、あそこへ移転してから。あそこは走りに来る人とかトレーニングルームに来ている人とか、95 歳の田中博男さんなどがいますけれども、ああいう人たちがあそこに来ると、いつも青森市スポーツ協会の事務局に寄って、お茶を飲んだり話をしたりしているんです。あるいはまた、あそこでもいろいろな協会加盟団体の人たちが大会をやることによって、試合をやることによって事務局へ来たり、あるいは事務局も事務的なお手伝いをしたりという、そういうことで、事務局が非常にスポーツ環境のよりどころになっていると。ですから、そういうことで、新しいサンドームができた場合も、その一角にあれば、またそういうのが実現できるので、できるだけその中に設置していただければありがたいなと思います。

私はもう今、5月で会長職を辞めましたので、あえてどうのこうのというわけではありませんけれども、これからのスポーツ振興のためにも、やっぱり青森市スポーツ協会の事務局が果たす役割というのは非常に大きいわけですので、そのことを踏まえて、これからスポーツ協会と協議していただければありがたいなと思います。

よろしくお願いします。

以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○大矢保委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
創青会、木戸喜美男であります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費及び10款教育費3項中学校費1目学校管理費に関連して、学校における熊出没時の対応についてお伺いいたします。

今年は熊出没が早く、全国各地で目撃情報が相次ぎ、青森市においても先月、まちの中心部で緊急銃猟が実施され、いつどこに熊が出没してもおかしくない緊迫した状況にありました。

先日、新城中央小学校に青森警察署管内の青森地区少年警察ボランティア連絡会西部支部による朝の挨拶運動があり、その運動が終了した後、校長先生に熊対策について話を聞いたところ、早い時期に教育委員会から熊を寄せつけないとされる忌避剤が配布され、校地内の12か所に忌避剤を設置したとのことでした。設置されてから、熊の目撃情報がなくなったと聞いております。学校と教育委員会の熊対策が取られている一例と思いますが、何事も早い行動であり、安心しているところであります。

一たび熊出没情報が出ると、子どもたちの安全のために保護者などの送迎、地域への協力要請も必要となり、学校は熊出没時の迅速な対応が重要になっていくものと思います。

そこで質疑いたします。

児童・生徒の安全を確保するための対策について、教育委員会の取組をお知らせください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 木戸委員からの児童・生徒の安全確保の対策についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、市内におきまして熊の目撃が相次いでいる状況を踏まえ、昨年度、学校におけるクマ出没時対応マニュアルを策定し、小・中学校と連携した児童・生徒の安全・安心の確保に努めてきたところであります。

具体的には、熊の目撃情報があつた地域や出没が懸念される地域の学校へ熊よけスプレー等の忌避剤を配布するとともに、各学校におきましては、熊の出没情報や登下校時の対応等を保護者にメール配信すること、学校運営協議会やPTAに情報

提供し、見守り、送迎等について連携して対応すること、中学校区ごとに小・中学校が連携し、原則、対応を統一することを指示してきたところであります。

また、何よりも学校が正しい情報を迅速に把握することが大切であることから、県や市が発信するＳＮＳ等の情報を積極的に収集・伝達すること、保護者が得た熊出没の情報について、直接学校に伝達する体制の整備などを行っております。

加えて、修学旅行や宿泊学習、校外学習等の実施に当たりましては、訪問先の施設周辺の熊出没状況や安全確保のための対策を事前に確認すること、学習計画について保護者に十分に説明し、理解を得ること、熊の出没状況に応じて実施内容の変更・延期・中止を検討することなどを徹底した上で実施するよう指示しているところであります。

教育委員会では、今後も各小・中学校が適切な対応ができるよう関係部局と連携しながら支援してまいります。

○大矢保委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

教育委員会が指導して、児童・生徒の安全確保対策を各学校に周知して実践しているとのことで、現在までのところ被害がないことについて感謝しているところであります。

今後、夏から秋にかけて、熊の出没がさらに増加することが予想されます。よって、学校周辺でも出没する可能性があると思われますので、そこで質疑いたします。

教育委員会が学校に配布した熊対策用品を教えてください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 学校に配布した熊対策用品についての再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、熊の出没情報があった地域の学校に対して熊対策用品を配布しており、令和７年度につきましては、熊よけスプレーを小学校１１校に１７本、中学校７校に１０本、計２７本、熊鈴を小学校１６校に１２７個、中学校８校に６８個、計１９５個、５００ミリリットル入りの忌避剤を小学校２校に３本、中学校３校に３本、計６本、令和８年度につきましては、５００ミリリットル入りの忌避剤を小学校１６校に１６本、中学校１１校に１２本、計２８本配布しております。

○大矢保委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

熊対策用品を事前に準備し、迅速に配布している状況が分かりました。ありがとうございます。

熊はいつどこで出没するか分かりません。先日の緊急銃猟は中心市街地だったことから、熊対策用品は全小・中学校に配布する必要があるのではないかと思います。また、実際に熊対策用品があったとしても、それぞれの使い方が分からなければ、安全かつ効果的に活用できないものと思います。

小学校では、教職員だけではなく、地域の方も登下校などでの見守りボランティアをしてくれております。そのような方も含めて、利用の仕方についての周知をもっと幅広く行ってもらえればありがたいし、必要であると思います。

そこで質疑いたします。

教職員や地域ボランティアの方への熊対策用品の利用の仕方に係る周知はどのように行っているのでしょうか、お知らせください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 熊対策用品の利用の仕方に係る周知の再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では熊対策の実効性を高めるため、学校におけるクマ出没時対応マニュアルについての正しい理解を図るための研修会、熊よけスプレーの使用・保管について、演習に基づく正しい理解を図るため、専門家を招いての研修会を全小・中学校の管理職等を対象として開催したところであります。

各校におきましては、研修内容を自校に持ち帰り、教職員による共通理解を図るとともに、学校運営協議会において概要を説明することにより、教育活動や家庭、地域との連携に役立てており、今後におきましても、様々な機会を捉えて教職員、保護者、地域の皆様への周知を図ってまいります。

○大矢保委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

先般、テレビの番組で、熊のスプレーの使い方を誤って使ったという登山のメンバー1人が、リーダーが熊のスプレーを間違えて吹いてしまって、同行した方にスプレーしてしまって、大変なことになりましたとやっておりましたので、ぜひこういうものは誰がどのように使えるのか、しっかり周知していただければ大変ありがたいなと思っております。

また、全国各地で緊迫した課題となっている熊対策であります。本市では、児童・生徒の安全を確保するため、教育委員会を中心として、各小・中学校が迅速に対応してくれていることに対し、改めて感謝申し上げます。

今後については、まだ熊対策用品が配備されていない学校があると思いますので、速やかに配備していただくとともに、地域ボランティアなど皆さんへの周知について、引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

また、新城地区では新城小学校、新城中央小学校、そして、新城中学校、青森県立青森西高等学校の児童・生徒が地域での各種ボランティア活動として、新城まつり、新城川の清掃、地域の高齢者への施設を訪問したりしているボランティア活動をしてくれておりますので、子どもたちの安全・安心を確保していくことは、私たち大人としての責務と思っておりますので、今後の熊対策に予算をもう少し多くつけてもらって、安心して暮らせるように要望して、この項を終わります。

ありがとうございます。

次に、８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費、新青森駅の利便性についてお伺いいたします。

港町として４００年を迎え、活気づく本市におきましては、青森ねぶた祭をはじめとした魅力的な観光や秋に開催されます青の煌めきあおもり国スポ・障スポ２０２６での競技参加や応援観戦により、多くの利用者が訪れることとなり、また、多くの市民が同じように県内外へお出かけされることと思います。

こうした交流の玄関口として、東北新幹線新青森駅開業に合わせ、駅前広場をはじめ、観光情報センターや新青森駅西口及び南口に駐車場が整備され、利便性の向上が図られてきたところであります。

新青森駅を利用される観光客の中には、身体障害者をはじめとした身体の不自由な方もいるわけでありますので、こちらも同様に利便性の向上を図るべきものと思われませんが、そこで質疑いたします。

新青森駅東口駅前広場バスプールに身体障害者専用乗降場を設けるべきと考えますが、市の考えをお知らせください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木戸委員の新青森駅東口駅前広場についての御質疑にお答えいたします。

新青森駅東口駅前広場バスプールにつきましては、平日や通常期の週末には、ねぶたん号やみずうみ号といった路線バスの利用が中心となっており、新幹線の発着時刻に集中する傾向がある一方で、青森ねぶた祭や紅葉などの観光シーズン、修学旅行などの時期には貸切りバスが多数待機しており、非常に混雑しております。

バスプールを一般車両に開放することにつきましては、青森県バス協会及び青森県警察ともに御意見を伺いましたところ、大型車両であるバスと一般車両の混在はドライバーの目線の違いや死角が発生しやすいことなど、バスだけの利用よりも事故発生危険性が高くなるという見解でありました。

現在、身体障害者専用乗降場は、西口駐車場の乗降場の駅舎に最も近い場所に設置しており、動線上にはシェルターを設置し、雨や雪にぬれずに移動できるほか、バリアフリーとなっておりますことから、安全にエレベーターやエスカレーターを利用できる環境であり、合理的な配置となっております。

東口バスプールのエレベーターの近い位置に身体障害者専用乗降場を設置した場合は、雨や雪をしのぐシェルターに沿って移動すると、西口よりも移動距離が長くなることや、シェルターがない場所では、雨や冬期間の積雪により障害者等の通行が困難となりますことから、融雪設備やシェルターの増設、移動経路のバリアフリー化が必要となり、多額の費用が発生するなど、課題が多いと認識しております。

これらのことから、本市としましては東口駅前広場バスプール内に身体障害者専用乗降場を設置することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○大矢保委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

専用乗降場の設置には様々な懸念や課題があるということでしたが、現状の西口に整備された身体障害者専用乗降場においては、私自身、不便さを感じているところであります。

というのは、先日、私は体の不自由な方で、つえをついて歩いたり、車椅子を利用したりする方と新青森駅を利用する際に、身体障害者用の乗降場から駅舎内に向かおうとして行きましたが、あいにくその日は風が強くて、自動ドアが強風で中のほうに風が入ると大変だということで、自動ドアを閉めていました。併設でというんですかね、その隣に押して入るドアがあります。そのドアを押して開けて入っていくという不便さがありました。そのとき、介護する人がちゃんといるときと、また、車椅子だけで行かなければならない人、あるいは、つえをついてやっそこさっそこ歩いている人は、強風のときはなかなかドアを開けたりすることができなかったということに、不自由な部分が大変あるなと思っております。

そこで再度の質疑をいたします。

東口バスプールの利用状況についてお知らせください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

東口バスプールは、ねぶたん号、市営バス等の定期運行バスや観光バス等の利用があります。

通常期の利用状況につきましては、新幹線の発着に合わせ、30分当たり5台前後のバスの乗り入れがある一方で、修学旅行や青森ねぶた祭、紅葉等の観光シーズンなどの時期には、臨時バスや貸切りバスの利用が高まり、多いときで15台程度の乗り入れがありますことから、バスプール内が混雑する状況となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

東口バスプールの利用状況は、恒常的にバスが滞留している状況であり、臨時バスが増えるタイミングで混雑状況が変わるということですが、市側で安全対策をして、バス事業者へも計画的な運用を協力していただくことにより、身体障害者専用乗降場の整備を進めることは、可能ではないかと思います。

それでは再質疑いたします。

東口バスプールに身体障害者専用乗降場の設置スペースを確保することは可能かお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

東口バスプールへの身体障害者専用乗降場の設置に当たりましては、国土交通省

が示すガイドラインによりますと、高齢者、身体障害者、特に乗降幅の必要な車椅子使用者の乗降が可能となるよう、幅 2.1 メートル程度の車体用スペースに車椅子使用者が転換できるとともに、介護者が付き添える 1.4 メートル以上の乗降用スペース幅を加えた 3.5 メートル以上を確保するというようになっております。

この基準のみを踏まえますと、東口バスプールに設置スペースを確保すること自体は可能でありますものの、身体が不自由な方が安全に利用できるよう、車道と歩道の段差解消、融雪設備やシェルターなど積雪対策のバリアフリー対応とすることが求められますほか、バスの可動範囲により乗降場の設置場所が限定されることや、バス停の移設検討が必要となることなどの課題があります。

以上でございます。

○大矢保委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

まず、障害者専用乗降場を東口バスプール内に設置するスペースが確保できるということでありましたので、今後、バス協会など関係機関と協議を重ね、安全対策をして、環境が整えば整備に向けて前進できると思いますので、ぜひ整備に向けていていただきたいと要望いたします。

まずは、この質疑の冒頭においてもお話ししたとおり、今後さらに利用者が増えると思います。新青森駅の利便性の向上をいま一度検討していただき、青森県バス協会と青森県警察などの関係機関と再度協議をして、ぜひ国スポ・障スポ開催に合わせ、東口バスプールへ身体障害者専用乗降場の設置ができるよう取り組んでいただけることを要望して、この項を終わります。

次に、8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費に関連して、除排雪事業についてお伺いいたします。

今冬の豪雪では、市民の皆様から除排雪に関する様々な御意見や御要望が寄せられました。

その中には、なかなか除雪が入らない、市は現場の状況を把握しているのか、パトロールで確認した内容は、本当に作業指令に反映しているのかといった声が多く聞かれました。

市では、職員によるパトロールを実施しながら道路状況を把握し、除排雪作業の指令を行っているとのことですが、市民から見れば、現場で把握した状況がどのように判断され、実際の作業指令につながっているのか分かりにくい部分がありました。

また、近年は短期間に降雪が集中する傾向が見られ、市民からの要望や相談も増加していることから、限られた人員や機械をどのように配分するのか、これまでに以上に重要になっていくものと考えます。

パトロールによる状況把握は、除排雪作業の出発点となる重要な業務であり、その結果が適切に作業指令へ反映されているかが市民サービスの向上にもつながると

考えております。

そこで質疑いたします。

パトロールした結果が適切に除排雪指令に反映されているのかお知らせください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木戸委員の雪対策について、パトロールした結果の指令への反映についての御質疑にお答えいたします。

除排雪パトロールにつきましては、市内を8地区に分け、降雪が確認されると本市職員がパトロールで巡回し、道路状況を把握の上、必要に応じて事業者を除排雪作業の出動指令を発出しております。

パトロールにつきましては、降雪状況や道路状況を把握し、作業指令につなげるための昼パトロール、除排雪事業者の実施状況や安全管理の状況を確認するための夜パトロール、除排雪作業後の仕上がり状況を確認するための早朝パトロールなどがあり、それぞれ必要に応じて実施しております。

事業者への出動指令につきましては、道路維持課長以下でのパトロール会議におきまして、各パトロールからの報告や市民からの情報による道路状況と、気象予報による降積雪等の状況や天候の見通しなどを勘案しながら課内で判断し、発出に当たりましては、路面状況や交通状況、幹線道路等の状況、作業効率、作業順序の優先度などを総合的に勘案し、指令内容に反映させております。

また、除排雪作業後は、事業者から提出されます作業日報、タコメーターチャート紙、残路線図等により履行状況を確認するとともに、現地パトロールにより作業後の仕上がり状況を評価し、手直し等が必要と判断された場合には別途指示を行っているものであります。

以上でございます。

○大矢保委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

パトロール結果については、パトロール会議において各種情報と併せて検討し、出動指令に反映しているとのことでありました。

昨冬のような豪雪時には、市民から多くの要望や相談が寄せられたことも事実であり、市としては、これまで以上に現場の状況を的確に把握しながら、限られた人員や機械を効率的に運用していくことが求められるものと考えます。

今後については、パトロールにより把握した道路状況などの情報について、より的確に集約し、分析するとともに、その結果を十分に検討した上で適切な除排雪指令や作業内容の決定に反映させながら、市民にとって分かりやすく、実効性のある除排雪体制の構築に取り組んでいただくよう強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○大矢保委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下でございます。

私からはまず、企業版ふるさと納税推進事務に 990 万円が計上されていますが、この制度概要についてお尋ねします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 木下委員からの企業版ふるさと納税の制度概要についての御質疑にお答えいたします。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みであり、最大で寄附額の約 9 割が軽減される制度となっております。

また、本制度の対象は、市外に本社がある企業が行う 1 回当たり 10 万円以上の寄附となっており、この制度を活用するに当たり、地方公共団体は地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることとなっております。

本市では、令和 2 年度から企業版ふるさと納税による寄附の受入れを開始しており、令和 7 年 3 月 31 日には地域再生計画である第 2 期青森市まち・ひと・しごと創生推進計画の認定を受け、現在に至っております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附した場合に、法人関係税から税額控除を受けられるということでした。

市外に本社がある企業が行う場合に 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象ということで、ちょっとホームページを見ましたら、青森市の企業版ふるさと納税制度に寄附をしている企業というのが出ておりました。

拝見しますと、過去には島根県だとか東京都、大阪府、福岡県、あとは県内でも八戸市や弘前市の企業からも寄附を受けています。

そこで、本市における企業版ふるさと納税の過去 3 年間の実績をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 企業版ふるさと納税の寄附の件数及び金額についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の企業版ふるさと納税の過去 3 年間の受入れ実績は、令和 5 年度は 1 件、10 万円、令和 6 年度は 5 件、224 万円、令和 7 年度は 6 件、212 万円となっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 令和 5 年度が 1 件で 10 万円、令和 6 年度が 5 件で 224 万円、令和 7 年度が 6 件で 212 万円ということで、この企業版ふるさと納税の制度というのは、個人版という言葉はないのかもしれませんが、個人が行うふるさと納税——青森市で言うと、ふるさと応援寄附制度でしたか——と違って、返礼品みたいなものはないんですけれども、これは青森市の企業版ふるさと納税の御案内という資料で、企業にとってのメリットというところで社会貢献であるとか、青森市との新たなパートナーシップの構築、あとは新事業展開や販路の拡大といったものが挙げられています。そういったメリットがあるであろうという割には、件数・金額

ともに少ないなというふうな印象を持ちます。

令和5年度に比べて、この2年間というのは寄附件数、額とも増えてはいるものの、まだまだだなという感じがするのですが、市ではその企業に対して、これまでどのような働きかけをしているのかお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 寄附獲得に向けた取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

寄附の募集に当たりましては、これまで制度概要や市で寄附をいただきたい事業などについて掲載したチラシを作成し、市ホームページに掲載しているほか、「A o M o L i n k ～赤坂～」、市外企業との関わりが多い部署、東京青森県人会、誘致企業などへの配布を行ってまいりました。これに加えまして、首都圏での青森市経済交流フェアにおいて、企業の皆様への寄附呼びかけを行ってきたところであります。

また、令和5年度からは、株式会社青森みちのく銀行と締結いたしました企業版ふるさと納税等に関する連携協定に基づき、同行が有するネットワークを活用した企業への広報・周知による寄附の獲得を図ってまいりました。

今年度におきましては、全国の企業からの寄附を獲得するため、現在の青森みちのく銀行とのマッチング委託業務に加え、新たにポータルサイト1者を追加したところであり、さらなる寄附の増収を図ることとしております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 チラシを作成して市のホームページに掲載していると。あと、「A o M o L i n k ～赤坂～」、市外企業との関わりの多い部署、あとは東京青森県人会、首都圏での青森市経済交流フェアでの呼びかけと、そのほか青森みちのく銀行が有するネットワークを活用した広報・周知活動をしているとのことでした。

ちょっと話が変わって、6月13日付の新聞各社の報道で、2024年度のふるさと納税——これは企業版とは別ということだと思いますけれども——ふるさと納税で全国の自治体の歳入に863億円のマイナス効果が生じていたことが会計検査院の調べで分かったというふうにありました。

そこで、本市において、ふるさと応援寄附制度に係る令和7年度の寄附額から仲介サイト手数料や返礼品などの経費を差し引いた収支についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長 木下委員からのふるさと応援寄附制度に係る令和7年度の収支についての再度の御質疑にお答えいたします。

ふるさと応援寄附制度に係る令和7年度の寄附額及び経費の実績は、寄附額が20億4028万3954円、経費が9億772万1265円となっており、差引き収支は11億3256万2689円となっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 青森市におけるふるさと応援寄附制度の収支ということで言えば、寄附額が約 20 億円、手数料が 9 億幾ら、差引き 11 億 3000 万円ぐらいと、いわゆる個々の部分での黒字というふうに考えていいんだと思います。

それでは、これは青森市が寄附を受けた収支ということですが、逆に青森市民が他の自治体に寄附をする場合というのも当然出てきますので、令和 7 年度において、本市の住民が他の自治体へ寄附したことによる税額控除額をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税に係る寄附金税額控除額についてです。

前の年の 1 月から 12 月までに寄附した額が対象となります。

令和 7 年度の個人市民税の寄附金税額控除額は 5 億 387 万 8000 円でありまして、そのうち、ふるさと納税に係るものにつきましては、推計値となりますが、5 億 167 万 3000 円となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 大体 5 億円超が青森市の住民が他の自治体へ寄附したことによる、いわゆる本来青森市に入るべきであった税金が減った分ということですよ。

先ほどの約 11 億円の黒字部分と比較して、約 5 億円は減っているけれども、トータルで見れば 6 億円ぐらいの、青森市にとってはプラスになっているということだと思います。

そのように考えると、入ってくる部分もあるけれども、出ていく部分もある。こういう制度がある以上、青森市としても積極的にこの——税収というよりも寄附と考えたほうがいいですかね。多くの寄附をいただけるような取組をしていかないと持ち出しが多くなってしまうということなので、これは積極的にやっていただいていると思いますが、ふるさと納税制度は、寄附を受けた自治体にとっては寄附金を受けるというほかに、地元の企業にとっては返礼品を買ってもらえるというメリットがあります。これはもう今、返礼品市場なるものが形成されているということなので、大変重要な部分だと思います。

ただ、この制度が、ともすれば単なるお得な返礼品を手に入れる手段となりがちですが、そういうことではなくて、自分のふるさとであるとか自分がお世話になった土地、また、その自治体の取組を応援したいという本来の目的を見失わないよう、本市としても、政策で他の自治体の方々から選んでもらえる自治体となることを祈念して、この項については終わります。

次に、放課後児童対策事業費に 336 万 4000 円が計上されていますが、この概要についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 木下委員からの放課後児童対策事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、保護者が就労等により、日中家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、家庭の代わりとなる放課後の安全・安心な居場所を提供し、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、放課後児童会を開設しております。

開設場所につきましては、小学校内の余裕教室の活用を基本とし、学校内で開設できない場合は、学校周辺の公共施設や民間施設の借用等により開設しており、学校内施設 33 か所、学校外施設 14 か所の計 47 か所で開設しております。

委員お尋ねの放課後児童対策事業の補正予算案の概要についてであります。株式会社アイ工務店から本市の子育て支援事業に活用してほしいとの思いから、企業版ふるさと納税を活用した 3000 万円の寄附の申入れがあり、本市におきましては寄附者の意向も踏まえ、当該寄附金の一部を放課後児童会の充実のために活用することといたしました。

具体的には、学校外施設の放課後児童会で使用する小型除雪機 1 台の購入、災害時に利用する防災用ラジオを全 47 放課後児童会で更新、各放課後児童会に対し 1 か所 5 万円程度の図書・玩具の購入に充てることとしており、これら放課後児童会の充実に係る関連経費として、合計 336 万 4000 円を令和 8 年度一般会計補正予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 336 万 4000 円の内訳として、株式会社アイ工務店からの企業版ふるさと納税で寄せられた寄附の 3000 万円の一部を使ってということで、除雪機、ラジオ、図書・玩具等に使うということでした。

それでは次に、公園管理事業費として計上されている 4000 万円について、その内容をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 ただいま木下委員から質疑がありました 6 月補正の内容についての御質疑にお答えいたします。

令和 8 年 3 月にふるさと応援寄附制度を活用した御寄附をいただきまして、寄附者から寄附金の使途の一つとして、野木和公園のベンチやトイレ等の修繕が示されたところであります。

今定例会に提案している補正予算のうち、公園管理事業については、寄附者の御意向を踏まえ、野木和公園内の破損、老朽化したベンチ及びトイレの修繕を行う予定としております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 公園管理事業として 4000 万円という金額と、なぜこの時期の補正なのかなということでお尋ねをしたわけですが、3 月にいわゆる、ふるさと

応援寄附制度を活用した寄附があつて、その寄附者の意向として、野木和公園のベンチやトイレの修繕が示されたというお話でした。

確かに公園のいろいろな修繕等は、特にトイレなんかは改修するのか造り替えるのかによって、また違いますけれども、非常に費用がかかりますので、この 4000 万円が全てではないとは思ふんですけれども、経費としては理解できました。結構です。

それでは最後に、小学校教材整備事務に 1623 万 3000 円及び中学校教材整備事務に 37 万 7000 円が計上されていますが、この概要についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 木下委員からの小・中学校教材整備事務についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、小・中学校の授業や実習で使用する教材や備品を適切に管理、調達し、児童・生徒の教育環境を整えるため、毎年度、教材整備に係る予算を計上しております。

このような中、本市の子育てに関連する事業に活用していただきたいという趣旨による企業版ふるさと納税による御寄附、また、小・中学校への図書の購入に活用していただきたいという趣旨による個人からの御寄附の申出があつたものであります。

このことから、教育委員会では、小学校への教材整備費として、企業版ふるさと納税による御寄附を活用し、知・徳・体のバランスの取れた児童の育成を図るため、市内 41 校の小学校に対し、ボッチャやモルックなどのスポーツレクリエーション用具を配備する予定としております。

また、個人からの御寄附を活用し、図書を購入し、市内の全小学校に配備する予定としております。

次に、中学校への教材整備としては、個人からの御寄附を活用し、小学校と同様に市内の全中学校に図書を配備する予定としております。

教育委員会では、小学校教材整備事務に係る補正予算案として 1623 万 3000 円、また、中学校教材整備事務に係る補正予算案として 37 万 7000 円を今定例会に提案し、御審議いただいているところであり、御議決をいただければ、速やかに購入に係る契約手続の事務に着手してまいります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 企業版ふるさと納税による寄附と個人からの寄附によって、子育て関連事業に活用してほしいという意図からの整備と小・中学校の図書購入に活用してほしいということでの今回の補正予算案ということでした。

特に図書に関しては、前々から小・中学校の図書の充実は、恐らく今も国からそれに向けた交付税というのは出てきているんでしょうけれども、それが具体的に予算化されているかと言われると、そうでないという実態が以前からありましたので、

こういった寄附によって使途を指示していただけると、そのものずばりで図書の整備とかに充てることもできますので、非常に有効だなというふうに考えます。

以上で私の質疑を終了します。

○大矢保委員長 次に、工藤タ介委員。

○工藤タ介委員 公明党、工藤タ介でございます。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費に関連いたしまして、令和8年度青森市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきましてお伺いをいたします。

ひとり親世帯の御家庭におかれましては、新型コロナ禍や物価高騰などの影響を強く受けられた際に、次のような特徴から生活が急速に悪化しやすいとされているところであります。

1つは、収入源が原則1人分しかなく、減収になった際にクッションとなるものがない、1つは、子どもさんのお世話を1人で担うために、残業や転職などで収入を補いにくい点、もう1つは、非正規雇用や低賃金就労の割合が高く、景気悪化の影響を受けやすい、これらの特徴がありますことから、収入が減ってしまう場合、一般世帯より生活困窮に陥るスピードが速いことが非常に懸念されているところであります。

したがいまして、ひとり親世帯の御家庭は、構造上単身で稼得と養育を担わなければならない、もともと貧困リスクが高い層であると言えるところであります。

そこで質疑させていただきますが、今般の補正予算における青森市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の概要についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 工藤タ介委員からの青森市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

青森市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業は、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得のひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、令和8年度青森県ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を活用し、令和8年5月11日時点で4月分の児童扶養手当を受給している方に対して、児童1人当たり2万円を給付する事業であります。

給付時期は、令和8年9月中旬から下旬までの間で給付が终えられるよう取り組むこととしており、申請不要のプッシュ型で給付することとしております。

当該給付金に係る周知につきましては、対象となる世帯に対し、受給の意思確認や振込口座等を記載したはがきを令和8年8月中旬から下旬にかけて送付いたしますとともに、市ホームページや広報あおもりなどを通じまして制度概要や給付金の給付時期、方法について周知に努めていくこととしております。

○大矢保委員長 工藤タ介委員。

○工藤タ介委員 ありがとうございます。

青森市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきまして、食費等の物価高騰の

影響を特に受けられます低所得のひとり親世帯の御家庭の生活を下支えする極めて重要な施策であると受け止めているところであります。

令和8年4月分の本市児童扶養手当受給世帯を対象としまして、児童1人当たり2万円を申請不要のプッシュ型、令和8年9月中旬から下旬に給付するという本事業の趣旨と内容を評価いたしますとともに、対象世帯に漏れなく、なおかつ円滑・迅速に給付が行き渡りますよう、万全を期して事業を推進していただきますよう要望いたします。

周知につきましても、大変重要であります。あわせまして、物価高騰の影響が長期化する中で、ひとり親世帯の生活実態を丁寧に把握もしていただきながら、必要に応じまして継続的な支援の御検討、さらには子育てなさっている御家庭への最大限の支援。財源が大変な状況であることは承知をしているところでありますが、こちらでも要望させていただきまして、この項の質疑は以上といたします。ありがとうございました。

次に、10款教育費2項小学校費2目教育振興費に関連いたしまして、教材整備事務についてお伺いをいたします。

文部科学省では、教材は子どもの基礎的・基本的な学習成果を得る上で極めて重要であり、その充実は不可欠であると位置づけをしているところであります。

そこでお伺いをいたしますが、本市小学校の教材整備事務の概要についてお示しください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 工藤夕介委員からの本市小学校の教材整備事務の概要についての御質疑にお答えいたします。

教材整備事務とは、小・中学校における学校教材を整備するための事務であり、このうち小学校の教材整備に係る令和8年度当初予算額は1億722万8000円となっております。

教育委員会では、学校の規模などに応じて各学校に当該予算を配当しており、各学校では、教育用図書、プリント用紙や印刷機用インクなどの消耗品費、学力検査などの検査手数料、理科実験機器や体育用器具などの備品購入費などに充当しております。

○大矢保委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

令和8年度当初予算額は1億722万8000円、承知いたしました。

非常に大事な教材整備事務であります。1つに、学級規模や特別支援のニーズに応じた教材数の確保、1つに、危険性のある教材や老朽化した備品の点検や更新、また、1つに、ICT機器やデジタル教材の導入と利用環境の整備といった学習環境づくりに直結しているところでもありまして、常に欠かせない重要な取組であります。

今、部長からの御答弁の中に理科実験機器や体育用器具などの備品購入費などに充当とありましたが、その中の理科の実験におきましては、この実験を通して、将来どの分野に進んでも必要な力が育つと言われております。例えば、データを読み取る力、因果関係を考える力、他者に筋道を立てて説明する力が培われるところでもあります。また、防災や環境問題など、現実存在する課題を考える際にも、この理科の実験というのは大きく役立っているところであります。

したがって、教材整備事務の取組は極めて欠かせない、とても重要であると感じましたところから、質疑をさせていただいた次第であります。

本市におかれましては、児童・生徒一人一人の確かな学びを支える基盤として教材整備事務を着実に推進されますよう要望いたしまして、次の質疑に移ります。

日本全体の物価を示す消費者物価指数は、2020 年を 100 としたとき、2026 年 2 月から 4 月頃でおおむね 112 前後となっております、前年同月比で約 1 % から約 1.5 % の上昇が続いているところであります。

この上昇率であります、2023 年から 2024 年頃の約 3 % から 4 % 台に比べますと、鈍ってはいますものの、水準自体は高止まりしておりまして、依然として厳しい状況に置かれているところであります。

最後の質疑となりますが、昨今、物価高騰が進んでいるところでありますが、教材整備事務をどのように維持なさっておられるか伺いいたします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 教材整備事務に関する再度の御質疑にお答えいたします。

学校配当予算は、学校の運営管理や各種行事等に要する経費に係る学校管理費や、教材用の消耗品や備品の購入といった教材整備に要する経費に係る教育振興費で構成され、各学校では、それぞれの需要に応じて予算を執行しております。

学校配当予算は、この学校管理費及び教育振興費間の組替えも可能としており、各学校が各科目の執行状況と年間の執行見込みを勘案し、学校の裁量により組替えを行っております。

教育委員会では、物価高騰の中にあっても、学校で使用する教材は、児童・生徒の教育環境の向上を図るため必要不可欠なものと認識しており、今後におきましても、学校の教育活動に必要な予算の確保に取り組んでまいります。

○大矢保委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

本市教材整備事務におかれましては、これまでも国の教材整備指針等を踏まえまして、児童・生徒の学びに必要な教材の計画的な整備が進められてきたところと存じます。

一方で、近年の急激な物価高騰によりまして、図書、教具、消耗品など、教材全般の価格が上昇しておりまして、従来と同水準の予算では、現場が必要とする教材

を十分に確保できない心配など、懸念も存在しているところでもあります。

義務教育段階における学びの質を保障し、全ては子どもたちのためにという教育目標を実現していくためには、物価動向に見合った教材費の確保により、基礎的な教材はもとより、ＩＣＴ機器と連動した新しい教材や個別最適な学び、協働的な学びを支える教材なども含めまして、計画的に整備していくことが不可欠であると思うところであります。

つきましては、物価高騰の影響を十分に踏まえつつ、本市小学校教材整備事務の予算につきまして、必要な水準をしっかりと確保していただくとともに、教材環境の維持・充実に、より一層お力を注いでいただきますよう御祈念を申し上げまして、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○大矢保委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

早速質疑していきたいと思います。

初めに、４款衛生費１項保健衛生費１目環境衛生費、地球温暖化対策推進事業について質疑します。

市は、青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で位置づけた 2030 年度までに 2013 年度比で 51.1%の温室効果ガスの削減目標を掲げて、その目標まで残り 4 年余りとなりました。

2050 年にはカーボンニュートラルを目指そうと大きな目標を掲げる中ですが、そこに向けた現在の市の取組状況についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 赤平委員のカーボンニュートラルに向けた取組についての御質疑にお答えいたします。

近年、豪雨や猛暑など地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が全国的に顕在化しており、本市においても、陸奥湾の海水温上昇や短期間での集中的な降雪、桜の開花時期の早まりなど、市民生活や農林水産業、生態系等への影響が見られていることから、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進めていく必要があると考えております。

このため、市では、2024 年 3 月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050 年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すこととし、具体的な取組を示す青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を 2025 年 3 月に改定いたしました。

この実行計画におきましては、市域における温室効果ガス排出量の削減目標を 2030 年度までに 51.1%削減することを設定し、省エネルギー対策や再生可能エネルギー等の利活用など 6 つの基本方針に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で脱炭素化に取り組むこととしております。

具体的には、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を図るためのエアコン

や電気冷蔵庫等を省エネ性能の高い家電製品等買い換える際の支援や、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援等に取り組んでおり、令和7年度の支援件数は、省エネ家電等が1549件、自家消費型太陽光発電設備等が97件、電気自動車充電設備が8件となっており、令和8年度は5月末時点で省エネ家電等が567件となっているほか、本年度の新たな取組であります宅配物の再配達防止による運輸部門での温室効果ガス削減に向けた宅配ボックス設置に係る支援が6件となっております。

また、自家消費型太陽光発電設備等への支援については、本年度は県が県内市町村と連携し、県民全体を対象とした補助事業を実施しているところであり、今月、6月1日から受付を開始しているところです。

このほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止に寄与する活動に取り組む団体として、市が指定する青森市地球温暖化防止活動推進センターと連携し、環境学習や普及啓発活動を実施するなど、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じた脱炭素化に取り組むことができるよう各種施策を総合的に推進しております。

以上でございます。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 再エネ設備の補助事業、自家消費型のものについては、市の事業から県の事業に今移っているということで、現在は省エネ家電の買換えと、それから宅配ボックスの補助が市の事業としてはメインになっているということです。

一方で、寒冷地であり、夏も酷暑が多くなっている中で、設備導入だけでなく断熱化も重要になってきています。公共施設への導入や改修も計画的に行ってほしいと思います。

それから、省エネ家電の買換えなんですけれども、国の重点支援地方交付金活用事業を使っているわけなんですけれども、国も様々、民間事業者等と一緒に進めていくための支援メニューというのをいろいろ用意しているので、そういったものの活用もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

いずれにせよ、今後はどういう道筋で2050年のカーボンニュートラルを目指すのかということが重要になってくると思いますけれども、やはり他自治体でも進めているようなロードマップを作成していくことが私は必要だと思いますけれども、そこに対する考えをお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 赤平委員のカーボンニュートラルに向けたロードマップについての再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年3月に改定した青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、市域における温室効果ガス排出量の目標達成に向け、省エネルギー対策、再生エネルギー等の利活用など6つの基本方針を定め、市民、事業者、市の各主体において取

組を進めることで本計画を推進することとしており、本計画に掲げた温室効果ガス削減目標や基本方針ごとの成果指標の達成状況などを確認しながら進捗管理を行っております。

以上でございます。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ちょっとのみ込めないんですけれども、やっぱりいつまでに何をやっていくのかということが見えることで、市民や事業者の行動変容にもつながっていくというふうにも思うんです。前回同じことを聞いたときには、行政のみならず、市民、事業者が自分ごととして取り組んでいくことも肝要だという答弁もありましたけれども、自分ごととして取り組む、その下地をどうやってつくっていくかということも必要になってくると思うんです。

例えば市民で言えば、昨年9月末で食用油の回収をやめてしまったわけです。やはりこういう一つ一つの事業も大事だと思っております、これについては理由としてはいろいろ挙げられておりますけれども、やはりこうしたものも復活するべきではないかというふうに思いますけれども、考えをお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 赤平委員の廃食用油回収についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、一般家庭から排出される使用済み食用油、いわゆる廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再利用することにより、資源の有効活用及び環境負荷の低減を図る取組を実施してきましたところですが、廃食用油の精製処理を担っていました事業者から設備の老朽化、需要減少、これらによる採算性の悪化を理由としまして事業終了の申出があったことや、県内に代替となるバイオディーゼル燃料精製事業者が存在しないことなどから、バイオディーゼル燃料としての利活用の継続は困難と判断いたしまして、令和7年9月末をもって廃食用油の回収を終了したところです。

これに伴いまして市民の皆様には、廃食用油の処理方法については、不要な布や新聞紙に染み込ませるか、市販の凝固剤で固めた上で燃えるごみとして収集場所に出していただくよう周知しております。

今後につきましては、廃食用油の利活用に関する国や他自治体、民間事業者の取組や技術の動向を注視しながら、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 例えばコープあおもりなんかでは、店内でまだ廃食用油を回収していて、その使い道は恐らくこのBDFだとは——違うんですか、分かりました。そのコープ——生協とかと一緒に協力しながら、どうやったら青森市でも取組を復活できるかとか、そういうこともぜひ検討していただきたいと思うんです。

それから、BDF以外にもSAFですか、航空燃料として今使うということなんかも出てきているようですので、単純に、もう使えなくなったから回収をやめて、後はもう捨ててくださいというのは、これは流れに逆行しているというふうに思うので、そこは道を探求していただきたいというふうに思います。

それから、事業者に向けての行動ですけれども、これは要望しますけれども、例えば下関市では、環境配慮行動優良事業者認定制度というものを設けておりまして、幾つかのアンケートがあって、例えば小まめに電気を消していますとか、いろいろなこういう取組をしていますとか、そういうアンケートを取って、この認定制度で認定された事業者は市のホームページで広報されたりとか、それから、市発注のプロポーザルの入札時に優遇されたりなどインセンティブも用意されているということでしたので、自分ごととして取り組む、このことが肝要だという答弁が前回ありましたので、ぜひそういったことなんかも今後は検討していただきたいというふうに要望して、この項は終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費4目水路費、流域治水対策について質疑します。

本市の流域治水プロジェクトの概要についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 赤平委員から御質疑がありました青森市流域治水プロジェクトの概要についてお答えいたします。

青森市流域治水プロジェクトは、本市を流れる15水系の流域全体を対象に、県が主体となって、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減及び早期復旧・復興のための対策を取りまとめ、令和3年9月に策定しております。

本プロジェクトでは、県、本市及び関係機関等が一体となって治水対策に取り組むこととし、短期の取組としては、樹木伐採、河道掘削を集中的に実施することとしており、その後10年程度の中長期の取組としては、駒込ダム建設、天田内川や貴船川の河川改修、急傾斜地の土砂災害対策等を進め、市内全域の浸水被害の軽減を図ることとしております。

そのうち、本市においては、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための方策として、貴船川の河川改修、本市が管理する河川の樹木伐採、河道掘削、沖館川水系三内川に点在する仁八堤、笹森沼といった雨水貯留施設の機能維持などを行うこととしております。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 流域治水の考え方としては河川の掘削、それからしゅんせつなどと同時に、住宅街の細い水路や雨水管路なども重要な役割を担うこととなると思います。

例えば住宅街の水路については、側溝の側面が今割れて壊れているという相談や、それから、これは都市整備部というよりも、水道部のほうになると思いますけれど

も、雨水管路で言えば、底に泥が堆積しているという相談も寄せられていて、この雨水管路は、以前は定期的に泥上げもしてくれていたという声もある中で、やはりそういった適時適切な対応をお願いしたいと思います。

今回取り上げたいのは、今、答弁の中にもありましたけれども、三内にある笹森沼についてです。

近隣住民からも親しまれていますが、笹森沼が治水対策として果たす役割についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 赤平委員から再質疑がありました笹森沼の概要についてお答えいたします。

笹森沼は、沖館川水系三内川流域の急激な宅地化に伴い、治水安全度が著しく低下し、また、生活雑排水も流入していた三内川において、流域内に点在する笹森沼、仁八堤を改良することによって、流域の治水安全度の向上及び生活環境の改善を図るため、流域貯留浸透事業として堤体保護等の整備を行い、笹森沼は平成9年度に、仁八堤は平成11年度に整備が完了したものであります。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 その笹森沼ですけれども、最近、近隣住民から敷地内に雑木が非常に生い茂っているという声があります。

これは決して植樹したものではなくて、多分自然的に種が育ったものだと思うんですけれども、松などがあちらこちらで成長していて、虫も発生しているということなんですけれども、伐採等の対応をすべきと思いますけれども、対応をお示してください。

○大矢保委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 笹森沼の雑木伐採についての再度の御質疑にお答えいたします。

笹森沼については、市職員によるパトロールのほか、市民からの要望を受け、雑木の繁茂状況を確認した上で、適宜剪定や伐採を行っており、直近では令和6年度に約30本の雑木伐採を行っております。

今年度においても、繁茂状況を確認した上で治水機能の確保、周辺環境の改善のため、適宜剪定や伐採を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 笹森沼や、今回答弁にはなかったんですけれども、三内霊園隣の一ノ沼は、地域住民から散歩コースとしても大変親しまれております。

ただ一方で、これからの時期ですけれども、アメリカシロヒトリなどの害虫問題や雑木に大変悩まされているので、今後もしっかりと対応していただきたいと要望して、この項は終わります。

次に、6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費、ホタテガイ生産安定対

策について質疑します。

高水温の影響による陸奥湾ホタテガイの危機的状況が続いております。

令和7年度のホタテガイ高水温被害に対する令和8年度の本市の取組についてお示しください。

○大矢保委員長 答弁を求めます農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員の令和7年の降水量被害に対する本市の取組についての御質疑にお答えいたします。

令和7年におきましては、海水温の上昇傾向が続き、陸奥湾ではホタテガイの成長が止まり衰弱し始めるとされる海水温 25 度を超えた日数が過去最多を記録し、ホタテガイ生産に大きな影響を与えたところであります。

本市では、令和7年のホタテガイ高水温の被害に対しまして、各漁業協同組合及び漁業者等と協力しながら、ホタテガイ生産の回復及び漁業活動の継続に向けた取組を進めるため、令和8年度におきまして、ホタテガイの安定採苗に向け、親貝となるホタテガイ半成貝の地まき放流を支援いたしますホタテガイ母貝確保対策事業、ホタテガイ養殖の再生に取り組む中、物価高騰の影響を受けている漁業者への生産資材費等を支援いたします漁業活動継続支援事業、ホタテガイの不作、単価安及び自然災害等による生産金額の減少を補填する制度への加入を継続し、漁業経営の安定を図るため、各漁業者が負担します共済掛金を支援する特定養殖共済掛金補助事業、高水温等の影響に左右されにくい生産体制づくりを推進するため、新たな養殖魚種の導入試験等を支援いたします環境変化に強い漁業生産体制構築事業、高水温下における持続可能なホタテガイ生産体制を再構築するため、水中ドローン等を活用したホタテガイの生育分布調査を支援するサステナブル漁業構築モデル事業を実施しているところであります。

本市といたしましては、漁業者や漁業協同組合をはじめとする関係機関と連携を図りながら、これらの取組を着実に実施し、ホタテガイ生産の回復及び漁業の振興に努めてまいります。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今、春季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査ですか——まだ結果は出ていないと思いますけれども、これを待たずしても、既に今年も稚貝の付着が壊滅的であることは明らかとなっております。

今後の支援策の内容については、求められているものについては、この後述べますけれども、実態はいよいよ長期化している中で、漁業者の生活もアルバイトなどをしてやっとならなっているような状況だということでした。こうした状況は、まさに自然災害そのものだと思います。

ただ、市はこれまで令和5年度の高水温被害に対しては、特別災害指定を出しましたけれども、それ以来——令和6年度、令和7年度の高水温被害に対しては特別災害指定を出していません。その理由についてお示しください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ養殖の高水温被害に対する特別災害指定についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、令和5年以降のホタテガイ高水温被害に対し、ホタテガイ生産の回復及び漁業活動の継続のため、必要な支援策を継続して取り組んできているところであります。

令和5年の高水温被害においては、ホタテガイ稚貝のへい死率は青森市漁業協同組合で90.3%、後潟漁業協同組合で41.3%となったところであります。

市では、令和5年の高水温被害を特別災害指定し、市税及び介護保険料等の減免、市税等の徴収猶予・分納等を行ったところであります。

また、高水温によるホタテガイのへい死被害は、翌年以降のホタテガイ生産に大きく影響を及ぼしますことから、市では将来に向けて、1つに、漁業者の経営安定を図ること、2つに、ホタテが生産の回復を図ることとし、特定養殖共済掛金補助事業及びホタテガイ母貝確保対策事業を構築したところであります。

また、この事業につきましては、令和6年度及び令和7年度の高水温被害に対しましても、漁業経営の安定及びホタテガイの生産回復のため、特定養殖共済掛金補助事業及びホタテガイ母貝確保対策事業を継続して取り組むこととしたものであります。

さらに、令和7年度におきましては、環境変化に強い漁業生産体制構築モデル事業、また、令和8年度には、サステナブル漁業構築モデル事業を構築し、市としては将来に向けたホタテガイ養殖の回復と本市水産業の振興に取り組んでいくこととし、当該事業を構築したところであります。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これまでの答弁と同じなんですけれども、支援をやっているから出す必要がないとかそういう話ではなくて、やっぱり内外に対するメッセージだと思っうんですね。

やっぱり、市としても特別災害指定をしっかりと位置づけて、この高水温被害をどのように位置づけているのかということが問われる話だと思っうんです。なので、例えば生活支援があるとかないとか、そのような話でもないと思っうんです。長期化して被害が続いているわけですので、今からでも特別災害指定というのは、やっぱりやるべきだということは強く訴えたいと思っいます。

漁業者に話を伺いますと、例えば、籠屋さんなんかに影響は及んでいるということでしたが、ホタテガイを諦めたくないという漁業者がいる限り、その思いに寄り添った支援は続けてほしいと思っいます。

具体的な話として、例えば、これから漁業協同組合の中には北海道からの移入を具体的に進めるというところも出てくると思っいます。ただ、この北海道のホタテガイは移入するだけでもそれなりの費用がかかるということでした。

そこに対する支援をやる考えはないのかお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテ貝移入に係る支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

陸奥湾沿岸の協同組合で組織いたしますむつ湾漁業振興会では、陸奥湾外から水産物・動植物の移入に際し、漁業協同組合が定款及び漁業権行使規則で規定すべき内容、また、実際に移入を行う場合の手順等を定めたガイドラインを整理したところであります。

これを受けまして、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合において、現在陸奥湾外からのホタテガイ移入についてのルールづくりを進めているところであります。

市としては、陸奥湾外からの水産物の移入に関する漁業協同組合の取組状況を注視してまいりますとともに、現在行われております春季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の結果なども踏まえながら、これらについて対応してまいりたいと考えております。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もう1つは、ホタテガイの仕事をやりながら、今、陸奥湾でタイが釣れるそうなんです、結構な量が。その合間でタイ釣りをやってしのごうという方もいらっしゃるということでした。

ただ、その際に、例えば釣り船をやるなどというふうになったときに、遊漁船業の登録費用などがそれなりにかさむというお話も聞いています。

この登録費用などに対する支援もしてほしいという声がありますが、そこに対する市の考えをお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 遊漁船等に関わる再度の御質疑にお答えいたします。

ホタテ漁業者が自らの船舶を活用し、遊漁船等を行う際には、お客様を乗せて操業するための資格・免許、また、免許を取った上での各種講習の実施、さらにはお客様を乗せるための安全性の船舶の改良などに費用がかかるものと承知しております。

これらの取組に関しまして、漁業協同組合が一体となって新たな形態——経営事業として実施したいということであれば、環境変化に強い生産体制構築づくりなど、可能な事業等について支援できるものはしてまいりたいというふうに考えております。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 まず、特別災害指定を行ってほしいということと、それから今言った話は漁業者から実際に寄せられている声としてありますので、そこはぜひ支援策を今後検討していただきたいと要望して、この項は終わります。

最後に、10 款教育費 5 項社会教育費 2 目市民センター費に関連して、西部市民センターについて質疑します。

一般質問でもありましたけれども、私のもとにも西部市民センターについての相談が寄せられております。

一番多いのが室内プールはいつ直るのかということですが、一般質問のやり取りを聞いていると、現在原因や工事のやり方については調査中ということで、時期については示せないということですが、ただ、やはり住民からは、年内には直るのかとか、年はまたぐのかといったようなイメージだけでもつかみたいという声もいただいております。

そこで、類似施設の費用や工期についてお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 赤平委員からの類似施設の工事期間についての御質疑にお答えいたします。

西部市民センターの屋内プールにつきましては、現在、天井落下の原因調査と改修工事の内容の検討を並行して進めているところであり、天井材の種類、工法の選定、換気設備の在り方を含め、専門業者と協議を継続しているところであります。

類似施設の天井修繕工事につきましては、平成 24 年度に実施した市民室内プールの修繕工事の工期や、専門業者への確認により、単独工事として実施する場合の標準的な工期はおおむね 5 か月程度が 1 つの目安となるものと考えております。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今、物価高騰とか資材の入手が困難ということで、この 5 か月程度というのが本当に 5 か月ぐらいで収まればいいんですけれども、もしかしたら年をまたぐかもしれないということは、なかなか大変な状況だというふうに思います。

それで、子どもたちはもちろんなんですけれども、健康増進施設としての利用者も多く、残念に思っている方も多くいらっしゃいます。できるだけ早く直すように頑張っていたきたいと思いますが、これから夏にもなる中で本来であれば利用者も増える時期になったかと思います。ただ一方で、プールが現在使えないということをもっとも知らないという人も少なくありません。

そこで、例えば子どもたちや保護者などには、学校を通じて現在の状況や可能な限りの今後の見通しなどを周知するべきと思うが、市の考えをお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 赤平委員からの近隣住民への周知に関する御質疑にお答えいたします。

令和 8 年 5 月 3 日日曜日に発生した西部市民センター屋内プール天井材の一部落下を受け、教育委員会では、安全が確認できるまで当該プールの利用を停止することとし、直ちに館内の複数箇所にお知らせの掲示を行いました。

また、大型連休明けの 5 月 7 日木曜日には、授業で利用するため申込みのあった

学校へ個別に連絡したほか、5月8日金曜日には、市ホームページ及び市公式SNSにより、市民の皆様に周知しました。

今後は、広報あおもり7月号でも当該プールの利用停止についてお知らせすることとしております。

今後は、近隣の児童・生徒には学校を通して、また、地域住民には回覧板等により、当該プールの利用停止をお知らせすることとしております。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 例えば、私のもとには三内地区の住民から、近所で一緒に利用している人たちの中ですごく話になっていて、いつ直るのかというような話題になっているということもありましたので、そういった近隣住民への周知も今後はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それからプールだけでなく、今、学習室の空調なんかの故障もあるなど、最近、西部市民センターのあちらこちらでいろいろな設備不良、故障が多いような印象があります。

設備関係の一斉点検などを行う必要があるのではないかと思いますけれども、そこに対する考えをお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 西部市民センターに関する再度の御質疑にお答えいたします。

西部市民センターにつきましては、青森市西部市民センター指定管理業務仕様書に基づき、指定管理者が日常的に施設の点検を行っております。

定期点検につきましては、建築基準法に基づき、3年以内ごとに実施することとされております。

今後につきましては、これらの点検に加え、専門の業者や教育委員会事務局の技術職員による点検など、関係部局との連携や実施体制を強化し、当該施設の安全確認を徹底してまいります。

○大矢保委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 西部市民センターは児童室もあつたり、様々な年代の利用者がいる中で、最近いろいろなところで故障が多いような印象があります。

それぞれ壊れてから都度都度対応するのではなくて、やはりこれだけ多いのですから、設備関係を一斉に点検するとか、そういったことも必要だというふうに求めて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○大矢保委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時5分からといたします。

午後0時4分休憩

午後 1 時 4 分再開

○大矢保委員長 休憩前に引き続き、委員会を開催し、質疑を続行いたします。

蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 立憲民主・社民、蛭名和子です。

3 項目のうち、最初に 7 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費の浪岡フードバレイ推進事業について質疑いたします。

浪岡フードバレイ推進事業は令和 7 年度がスタート年となり、浪岡フードバレイ推進協議会を設立し、栗原心平氏の料理教室や、なみおかフードフェス、発酵フェス青森 2025 などに取り組んできたと承知しています。

本事業について、令和 7 年度の実績及び令和 8 年度の事業内容を示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 蛭名委員からの浪岡フードバレイ推進事業についての御質疑にお答えいたします。

浪岡フードバレイ推進事業につきましては、浪岡地区が全国有数のリンゴの産地であるほか、バサラコーンやおもりカシスといった特色ある農産物が豊富であること、また、来場者が年間 200 万人を超える「道の駅なみおか アップルヒル」を擁するなど、食や集客面において高いポテンシャルを有していることから、浪岡地区を食の領域での新たな事業創造拠点、浪岡フードバレイと位置づけ、昨年 4 月、青森市浪岡商工会や青森中央短期大学等、産学金官の 8 団体で構成する浪岡フードバレイ推進協議会を設立し、優れた農産物の生産力の強化をはじめ、特産品の商品化やブランド化、販売力の強化などを図っていくこととしたものであります。

同協議会の令和 7 年度の取組といたしましては、本市食材を生かした商品として、料理家の栗原心平氏のプロデュースにより、八甲田牛や地元産トマトなどを使った新たなメニューを開発いただき、10 月からアップルヒルのレストランにおいて提供を開始しております。

また同じく 10 月には、青森中央短期大学による地元食材を使ったスイーツのお披露目会や試食コンテストといった浪岡地区の食の魅力及び食文化の発信を目的とした、なみおかフードフェスを開催したほか、本年 3 月には、浪岡フードバレイのさらなる推進に向け、今後の方向性や推進体制等を定めた浪岡フードバレイ構想を策定したところであり、この中で、優れた農水産物の生産振興、加工品・土産品・地域グルメの開発・高付加価値化、戦略的販路開拓・販売 P R の 3 つの方向性を掲げ、取り組んでいくこととしたところであります。

令和 8 年度におきましては、浪岡フードバレイ推進協議会への負担金として 146 万円を計上しており、同協議会においては、当該構想に基づき、浪岡地区の特産品

を活用した商品開発に向けた検討や、青森中央短期大学と株式会社アップルヒルとのコラボレーションによる土産品の開発のほか、昨年度に引き続き、なみおかフードフェスを開催するなど、食を通じ、浪岡地区の活性化を図っていくこととしております。

○大矢保委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 令和8年度も様々取り組むようでありますので、新たな商品開発が期待されるところです。

次の質疑は、令和8年度、浪岡フードバレイ推進協議会の事業費負担金の146万円の内訳を示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 浪岡フードバレイ推進協議会の事業費についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡フードバレイ推進協議会の事業費146万円の内訳としましては、浪岡地区の特産品を活用した土産品開発といった食品開発経費として、地域ブランド開発事業費が78万9000円、なみおかフードフェス開催に係る経費としまして、イベント開催事業費が55万円、ポスター・チラシ等の広告宣伝費が7万8000円、その他事務費といたしまして4万3000円を計上しているところであります。

以上でございます。

○大矢保委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 浪岡フードバレイ推進事業は大変よい取組だと感じております。

農産物の生産強化、そして食の事業創造拠点となるものであり、さらには浪岡地区の地域活性化のみならず、市全域に効果が広がってほしいと期待しております。

これでこの項は終わります。

次は、6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費です。被災施設畜産農家支援事業についてです。

県の農林水産部が4月1日時点で取りまとめた令和8年の豪雪に係る被害状況等では、畜産関係でも特に、青森市と弘前市で大きい被害が出ていることが分かりました。

6月補正予算案として、被災施設畜産農家支援事業で補正額4480万3000円が計上されておりますが、この事業についての被害状況、支援事業の概要等を示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 蛭名委員の被災施設畜産農家支援事業についての御質疑にお答えいたします。

令和8年1月からの豪雪により、被害を受けた本市域における畜産関係施設につきましては、後潟地区、鶏舎全壊1棟、六枚橋地区、堆肥舎全壊1棟となっており、被害金額は合計で4602万6000円となったところであります。

本市では被害を受けました畜産農家が早期に復旧し、営農活動を継続していただくため、県の補助事業を活用し、被災施設畜産農家支援事業を構築したところであります。

具体的には、被災した畜舎等の修繕、再建及び撤去に要する経費を対象とし、対象経費の2分の1以内の額を補助することとし、本定例会に補正予算案を計上したところであります。

本市といたしましては、被災された畜産農家が引き続き安心して営農を続けられるよう、県など関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。

○大矢保委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 全壊が2棟ということでしたけれども、その他畜産関連施設での被害——雪害の状況がありましたら示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 その他畜産関連施設での雪害の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市における畜産関連施設の雪害状況につきましては、家畜の敷料として活用するもみ殻保管用のパイプハウス1棟に被害が発生しております。

畜産農家のパイプハウスにつきましては、必要に応じて本定例会に同じく補正予算案を計上しております被災施設園芸農家支援事業における支援を検討しているところであります。

○大矢保委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 鶏舎、それから堆肥舎等の全壊被害があったようです。2年連続の豪雪により、被害が甚大になったと思います。被災された畜産農家が引き続き安心して、営農できるよう支援をお願いいたします。

これで、この項は終わります。

次は、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、地域市民館整備事業補助金についてです。

近年、役員を担う人がいないなどの理由で、町会や町内会等の存続が危ぶまれております。こういった中で、地域市民館は、町会活動の拠点となり、役員会や地域包括支援センターの講座、高齢者等が集う場所となっております。

本市では、町会・町内会の活動を支援する様々な事業を実施しておりますが、そのうち、地域市民館整備事業補助金の制度内容を示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長 蛭名委員の地域市民館整備事業補助金の制度内容についての御質疑にお答えいたします。

本市では、町会・町内会の健全な運営と地域活動を支援するため、町会等が主体的に取り組む、地域住民が集い、ともに活動できる場づくりや、環境づくりに対して各種補助制度を設けております。

そのうち、地域市民館整備事業補助金は、町会等が設置し、管理運営する地域市民館を新築または改築、あるいは老朽化した外装や室内を改修する場合の経費の一部を支援する制度であります。

具体的にはまず、一般財団法人自治総合センターの助成を受けて新築や改築を行う場合は、対象経費の10分の7以内で最大2250万円を補助しております。

そのほか、新築・改築・中古施設の取得の場合は、対象経費の2分の1以内で最大500万円を、また、改修の場合は対象経費の10分の7以内で地域市民館の築年数に応じて最大170万円から320万円を、さらに、トイレ水洗化の場合は、対象経費の10分の7以内で最大91万1000円に加算額を加えた額を、それぞれ補助しております。

○大矢保委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 改修等は10分の7というかなり高い補助率でもあるんですけども、昨今青森市の夏も猛暑が続くようになりました。

地域市民館では、まだエアコンがないところも多いと思うんですけども、暑くて集まりが悪いとか、夏場の町会活動が停滞している状況もあるようです。

また、扇風機はあるものの、それではとても熱中症予防はできませんので、そこでお尋ねしたいんですが、この地域市民館整備事業補助金でエアコンを設置しようとする場合は、補助対象となるのかお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長 蛭名委員の補助対象経費についての再度の御質疑にお答えいたします。

地域市民館整備事業補助金のうち、地域市民館の新築・改築事業の場合は、建物と一体不可分として整備される天井埋め込み型エアコンのほか、壁かけタイプのエアコン設置につきましても、一般財団法人自治総合センターの助成金と整合を図る観点から補助対象経費として認めております。

一方、市の独自財源で行われる地域市民館の改修事業の場合は、天井埋め込み型エアコンは補助対象経費として認めてはおりますが、壁かけタイプのエアコンにつきましてもは備品購入に当たるため、補助対象として認めていないところであります。

○大矢保委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 地域市民館整備事業補助金で――壁かけタイプのエアコンは備品購入に当たるため、補助対象とならないということでした。

今、夏の熱中症予防対策、熱中症の危険度も認識されてきており、青森市も市民センター等のエアコン設置や、7月からは涼み処やクーリングシェルターも設置することになっていると思います。

町会活動等を担っているのはまだ高齢者が多いわけですので、壁かけタイプのエアコンを必要とする地域市民館も多いと思われます。

この補助金でなくてもいいので、設置について補助事業を検討してもらうようお

願いして、この項を終わります。

以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○大矢保委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 創青会、舘山善也です。

この場をお借りしまして、所見を述べさせていただきます。

1月の雪深い中、青森ねぶた祭実行委員会と青森ねぶた運行団体協議会と青森市役所、そして私の4者間でお話を——設けていただきました。観光課ねぶたプロモーション室の方を中心に設定を組んでいただき、本当にありがとうございます。

そのときに話をした中で、ねぶた小屋常設化ということで今動いておりますが、決してねぶた小屋常設化が主ではなくて、私が描いているのは、ねぶた師の環境整備であるということを思っております。

その中で、今のねぶた小屋ですとテント式ですので、どうしても新品であっても雨漏りは避けられないということを含め、また、環境面や安全面を含めて常設化がいいということになりまして、そこで常設化を訴えているわけですが、この機会での話の中でねぶた小屋、今でも決まらずにテント式のものを使っておりますが、その中で衛生面というところで、従来ですと、テント式の小屋——ねぶた小屋の裏のほうにプレハブのトイレを設けていまして、夜中遅くなったり、女性のねぶた師やボランティアも多い中、そこを利用するという形ですので、非常に怖くて、環境整備も悪いというところがありまして、青森ねぶた祭実行委員会のほうに、そのことを投げかけたときに、アスパムのトイレも使ってもいいかということを申し出ました。

そうしたら、アスパムのほうでも検討してくださり、ねぶた小屋はそのままなんですが、早速今回トイレのほうを使わせていただけるということになりまして、アスパムの営業時間外でも、ねぶた師のために開放するということになりましたことを、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、10款教育費6項保健体育費1目保健体育費総務費に関連して、国スポについて御質疑させていただきます。

第80回国民スポーツ大会が青森県で開催されます。青森市でも競技が行われる予定であります。青森市民の機運を高めるために、1つとして、青森市で行われた北島康介氏トークショー&水泳教室が開催されました。非常に好評で、新青森県総合運動公園にある50メートルの室内プールを使って、北島康介氏トークショー&水泳教室が開催されたと聞いております。

また、この50メートルの室内プールなんですけれども、県都の青森市として、今はあるわけなんです。波及が及びますと、全国で3県ほど造られてないところがある中で、青森市がワーストスリーということがあったんですけれども、今回、鰯ヶ沢町の富田重次郎先生に御尽力いただきまして、青森市にも造ってもらえるとい

うことになりました。非常に感謝していると思います。

また、このトークショーで、北島康介氏以外に萩野公介氏、中村礼子氏のオリンピックが参加されて、非常に注目も浴びて報道もされました。

また、実際参加された方は 100 名を超えるほどの人気ぶりです。また、学校等、小学校を中心に動いてもらいまして、教育委員会にも御尽力いただきましたことをこの場を借りて御礼したいと思います。総勢は 380 名と報告を受けておりますが、思った以上に来たなと思っております。

それでは、早速質疑に入りたいと思います。

第 80 回国民スポーツ大会の開催概要を示していただけますか、お願いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 館山委員の第 80 回国民スポーツ大会の開催概要についての御質疑にお答えいたします。

本年、青森県で開催されます第 80 回国民スポーツ大会——愛称、青の煌めきあおもり国スポといいますが——についてであります。本市におきましては、誰もがスポーツに親しめる環境づくりの実現に向け、全ての市民がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」という様々な参画を通じて、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、人と人との絆を育むとともに、青森の多彩な魅力を発信するなど、市民総参加による青森らしさを生かした大会を目指し、開催することとしております。

第 80 回国民スポーツ大会の開催概要についてであります。本年 9 月から 10 月にかけて、県内市町村を主な会場地といたしまして、正式競技 37 競技が開催され、本市におきましては、開会式・閉会式のほか、陸上競技、水泳、テニスなど、県内最多の全 14 競技 19 種目が開催されることとなっております。

その会期につきましては、10 月 10 日の総合開会式に先立ち開催されます会期前Ⅰ及び会期前Ⅱと、総合開会式から 10 月 20 日の総合閉会式までの期間に開催されます本会期の 3 つの会期に分けて行われます。

会期ごとの開催競技であります。まず、会期前Ⅰにつきましては、9 月 3 日から 13 日までとなっており、本市における開催競技は、水泳、ビーチバレーボール、ハンドボールなどの 6 競技 9 種目について、マエダアリーナ 50 メートルプールやサンセットビーチあさむし特設会場、盛運輸アリーナ、マエダアリーナなどで開催いたします。

次に、会期前Ⅱにつきましては、10 月 2 日から 9 日までとなっており、本市における開催競技はアーチェリーの 1 競技 1 種目について、カクヒログループアスレチックスタジアムで開催いたします。

最後に、本会期につきましては、10 月 10 日から 20 日までとなっており、本市における開催競技はテニス、6 人制バレーボール、卓球などの 8 競技 9 種目について、新青森県総合運動公園テニスコート、マエダアリーナ、カクヒログループスーパアリーナなどで開催いたします。

以上でございます。

○大矢保委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございました。

会期が3つに分かれているということが、初めて分かりました。

10月10日に開会式が行われまして、9月3日から13日までが水泳を含む競技が行われるということで、10月2日からはアーチェリーと、10月10日に開会式という形になりますので、この辺はなかなか承知しづらい部分がありましたので、皆さんに把握しておいてもらいたいと思いますし、また、先般この国スポに関してポスターが掲示されましたが、そこにも10月10日はありましたけれども、会期前Ⅰ、会期前Ⅱのほうは明記されておられませんでしたので、この会期前Ⅰ、特に水泳競技が9月3日から始まるということに関して、関係者は分かっていると思いますが、御覧になれる方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、再質疑をさせていただきます。

青森市で開催する水泳競技の概要を示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 水泳競技の開催概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市において開催いたします第80回国民スポーツ大会水泳競技につきまして、会期前Ⅰの初日となります9月3日のアーティスティックスイミングを皮切りとして、水球については9月5日から8日まで、競泳については9月11日から13日までマエダアリーナ50メートルプールを会場といたしまして開催いたします。

また、オープンウォータースイミングにつきましては、多くの関係者から高い評価をいただいております浅虫湯ノ島を周回するサンセットビーチあさむし特設会場におきまして、9月9日に開催いたします。

以上でございます。

○大矢保委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございました。

会期の初日である——水泳競技は4つ種目がありまして、そのうちの飛び込み以外は青森で行われるということでありました。アーティスティックスイミングも行われるということです。非常に見応えがあるなと思っておりますから、あくまでも会期——総合開会式の前に行われるということを忘れずにお願ひしたいと思います。

また、遠泳であるオープンウォータースイミングのほうは、漁業協同組合連合会の方を含めて関係者に協力を仰ぎながら行っていくと思いますので、皆さん気をつけて見ていただきたいなと思っております。

続きまして、青森市で開催する水泳競技に関する主な予算概要を示していただけますか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 水泳競技の予算概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

第 80 回国民スポーツ大会の水泳競技に関します運営経費につきましては、競泳が約 1 億 7193 万円、水球が約 4877 万円、オープンウォータースイミングが約 3251 万円、アーティスティックスイミングが約 2284 万円となっており、水泳競技全体で約 2 億 7605 万円となっております。

なお、この全体経費の内訳といたしましては、項目別に申し上げますと、仮施設設費や看板製作費等の会場設営費といたしまして約 8124 万円、会場警備や映像・音響関連等の委託料といたしまして約 7587 万円、選手・監督等バス等の輸送経費といたしまして約 7234 万円、競技役員等の日当交通費・宿泊費等の人件費が約 3342 万円、その他の経費といたしまして約 1318 万円となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

特に人気スポーツである競泳に関して、私も茨城県のとときの国体を見に行かせていただきました。

実際、スタートとゴールが一緒なので、そこが一番混み合うところであって、そこからあふれた方というか見れない方は、仮設のほうの表にあるオーロラビジョンで見ていただきながら、声援を送っているのが思い浮かべられます。

青森市でも同じようなことが想定されますので、やはり仮設であっても、人件費がかかる形がありますので、そこは十分注意してもらいたいと思います。

特に人気のスポーツもそうなんですが、人気選手の場合、私も会ったことがある池江璃花子選手ですと、やはり大分混み合うんじゃないかなと思っております。

また話は戻りますが、新青森県総合運動公園にある 50 メートルの屋内プールは、アスリート専用の食事もありまして、また、アスリート専用の合宿所もあるという形で、池江璃花子氏もいまして、それを指導する方もいて、そこで話をしたんですけども、日本の国内でも 5 番目に入るぐらいの気に入った施設であるということで、雪深い中で合宿を行ったんですが、実際に運動靴で移動しているぐらいに雪がなく、スムーズに行動できるということもあって、私が見た限りでは、テレビもなければ何もないなという感じするんですが、若い方はテレビも見ないという形で、づくりが非常に充実しているように感じて——思いましたので、今後も活躍を願って、青森の子どもたちに夢を与える競技にしていきたいなと思っております。

以上です。終わります。

○大矢保委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎です。

早速質疑に入っていきたいと思います。

1 点目は、議案別冊「令和 8 年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和 8 年第 2 回定例会）」、3 款民生費 2 項児童福祉費 4 目母子生活支援施設費に関連をし、すみれ寮運営事業について伺いたいと思います。

すみれ寮運営事業の補正予算案について、その概要をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 竹山委員からのすみれ寮運営事業についての御質疑にお答えいたします。

青森市立すみれ寮は、児童福祉法第 38 条に基づき、母子の保護や自立の促進を目的に設置している母子生活支援施設であり、社会福祉法人敬仁会が指定管理者として管理運営を行っております。

すみれ寮運営事業の補正予算案の概要についてであります。株式会社アイ工務店様から本市の子育て支援事業に活用してほしいとの思いから、企業版ふるさと納税を活用した 3000 万円の寄附の申入れがあり、本市におきましては、寄附者の意向も踏まえ、当該寄附金の一部をすみれ寮の備品購入等のために活用することといたしました。

具体的には、入所している児童が使用する木製ままごとセットの購入、電動揺り籠の購入、集会室に設置している防災カーペットの更新などに充てることとしており、これらすみれ寮の備品購入等に係る経費、合計 4 万 2000 円を令和 8 年度一般会計補正予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○大矢保委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございました。

母子の保護や自立の促進を目的に設置してると。それから、株式会社アイ工務店様から、企業版ふるさと納税を活用してと。うちの木下委員だとか工藤健委員の質疑の中にも登場しますけれども、3000 万円の寄附の申出があつて、それを活用すると。本当にありがたいものだと思います。その一部を活用して、備品購入に充てるという答弁でありました。

やり取りをして分かったことですが、すみれ寮は、昭和 50 年に県立青森母子寮が市に移管になったということで、当時、定員は 35 世帯だった。で、平成 10 年に児童福祉法の一部が改正され、母子生活支援施設ということで、青森市立すみれ寮となったと。そして、平成 23 年 12 月から施設を改築して、平成 26 年 5 月から新しい施設として供用開始し、平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入して現在に至るということだったと思います。

そこで、再質疑いたします。

指定管理者制度導入以降、すみれ寮の入所世帯数と入所者数について教えてください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 すみれ寮の入所世帯数及び入所者数についての再

度の御質疑にお答えいたします。

すみれ寮につきましては、委員御紹介のとおり、平成 28 年度から指定管理者制度を導入しており、各年度の 4 月 1 日時点における入所世帯数及び入所者数につきましては、平成 28 年度、1 世帯 2 人、平成 29 年度、6 世帯 17 人、平成 30 年度、13 世帯 29 人、平成 31 年度、16 世帯 42 人、令和 2 年度、11 世帯 26 人、令和 3 年度、14 世帯 32 人、令和 4 年度、15 世帯 35 人、令和 5 年度、15 世帯 35 人、令和 6 年度、15 世帯 35 人、令和 7 年度、12 世帯 31 人、令和 8 年度、11 世帯 27 人となっております。

○大矢保委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 どうもありがとうございます。

ここ五、六年は 15 世帯前後、そして 30 名前後ということで推移をしていると。

ここは母子の保護あるいは自立の促進、これが目的でありますけれども、様々な事情から入所されているということについては理解をします。

世帯数と入所者数を見ると、多分お母さんと乳幼児から高校生までの方が入所していると。話の中で、おおむね 2 年程度を平均に入所しているということでした。

私も、多分 10 年くらい前だと思うんだけど、DV の被害に遭って、もううちに戻れない、子どもと一緒にどこかを探しているんだけど、相談できるところがないだろうかということで、市内のそういう人たちを専門にお話を聞くそういう事業所、あるいは市役所に今もあると思うけれども、相談コーナーがあって、最終的にすみれ寮にお世話になったという経過もありますので、こういう案件については、自分自身もこれまで、数件携わってきたという経緯がありますので、そのときにやっぱり気をつけないといけなかったのが、配偶者に知られないこと。例えば、ふとした関係から居場所がばれたり、そういうことでまた大変な目に遭うということなど様々ありました。

質疑は以上でありますけれども、精神的にも身体的にも、もう大変な状況、深刻な状況の人たちが利用する施設ですから、そういう意味では利用者に安心を与え、支援していくということが根本です。

そういう意味では、これからも利用者に寄り添って、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

この項は以上で終わります。

2 点目は、議案別冊「令和 8 年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和 8 年第 2 回定例会）」、国民健康保険事業特別会計の 5 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目基金積立金に関連をして、国民健康保険財政調整基金積立金について伺います。

今回の国民健康保険事業特別会計補正予算で、財政調整基金積立金 1 億 3450 万 2000 円が減額ということになっておりますけれども、その理由について示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長 国民健康保険事業財政調整基金についての御質疑にお答えいたします。

当該基金であります。国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するため、条例に基づき設置される基金であり、残高は令和7年度決算見込みでは約5億600万円となっております。

お尋ねの財政調整基金積立金の減額理由であります。国の子ども・子育て支援金制度の創設に伴いまして、令和8年4月から本市においても、保険税と併せて子ども・子育て支援納付金を新たに徴収する必要性が生じました。

しかしながら、青森市国民健康保険運営協議会からの答申内容等も踏まえ、新たな負担が生じないよう税率を調整し、全体の負担額に変更がないようにしたものであります。

なお、国民健康保険事業特別会計に係る補正予算におきましては、県に納付する子ども・子育て支援納付金として1億4749万円を計上している一方で、その財源として、令和8年の収支見込みなどを勘案しまして、不足となる1億3450万2000円を基金積立金から減額して調整したものでありまして、現在補正予算案として御審議いただいているところです。

以上でございます。

○大矢保委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

令和7年度決算見込みで、この基金について約5億600万円ということで、これは県内の他市と比較しても決して多くはないですね。それでそのときに、この基金を積み立てようとしたものを減額するというのが、そもそもどうしてなのかなと実は思ったんです。

ただ、国の子ども・子育て支援金制度創設に伴って、この4月から保険税と併せて、子ども・子育て支援納付金を新たに徴収する必要性が出てきたと。それで、そのことを、いろいろ考えた中で精査をした結果、全体の負担額に変更がないように考えたということでした。そのことについては了解です。

この際に、青森市国民健康保険運営協議会の中で様々な議論がされていて、この運営協議会においても、今ほどのところは了解と、評価できるという答申もされるようであります。

ここから1つ要望ですけれども、この答申書にもありますけれども、まず、令和12年度から保険税水準の統一をすると。だから、青森県内でそれが統一になるということであるし、令和9年度、令和10年度に、段階的にこの徴収額については引上げとなるということが決まっている。県の保険税水準の統一と併せて、そういうものがあるということで、段階的に引上げになるということは了としながらも、急激に税が引き上がるということのないように、ぜひ長期的に考えた上で進めていただきたいということを要望して終わります。

○大矢保委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。

初めに、要望を申し上げます。

中東情勢により、それに伴う物価高騰の影響は、市民の皆様、中小企業、個人事業者にも、もろに影響が出ております。

私も建設業、住宅産業の大工の方からもお声をお聞きしてまいりました。シンナー不足、ナフサ由来の様々なパーツ部品が入ってこない、このままでは工事に入れない、私たち零細企業は大変な状況にある。

ある飲食店からは、材料の値上げが、ずっと続いており、お客さんには申し訳ないが、この6月からメニューの料金を上げさせてもらった、毎日ランチで来店してくれたお客さんが突然来なくなってきたと、つらい状況もお聞きしたところであります。

この春に実施した事業者向けの例のあの支援——法人 10 万円、個人事業者 5 万円は大変喜ばれました。個人事業者からは、本当に助かったと喜びの声を何人もの方からいただきました。

昨日、西市長は、事業者支援の追加提案を今定例会中に間に合わせるよう検討しているとの表明をしました。公明党会派としても、事業者支援の追加提案を要請するものであります。西市長、よろしく願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 7 目健康増進事業費についてお尋ねします。若年がん患者在宅療養支援についてであります。

昨日、がん対策の根幹であるがん対策基本法が議員立法で成立してから 20 年となりました。全国どこでも質の高いがん治療を等しく受けられる社会を目指して、医療提供体制が整備されてきました。

昨日報道されていましたが、この間、治療成績は大幅に改善しています。男性の前立腺がんの生存率は 59.4% から 94.3%、また、女性の喉頭がんは 45.2% から 77.4% と、大幅に改善されています。(発言する者あり) はい、肺がんもです。一般質問でも触れましたが、その他の部位でも生存率は確実に伸びております。

今回はそうした中で、がん患者への療育支援について拡充を要望したいと思えます。

これまで、がん患者への支援といえば、40 歳以上は介護保険制度を利用でき、18 歳未満は、小児慢性特定疾病医療費助成制度及び児童日常生活用具給付事業などがあります。このたび、このはざまの年齢に当たる方の相談を受けました。

そこで確認いたします。

本県における 15 歳から 39 歳までのがん登録数をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 山本委員からの本県における 15 歳から 39 歳までのがん登録

数についての御質疑にお答えいたします。

がん登録とは、がん対策基本法及びがん登録等の推進に関する法律に基づきまして、がんの診断や治療に関するデータを収集、管理、分析する制度のことでありまして、がん登録によって毎年の罹患数——新たに診断された数ですが——罹患数や生存率——診断から一定期間生存している人の割合——などが分かるとされております。

なお、データの収集、管理、分析に当たりましては、個人情報厳重に守られておりまして、データを公表するときには匿名化するために、個人が特定されるということはありません。

日本にあるがん診療を行う全ての医療機関では、がんと診断された個人のがんの種類、診断日、治療等の決められたデータを抽出するなどして、所在地の都道府県のがん登録室に届出し、都道府県は届出のあったデータを登録することとされております。

また、各都道府県のがん登録室と国から委託を受けた国立がん研究センターでは、病院から届いたデータを整理し、がんと診断された個人ごとに、がんや治療に関する情報をまとめています。さらに、がんと診断された個人の治癒や生存の状況を把握するため、全国がん登録システムで一元管理しており、国のウェブサイトや国立がん研究センターが運営するウェブサイト、がん情報サービスで公開されております。

がん情報サービスの院内がん登録全国集計結果閲覧システムで確認しましたところ、2023年の本県の15歳から39歳までのがん登録数は346件でありまして、本県の登録数全体に占める割合は2.5%となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

全国がん登録システムで、がん患者の数は一元管理されているということが分かりました。2023年の本県の15歳から39歳のがん登録数は346件、全体の2.5%であるとのことでした。

当然、ちょっとこの2.5%と数は少ないんですけども、後に述べますけれども、とてもここにはやっぱり小児がん、また、この働き盛りの若い世代のがんとは、高齢者になってかかる部位のがんとは違って、なかなか治りにくかったりするという状況もありますので、今回はこのAYA世代に注目させていただきました。

本当は青森市のがん登録数を確認したかったのでありますが、個々の医療機関の病院での数ではありますが、これは公表されていないデータなので、青森県内のがん登録数ということで答弁をいただきました。

実はこのたび、訪問看護サービスを実施している事業所の看護師から相談がありました。サービスの利用者は、まさにこの15歳から39歳の若年世代の方です。い

わゆるAYA世代の方でした。

訪問看護の利用者は、病院での治療を終えて自宅での在宅療養に励んでいたとのこと。自宅では電動ベッド、トイレ、手すりなど様々な日用補装具を準備され、全て自前ですので、御両親の経済的御負担はあったと思います。残念ながらその方は——その青年は32歳で亡くなりました。改めて若年世代のがん治療、そして療養支援の必要性を痛感した次第です。

相談に来られた訪問看護師から、他の世代は支援制度があるのに、まさに支援のはざまになっているこの18歳から39歳までの若年世代にも、在宅で療養支援を広げてほしいと要望いただきました。現場からの声です。

看護師は、今年から弘前市が支援開始をされたこと、また、自治体として支援が進んでいる福島市や埼玉県などの資料を持参して、相談に来られました。

そこでお尋ねします。

18歳から39歳までの若年がん患者の在宅療養支援に係る助成制度を設ける考えはないか、市の見解を示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 若年がん患者在宅療養支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

若年がん患者が住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して療養生活を送ることを目的に、一部の自治体において、車椅子や特殊寝台などの福祉用具の貸与や購入など、介護保険制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用することができない18歳から39歳までの在宅生活を営む若年がん患者を対象に、在宅療養支援に係る助成を行っているということは承知しております。

本市では、若年がん患者の在宅療養支援に係る助成制度につきまして、国の福祉制度のはざまにある方々への対応ということになりますので、自治体ごとではなく、本来は国全体の制度として整理されるべき課題であると認識をしております。

昨年度、全国知事会におきましても、制度の創設について国に対して要望がなされているということから、今後も国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○大矢保委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁では、本来は国全体として整理されるべき制度だと。知事会としても制度の創設を要望しているということで、御答弁いただきました。

若年世代へのがん患者在宅療養支援は、私も粘り強く求めてまいりたいと思います。

先ほど答弁がありましたが、40歳からは介護保険制度、そして18歳未満までは小児慢性特定疾病医療費助成があるので、まさにここがはざまだったわけでありますので、医療・福祉政策をはじめ、様々な分野ではざまがあります。

私たち議員は、あらゆるところから、今いろいろなその制度の相談を受けている

わけでありますけれども、本県では、弘前市、三沢市で導入がスタートし、つがる市も導入を検討しているとの報道がありました。

本市の導入が県や国を動かすため、よろしくお願いいたします。

この項は終わります。

次に、6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、農作物鳥獣被害対策についてお尋ねします。

これまで、2年くらい前までには、農作物における鳥獣被害というのは、猿やニホンザル——猿がもうメインで、猿や小動物による被害への対策が主だったと思います。

昨年からツキノワグマの出没が多発しており、農作物における鳥獣被害は、熊の追い払い、箱わなの設置など、熊対策にもしっかりと実施していただいていると感じております。

そこでお尋ねします。

令和8年度の農作物における鳥獣被害対策をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 山本委員の農作物鳥獣被害対策についての御質疑にお答えいたします。

本市における農作物鳥獣被害対策につきましては、青森市鳥獣被害防止計画に基づき、青森県猟友会や青森警察署、青森農業協同組合など、関係機関による青森市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、農作物被害対策に取り組んでいるところであります。

具体的な取組といたしましては、青森県猟友会会員と市職員で組織する青森市鳥獣被害対策実施隊によるパトロール活動や追い払い活動、生息・被害調査の実施、また、電気柵の設置による追い払い、大型囲いわな及び箱わなの設置による捕獲活動の実施、電動ガンやスターターピストルの貸出しやロケット花火、動物駆逐用煙火の提供などに取り組んできたところであります。

これらの取組に加えまして、令和7年度におきまして、農地におけるツキノワグマをはじめとした鳥獣の出没及び被害が増加したことを踏まえまして、令和8年度から新たに農業者自身が行う鳥獣被害対策に係る費用の一部を支援する青森市農作物鳥獣被害対策資材等導入支援補助金制度を創設したところであります。

支援制度の概要につきましては、対象者は本市に住所を有する農業者、農業法人等、補助の対象となる資材につきましては、1つには電気柵、箱わな等の整備、2つには爆音機、熊撃退スプレー等、鳥獣被害対策資材の整備としております。

補助率は、資材等の購入に要する経費の2分の1以内とし、補助上限額は、電気柵、箱わな等の整備は15万円、その他鳥獣被害対策資材の整備は5万円としております。

本市としては引き続き、青森市鳥獣被害対策実施隊及び農業者の皆様などと連携

しながら、農作物鳥獣被害対策に取り組んでまいります。

○大矢保委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

今年度から市独自の補助制度を導入していただきました。ありがとうございます。
電気柵、箱わなを含め様々であります。

いろいろ聞いたら、熊撃退スプレーもやっぱり、農作業で影響を受けちゃいけないということで買っている方もいて、ネットで見ると1万6000円ぐらいから数千円のものと同様あるんですけれども、農作業の安全確保ということで、そういったことにも助成、また、電気柵、箱わなは15万円まで、その他は5万円ということで、しっかり支援いただいていることには感謝申し上げます。

続きまして、今年は、市街地に熊の出没が多発しております。そちらが注目されますが、農地における鳥獣被害を確認したいと思います。

令和7年度の農地における鳥獣の捕獲実績について、鳥獣の種類ごとにお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 鳥獣の捕獲実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、農地における鳥獣の捕獲につきましては、捕獲用の大型囲いわなや箱わなを圃場や園地に設置して行っております。

令和7年度におきましては、大型囲いわな3基、箱わな延べ54基を設置しており、鳥獣の種類ごとの捕獲実績につきましては、ツキノワグマ17頭、ニホンザル21頭、その他タヌキ、アライグマ、アナグマなどの小動物が55頭、計93頭となっております。

○大矢保委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

昨年度も54基の箱わな、そして、ツキノワグマは17頭の捕獲、一番多かったニホンザルはそれでも21頭、その他小動物が55頭で計93頭ということが分かりました。

こうした箱わなを仕掛けるにも、鳥獣対策というのは、猟友会の皆さんとの連携、協力をいただくことが必須であります。協力していただいている猟友会の体制、人数というのをここで確認したいと思います。

青森市鳥獣対策実施隊の隊員数について、令和5年度以降の推移をお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市鳥獣被害対策実施隊の隊員数についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市鳥獣被害対策実施隊につきましては、猟友会及び本市の職員で構成されて

おります。

その隊員数であります。令和5年度は28名、うち猟友会24名、令和6年度は28名、うち猟友会24名、令和7年度は38名、うち猟友会34名、令和8年度は5月末現在で47名、うち猟友会43名となっております。

○大矢保委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

5月末現在で、猟友会のメンバーも増やしていただきまして、猟友会が9名増えて43名、それに市の職員が4名で47名ということで、猟友会の皆さんの協力もあり、大変ありがたいです。この場からも感謝申し上げます。

私、これまで猟友会の皆さんへの報酬がちょっと少ないなと。実は危険な作業を伴うのに、とても少ないということをお聞きしてまいりました。私はせめて相応の報酬に上げて、猟友会の皆さんに応えたいと、報酬のアップをこれまで求めてまいりました。

それではお尋ねします。

青森市鳥獣被害対策実施隊の活動報酬額をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市鳥獣被害対策実施隊の活動報酬額についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市鳥獣被害防止対策協議会では、青森県猟友会会員を中心に、青森市鳥獣被害対策実施隊を組織し、パトロール活動、有害鳥獣の追い払いや捕獲などを行っております。その活動報酬額につきましては、令和3年度の組織発足時から令和7年度まで1時間当たり1000円としておりました。

令和8年度の活動報酬額につきましては、ツキノワグマをはじめとする鳥獣による被害が増加していること、また、他都市における報酬の状況なども踏まえまして、1時間当たり1500円とし、危険鳥獣であるツキノワグマ及びイノシシに係る活動につきましては、1時間当たり2000円に改定したところであります。

○大矢保委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

昨年まで活動報酬が1時間当たり1000円でした。即時性——即時の対応が求められること、箱わなの設置、見守り、時には駆除に立ち会う危険な作業です。これまでの報酬額は少な過ぎたのです。法定の最低賃金でも、昨年11月21日からは1029円でありますので。

今年度からは危険鳥獣であるツキノワグマ、イノシシは2000円に——倍増といえれば倍増ですけれども、1時間2000円。その他のニホンザル以下小動物は1500円に上げていただきました。まずは第一歩です。

私はこの額でも十分とは思っていません。ただ、ボランティア、猟友会の方々は、必ずしも報酬だけがほしいというわけではないということも聞いたことがあります。

鳥獣対策は猟友会の皆さんのボランティアとも言えるこの活動、協力で成り立っています。

幸い本市にはガバメントハンターがいます。この効果はタイムリーということ是一般質問でも述べさせていただきました。猟友会との連携の要であります。

今後も猟友会の皆さんの要望、声をお聞きしながら連携・協力していただきまして、本市の鳥獣対策の実施をよろしくお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○大矢保委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、4款衛生費1項保健衛生費8目健康増進センター費に関連して、元気プラザトレーニングルームについて質疑いたします。

市民から、元気プラザのトレーニングルームについて、以前やっていた、健康度を測定して、健康度に応じて適したトレーニングのメニューなどを指導してもらえ、事業を再開してほしいという声がありました。

令和4年当時、もっと気軽に利用できるようにしてほしいと、市民の要望を受けて、健康度を測定しなくても利用できるようにとしたことは承知しています。ただ、健康度測定をしてもしなくても利用できるものと思っていました。

そこで質疑いたします。

令和4年度まで実施していた健康度測定事業の内容などについてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 万徳委員の健康度測定事業の内容等についての御質疑にお答えいたします。

令和4年度まで実施しておりました健康度測定事業は、18歳以上の方を対象に、血圧測定や体脂肪測定などの体力測定と、保健師による生活指導、管理栄養士による管理指導、健康運動指導士による体力測定の結果説明などの総合指導を行い、マシン等を使ってトレーニングを実践するというコースでありました。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、現在行われている令和8年度の健康増進センターのトレーニングルーム等運営管理事業の内容についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 トレーニングルーム等運営管理事業の内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

元気プラザのトレーニングルームは18歳以上の方を対象に、事前の手續なしに気軽に運動ができる施設として運営しております。

なお、運営に当たっては、受付業務、緊急時対応、トレーニングマシンの使用方

法の間合せへの対応などをスポーツ施設運営管理業務に登録している業者に委託し、利用者が安全かつ効果的にトレーニングできるよう配慮しております。

また、体組成や推定野菜摂取量を測定する健康チェックの実施や、青森県スポーツ科学センターでの体力測定や運動プログラム作成の取次ぎのほか、生活指導や栄養指導を希望する方には、健康づくり推進課に配属されている保健師または管理栄養士が対応することとしております。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 違いが分かりづらかったんですが、いずれにしてもスタッフが、現在は安全に使えるように見てはいるけれども、一人一人に応じた、おもりをこれぐらい増やしたらどうかとか、こちらのマシンを使ってみたらどうかというようなことは言ってくれないというふうに聞いています。

それで、復活してほしいという要望なんですが、令和元年度の健康度——つまり前の事業のときの健康度測定事業の申込者数及びトレーニングルームの利用者数をお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 令和元年度の健康度測定事業の申込者数、トレーニングルームの利用者数についての再度の御質疑にお答えいたします。

元気プラザの令和元年度の健康度測定事業の申込者数は、実人数で 1015 人、トレーニングルームの利用者数は延べ人数で 3 万 4902 人でありました。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の数字は健康増進センターだけでなく、西部市民センターを合わせた人数ということでしょうか。

もし可能なら、健康増進センターのほうのみお示ください。

○大矢保委員長 再度答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま申し上げました、健康度測定事業の申込者数の実人数 1015 人及びトレーニングルームの利用者数、延べ人数で 3 万 4902 人ですが、こちらは健康増進センターの人数ということになります。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 了解しました。

それでは、健康度測定事業がなくなっからの、令和 5 年度から令和 7 年度までのトレーニングルームの利用者数をお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 令和 5 年度から 7 年度までのトレーニングルームの利用者

数についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和５年度から令和７年度までの元気プラザのトレーニングルーム利用者は延べ人数で、令和５年度は２万 ３１２６ 人、令和６年度は２万 ５７８３ 人、令和７年度は２万 ５４３０ 人となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 先ほどの令和元年度に比べて、延べでいうと１万人ほど利用者が減っています。

それで、市民からも、健康度測定事業を復活させてほしいという要望書が保健部に提出されたと聞いていますが、復活させる考えはないか、市の考えをお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 健康度測定事業を復活させる考えについての再度のお尋ねであります。

健康増進センターのトレーニングルームにつきましては、令和５年４月から、健康度測定を不要として、気軽に思い立ったとき運動に取り組める場として活用いただいております。

制度の改正直後は健康度測定を希望する御意見が一部寄せられておりましたが、トレーニングルームの利用方法についての問合せの際、また、受付窓口において、利用の手続が簡単になって利用しやすくなったとの声が多く寄せられております。

また、幅広い世代の方に御利用いただいております、利用者数も増加傾向にあるということもありまして、体力測定、食事等の各種指導を行う民間のトレーニング施設が増えているということなどもありまして、現在、利用条件を見直すという考えはありません。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 気軽に利用できるという側面と、健康度に応じた指導をいただけるという、この事業を併用することは可能でしょうか、お示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 健康度測定を併用することについての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、施設の管理につきましては、スポーツ施設運営業務に登録しております業者に委託しております、運動機器の使い方の問合せ対応の注意事項などの説明、それから職員が常駐して、利用者に対応しているという現状であります。

具体的に申し上げますと、初めて利用される方には、安全面を考慮して、まずチェックリストで体調を御確認いただいておりますほか、標準的な運動メニューの時間、回数、運動機器の仕様説明を記載したリーフレットを配布しております。

また、リーフレットや掲示物だけでは分かりにくいという場合には、常駐しているスタッフに声をかけていただければ、使用方法を説明しておりますほか、今年度から委託業者においてマシンの使い方講座を月2回程度開催し、各トレーニングマシンのおもりの調整や操作方法を丁寧に説明するということを始めております。

さらに、体組成や推定野菜摂取量を測定する健康チェックの実施、青森県スポーツ科学センターでの体力測定や運動プログラム作成の取次ぎのほか、生活指導や栄養指導を希望する方には、健康づくり推進課に配属されている保健師、管理栄養士が対応することとしております。

健康度測定を受けていない方も安全かつ効果的にトレーニングできるよう配慮されていると考えておりますことから、健康度測定を併用するという考えは持っておりません。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 可能かどうかということを聞いたつもりだったんですが、工夫次第では可能だと思うんです。両方の側面。それで、確かに気軽になって利用しやすくなったという声があることは、そうだろうと思いますけれども、一方で、従来までやっていた使い方にとどまらず、メニューをもう少し踏み込んで指導してほしいという声があることも事実ですから、とりわけ、元気プラザは保健部の事業ですので、健康度測定事業を復活して市民の要望にかなうよう、併用していただくことを要望してこの質疑を終わります。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、空き家倒壊による歩道封鎖についてお尋ねします。

昨冬の豪雪で倒壊しかけた茶屋町の空き家の緊急代執行が、青森市内で初めて行われました。今回私は、緊急代執行に至る経過はお聞きしません。ただ、それと別に、駒込地区に、やはり豪雪で、今回の豪雪で倒壊してしまった空き家があって、その一部が歩道を塞いでしまっています。

現地は規制がされた状態ですけれども、この空き家で塞がれた歩道に対する市の対応をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 万徳委員から御質疑がありました駒込地区の空き家についてお答えいたします。

空き家の管理は、第一義的には所有者の責任において対応すべき事項であることから、本市では、空き家に関する市民からの相談があった場合、まず現地調査を行い、その後、調査により判明した所有者等へ、空き家等が及ぼしている問題を認識いただくため、現況写真とともに適正管理の依頼文書を送付しております。

その後、改善が見られない場合は、適正管理の依頼文書を再度送付することや、直接訪問するなどの対応を実施しており、所有者等が自発的に管理を行うよう促し

ておりますが、空き家等が地域住民に対し危険な状態をもたらしている場合には、必要に応じて、消防と連携した危険排除や、青森市空き家等の適切な管理に関する条例に基づき、必要に応じて本市が最低限度の緊急安全措置を講じ、危険な状態の回避を行っております。

御質疑の空き家については、平成 28 年度に初めて通報を受けてから、所有者等に速やかに対応していただくよう管理依頼文書を送付してきたほか、職員による現場確認を行い、必要に応じて緊急安全措置や消防による危険排除を繰り返し行っていました。

令和 8 年 4 月 14 日及び 16 日に、当該空き家が倒壊していると、市民から本市に相談があり、4 月 16 日に担当課が現地確認を行いましたところ、空き家が倒壊し、屋根が歩道側にずり落ち、塞いでいる状態でありましたため、ロープや、テープを貼り、進入禁止の札を設置する緊急安全措置を行いました。また、併せて 4 月 16 日付で、相続人代表に対して、当該空き家を除去するよう指導する文書を送付いたしましたが、現在まで所有者等からの反応は得られておりません。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 この案件の歩道はどうするんですかと聞いたつもりなんですが、これで終わりということでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 再びの質疑にお答えいたします。

今後の対応としまして、空き家の管理は、第一義的には所有者の責任において対応すべき事項であり、今後も改善が見られない場合は、引き続き当該空き家を除去するよう求めてまいります。

しかしながら、当該空き家が道路交通の支障となっておりますことから、法的制約は承知しつつも、さらなる対応について現在検討を進めているところであります。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 検討しているということですが、所有者が対応しないと、この案件だけではなくて、壊れて歩道や車道を塞いだ、でも、それでもやっぱり同様なことが起きてしまって、市内のあちらこちらで歩道・車道が塞がれた状態が続くと思うんですけれども、対応できませんでしょうか、お示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 再度の御質疑へのお答えになりますが、繰り返しにはなってしまうんですけれども、当該空き家に関して、道路交通の支障となっている場合については、法的にいろいろ制約はあるんですけれども、さらなる対応について、できないかというところは、引き続き検討を進めていくところであります。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 解体撤去の費用を御自身で工面できない所有者も少なからずいると予想されます。そうした場合、倒壊の危険があっても、膠着状態が続くわけ

ですよね。今回のように、とりわけ歩道を塞いでしまったケースは、先ほどの段取り——助言・指導、勧告、命令、事前公告、代執行の手続を速やかに行うよう要望して、この質疑は終わります。

最後に、10 款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育総務費に関連して、松原地区のまちづくりについて質疑します。

棟方志功記念館の活用について市の方針を市民にお知らせすると。ところで、中央市民センターはどうなったかと聞かれます。中央市民センターは利用者が大変多い施設ですけれども、老朽化も進んでいて、早く建て替えてほしいというものです。

そこで質疑します。

松原地区のまちづくりについて、棟方志功記念館以外の進捗状況をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 万徳委員からの松原地区のまちづくりの進捗状況に関する御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、人口減少や少子・高齢化の進展等により、社会環境が変化する中、社会教育施設に求められている役割等を踏まえ、社会教育施設の老朽化に伴う対応等が課題となっている松原地区において、コミュニティー拠点機能の強化も含め、現状を整理し、市民等のニーズを踏まえた施設再整備の方向性を示すことを目的に、令和 7 年 3 月に松原地区のまちづくりビジョンを策定したところであります。

このうち、棟方志功記念館以外の社会教育施設である中央市民センター及び勤労青少年ホームにつきましては、当該ビジョンの中で、両施設を統合した、いわゆる統合施設の整備を検討することとし、本市の他事業と調整を図りながら、今後設計基本計画を検討することとしております。

教育委員会では、事業実施に向け、これまで庁内関係部署と適宜協議を行っており、現時点で内容をお示しできる状況にはありませんが、今後も引き続き本市の他事業と調整を図りながら検討を進めていくこととしております。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 先日、市民から勤労青少年ホームを設計したのが建築家の生田勉氏だと聞きました。こういった声も寄せられる中、松原地区を文教地区にと市長が繰り返し説明してきた松原地区のまちづくりです。

何か、内容を示すことはできないという答弁は、進んでいるのかなと、いいように思ってしまうんですが、こうした広く市民に意見を聞いて、計画のスケジュールを明確に示していただくよう要望して、私の質疑を終わります。

○大矢保委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 5 分からといたします。

午後 2 時 35 分休憩

午後 3 時 4 分再開

○大矢保委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員 立憲民主・社民、小熊ひと美です。

質疑の順番ですが、1、浪岡学生寮、2、緑花事業、3、教育環境整備、4、夜間中学の順に行いたいと思います。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費、青森市浪岡学生寮に関連して質疑をいたします。

浪岡学生寮は、浪岡地区におけるバドミントン競技によるまちづくりを目指し、市が令和 5 年から運営を開始しました。

浪岡高校・浪岡中学校のバドミントン部入部が条件で、定員 12 人の入寮の実績は、初年度の令和 5 年から令和 8 年まで全て満室で、入寮者は、最初は中学生ばかりだったそうですが、学年が持ち上がり、令和 8 年では高校生が 6 人、中学生が 6 人となっているそうです。

今年のインターハイ県予選では、浪岡高校の田上幹太さんがバドミントン男子個人で優勝、団体戦で準優勝と好成績を上げたこと、浪岡振興部の担当から教えていただきました。浪岡学生寮への支援が確かに実績を上げていると思います。

聞き取りでは、これまで学生寮にかかった経費は、およその額で建設費 9200 万円、運営費が委託料として 7700 万円、県外からの移住者に引っ越し費用などを負担する浪岡地区バドミントン移住学生支援金は合計 400 万円。これを計算しますと、かかった費用は 4 年間で合計 1 億 7200 万円余りになります。一方、1 人月額 5 万 9000 円の寮費の収入は総額で 3400 万円。これを経費と相殺すると、およそ 1 億 3800 万円が市の支出ということになります。

バドミントンを通じてのまちおこし。青森市は、経費をかけて相当頑張ってきたと思います。しかしながら、来年度からは県立浪岡高校と県立青森西高校が統合して県立青森西ヶ丘高校が新設されることになりました。青森市がせっかく整備した青森市浪岡学生寮ですが、浪岡高校がなくなってしまうと、どうになってしまうのでしょうか。バドミントンだけではなく、地域に高等学校という教育機関があるかないかでは、教育や文化など様々な面で大きな違いがあるのではないのでしょうか。浪岡高校という教育拠点があるということは、ある意味、浪岡の地域振興にもつながっていたと思います。

青森西ヶ丘高校の統合校設置は県が決めたことで、これはもう動かしようがありませんが、青森市が建設費・運営費など相当の経費をかけ、またバドミントンで成

果も出しているとなると、これは単純に青森西ヶ丘高校が引き継ぐということにはならないと思います。

そこで今、浪岡学生寮を生かす方向で、市ができることとして、青森西ヶ丘高校の浪岡キャンパスの新設を県に働きかけてはいかがでしょうか。実際、県の東青地区統合校開設準備委員会では、工藤教育長も委員の一人として出席されているので御存じだと思いますが、浪岡地区へのサテライト施設の配置などの意見も出されています。また、今年6月の下北地区の学校の在り方地区検討委員会でも1校にキャンパス制が提案され、議論されています。浪岡キャンパスは決してとっぴなアイデアではないと思います。

青森市がこれまでせっかくお金をかけて整備し、運営し、実績も上げてきた浪岡学生寮を活用するには、浪岡高校を残すことは無理としても、浪岡キャンパスという形で、浪岡の教育拠点としていくことが求められるのではないのでしょうか。

そこで質疑いたします。

県立青森西ヶ丘高校の浪岡キャンパスの新設を県に働きかけるべきと思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 小熊委員からの青森県立青森西ヶ丘高等学校についての御質疑にお答えいたします。

県教育委員会では、令和3年11月に決定した青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画により、令和9年度に浪岡高等学校と青森西高等学校の統合校を青森西高等学校の校地に開設することとし、令和10年度末をもって両校を閉校することとしました。

また、令和7年度から東青地区統合校開設準備委員会を組織し、本年1月、同準備委員会による報告書が県教育長に提出され、本年6月には統合校の校名を青森西ヶ丘高等学校に決定したところであります。

これにより、来年度以降に在籍する生徒は、青森西高等学校は、令和9年度が2年生と3年生、令和10年度が3年生のみ、浪岡高等学校も、令和9年度が2年生と3年生、令和10年度が3年生のみ、青森西ヶ丘高等学校は、令和9年度が1年生のみ、令和10年度が1年生と2年生、令和11年度が1年生から3年生となることとであります。

また、同報告書におきましては、第2期実施計画で統合校が目指す姿として掲げている「生徒の個性や能力を伸ばし、大学等への進学や就職等、生徒一人一人の幅広い進路志望の実現に寄与する高校」、「地域と連携・協働した探究的な学びを通して、生徒の地域社会の発展に貢献する意識を醸成する高校」を基本としつつ、県教育委員会及び開設準備室において検討することとされておりますので、委員御提案の内容を本市として働きかける考えはないものであります。

○大矢保委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 今回の答弁では、働きかけをしない理由がちょっとはつきりしないと思いますが、浪岡キャンパスを県に働きかけることはしないということでした。残念だと思います。

この項は以上です。

では次に、緑花維持管理事業についての質疑に移ります。

青森市内で熊の目撃情報が相次ぎ、先月には、市役所本庁舎のすぐ近くのビルに熊が1頭居座り、初めての緊急銃猟で駆除されました。こんな町なかにと、皆さん驚かれたと思います。私も大変驚きました。

全国で、どこで熊が出てもおかしくない状況になっていて、熊を街に寄せないためのゾーニングなど、根本的な解決法を探らなければなりません、取りあえず熊に関連して身近な問題で2点質疑をいたします。

今、町なかでも結構背の高い草が生い茂っていたり、川沿いにも草が生い茂り、熊が隠れて移動できるような場所がたくさんあります。1号遊歩道緑地、いわゆる文芸のこみちを利用する市民から、堤川を泳いできた熊が草に隠れて遊歩道沿いに移動するのではないかとお尋ねがありました。まさかとは思いましたが、水中を上手に泳いでコンクリートの護岸ののり面をよじ登る熊の映像などを見ると、簡単に否定はできません。また、今年の草刈りはいつ入るのかというお尋ねもありました。

そこで、8款土木費6項緑花費1目緑花費、緑花維持管理事業に関連して質疑をいたします。

遊歩道緑地など都市公園における草刈りの頻度を教えてください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 小熊委員から御質疑ありました都市公園の草刈りについてお答えいたします。

本市で維持管理している都市公園については、人々のレクリエーションの空間となるほか、緑による良好な都市景観の形成、オープンスペースの確保による都市の防災性の向上など、多様な機能を有する都市施設として、現在143か所を管理しております。

これら都市公園のうち、青森地区における草刈り作業につきましては、公園の規模や利用状況を勘案しまして、指定管理業務として指定管理者による作業、草刈り委託業務として業者による作業、公園愛護会緑化活動などの地域住民の御協力による作業、直営作業として本市職員による作業を、公園ごとに分担して行っております。

作業回数については、合浦公園や野木和公園など多くの利用があり規模が大きい公園については年2回から3回、その他の都市公園等については原則年1回の作業を行っております。

1号遊歩道緑地及び2号遊歩道緑地の草刈り作業につきましては、ほかの都市公園と同様に原則年1回の作業を行っており、今年度は7月上旬から中旬の期間に業

務委託として業者による作業を予定しているところです。

○大矢保委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 草刈りは指定管理業者、地域住民の協力、そして市の職員の直営と、公園ごとに分担しているということでした。

頻度については、大きな公園では年二、三回、その他の公園は原則年1回ということでした。

では、河川や水路での草刈りの状況をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 河川や水路の草刈りについての質疑に回答いたします。

県が管理する二級河川においては、通水確保等を目的とした草刈りやしゅんせつ、支障木の伐採が行われているほか、青森県ふるさとの水辺サポーター制度により、住民や企業といった団体の自発的なボランティアによる清掃・草刈り等の美化活動が定期的に実施されております。

また、本市が管理する普通河川、水路につきましては、本市職員によるパトロールのほか、市民からの要望を受け、草の繁茂状況を確認した上で、直営作業による草刈りを実施しております。

○大矢保委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

大きな川——二級河川については、県の管理で清掃・草刈りが行われ、普通河川、水路は市の職員が直営で草刈りを実施していることが分かりました。

夏場の草刈り、本当に大変な作業で、ボランティアの方々、また担当職員の皆さんには感謝しかありません。しかし、遊歩道などに限らず、本当はもう少し草刈りの回数を増やしてほしいところです。

以前、1号遊歩道緑地の伐採の問題を取り上げた際に、年間の予算は毎年五、六千万円とお聞きしました。多いようですが、これには草刈りのほかに5万本からある樹木の剪定・伐採や雪囲いなど一切を含むということで、この予算で草刈りの回数を増やすのはとても難しいとは思いますが、熊対策としても、改めて熊が出そうな場所の重点的な草刈りの検討を要望いたします。

以上で、この項は終わります。

次は、10款教育費3項中学校費1目学校管理費、教育環境整備事業に関連して質疑をいたします。

災害時の避難所として、また、体育館への空調の設置が全国で進んでいます。同時に、これもやはり熊の問題でもあるんですが、例えば夏場、窓や入り口を全開にして、体育の授業や集会などを体育館で行いたいこともあるかと思います。避難所の利用でも同様です。

そこでお尋ねします。

小・中学校の体育館にエアコンを設置する場合、1校当たりの費用は一体幾らぐ

らいになるのかお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 小熊委員からの体育館のエアコンに関する御質疑にお答えいたします。

学校の体育館につきましては、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されますことから、国では、耐災害性の向上を図るとともに、避難所機能を強化するため、全国の学校体育館等への空調整備を加速しております。

学校の体育館への冷房設備の設置につきましては、多額の費用を要するため、教育委員会では、国が示している工事内容、施工面積、冷房設備の仕様、さらには他都市の整備事例を基に概算事業費の試算を継続していることから、現時点でその額をお示しすることはできないものであります。

○大矢保委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

現時点では額を示すことはできないということです。

聞き取りの際に、岩手県の例で大体 9800 万円という数字をお聞きしました。

では、令和 8 年度に予定している体育館の改築や大規模改修をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 小熊委員からの令和 8 年度に予定している体育館の改築や大規模改修についての御質疑にお答えいたします。

令和 8 年度に予定している小・中学校の体育館の改築及び大規模改修につきましては、泉川小学校の体育館の改築に係る設計業務委託、造道小学校の体育館の大規模改修に係る設計業務委託となっております。

これらにつきましては、6 月中の契約締結に向けて、現在、入札手続きを進めているところであります。

○大矢保委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

今年度の体育館の改築・改修は、泉川小学校と造道小学校が予定されているということでした。

ちょっと調べたんですけれども、埼玉県の春日部市では、体育館の空調に関して、大風量で素早く大きな空間を冷やすエリア空調機という種類の空調があるそうで、その機種を 1 校に 4 台から 6 台導入することで、大がかりな設置工事なしで経費を抑え、また、国の負担が 7 割と有利な緊急防災・減災事業債というものを活用して事業を進め、3 年がかりで、春日部市内 34 校に空調を設置したということです。

青森市でも、体育館の改築・改修に当たっては、防災関連部署と教育委員会が連携して、他自治体の例を参照して、空調設備の導入を急いで検討していただくよう要望いたします。また、避難所としては、冷房だけではなくて、冬場の避難所、暖

房についても検討をお願いしたいと思います。

この項は終わります。

次に、夜間中学の設置についてです。

10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費、夜間中学設置事業に関連して質疑を行います。

夜間中学設置事業の概要と開校までの流れについてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 小熊委員からの夜間中学設置事業の概要と開校までの流れについての御質疑にお答えいたします。

夜間中学設置事業につきましては、令和 9 年 4 月に県内初の公立夜間中学である青森市立青嶺のぞみ中学校を開設するため、設置場所となる古川小学校の改修工事や、校歌や校章などの決定、生徒募集といった開設に向けた準備作業を行うものがあります。

夜間中学は、多様な年齢・国籍の生徒が学ぶことになるため、当該夜間中学と古川小学校の双方の活動に支障が生じないように、2 階を夜間中学の主な使用階に、また、3 階から 4 階を古川小学校の使用階とすることとしております。

改修工事の具体的な内容としては、夜間中学の使用階である 2 階部分について、既存の普通教室 3 室を夜間中学専用の教室とするための内装工事、LED 照明及びエアコンの設置工事、既存のランチルームを校長室及び職員室とするための改修工事、ICT 導入に伴う配線工事、夜間でも視認性の高い屋外の学校名看板の設置を実施することとしており、本年 10 月末までを工期として、既に契約を締結しております。

また、2 階以外に設置されている体育館や理科室などの特別教室や図書室、保健室などにつきましては、古川小学校と共用することとしております。

改修工事以外の開校までの流れにつきましては、6 月 1 日月曜日より入学希望者に対するアンケートを実施しており、9 月 13 日日曜日及び 16 日水曜日の 2 日間、入学希望者を対象に説明会を開催し、10 月から生徒募集を開始、面接などを経て、12 月頃に入学者を決定、令和 9 年 2 月頃に入学オリエンテーションを実施し、同年 4 月開校としております。

夜間中学に通う生徒は、生活経験や学習の習得状況も一人一人異なっており、他都市においては、生徒の年齢、経験または勤労の状況等に応じて、様々な工夫を凝らした教育が行われておりますことから、教育委員会では、入学者決定後に、生徒一人一人の思いや状況に応じた教育課程を編成し、きめ細かな支援を行うこととしております。

あわせて、古川小学校と古川市民センターに当該夜間中学が加わることで、学社融合施設としての機能がさらに広がるよう、今後も鋭意準備作業を進めてまいります。

○大矢保委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

いよいよ来年4月から、県内で初めての夜間中学、青森市立青嶺のぞみ中学校が開設となります。準備に奔走していただいた教育委員会の皆さんに感謝を申し上げます。

今の答弁にありましたように、様々な事情で、学び直し、あるいは初めて学ぶことを始めたいという方もいらっしゃると思います。そういう方々がその機会を得られる場ができたことは、大変喜ばしいことだと思います。当たり前のことですが、外国籍の方も受け入れるという点も、共生社会を築く上ですばらしいと思っております。

古川小学校の校舎を使用するということでしたので、昼間の教室と夜間の教室とをどう配置するのかが少し疑問でしたが、夜間中学は2階を使用し、3階・4階が学童の使用する階と、完全に分ける形ということが分かりました。

聞き取りでは、カリキュラムについては、アンケート結果を基にこれから決めていくということでした。今の答弁でも、年齢や生活経験の異なる一人一人に合わせた教育課程できめ細かな対応をするということで、これまで十分な教育を受けられなかった方々が喜びを持って学んでいける場になってほしいと思います。

県内初ということで、今は1校だけですが、青森市周辺の方しか利用できないということで、これから実績を上げて、県内に同じような学びの場が増えることを願ひまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○大矢保委員長 次に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 自民クラブ、柿崎孝治です。

所見を述べさせていただきます。

合浦公園の公衆トイレの被害について、報道を通じて知りました。

蛇口や洗面台が壊され、窓ガラスが割られ、物置の扉も変形させられるなどの被害が出ています。さらに、翌日には、被害を受けたことに対して貼り出した注意喚起の掲示物が焼かれるという行為もありました。2日間にわたって執拗に繰り返された悪質な行為であり、強い憤りを感じています。

この公衆トイレは4月にも被害を受けており、市民からは癒やしの場である公園でトイレが使えないのではないかと不安や懸念の声が上がっています。

また、これだけの被害が出ていながら、防犯カメラの設置がなかったことにも驚きを禁じ得ません。一般質問では、本年度の防犯カメラの設置については、これから検討する段階だということでした。

つきましては、合浦公園の公衆トイレについて、防犯カメラの優先的な設置を検討していただきたいと思います。

このことを強く要望した上で、以下、質疑に入ります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、空き家等に関する問題についてお尋ねいたします。

人口減少と高齢化、相続による実家の空き家化、相続人同士の共有名義や再建築不可物件の存在など、法制度の権利関係の複雑化により、空き家は年々増加しています。総務省の住宅・土地統計調査によると、2023 年度時点で、日本の空き家は約 900 万戸、空き家率は 13.8%に達し、いずれも過去最高となっています。

昨年度、油川中学校学校運営協議会で、6 年生の児童と話し合う機会がありました。今、気になっていることとして、空き家が掲げられ、どうにかしてほしいという要望も聞かれました。また、先週の日曜日に開催された令和 8 年度第 1 回青森市子ども会議でも、子ども会議委員から空き家に関する発言があり、子どもたちの間でも身近な問題として捉えられていることが分かりました。平成生まれの若い世代は、空き家をちょっと怖い、危ないものと感じつつも、うまく活用すればチャンスになる場所としても見ているという二面性があるそうです。

最近の意識調査では、年代を問わずですが、近所の空き家に対して、倒壊しそうで危険、放火や不審火が心配、景観が悪くなる、治安が悪そうに見えるといった不安が多く上がっています。若い世代でも同じように、安全面・治安面でマイナスイメージを持つことが多く、特に夜道や通学路にある空き家は、怖い場所として記憶に残りやすいと言われます。

豪雪地帯の調査では、豪雪地帯の約半数の市町村で、空き家等の除雪問題が発生していたと報告されています。具体的には、所有者が遠方に住んでいて屋根雪下ろしができない、誰も除雪しないため、隣家や道路側に雪がせり出し、隣家が破損などの被害を受ける、屋根雪が落下して道路を塞ぐなど、そして倒壊の危険があっても、所有者不明や費用面から対処が遅れるということに至る。青森市では、特に雪が降り積もるため、積雪による家屋の倒壊や屋根、外壁の落下、屋根雪の落下による道路閉塞や飛散事故が発生しやすい。老朽化した空き家は構造が弱くなっており、大雪や強風により一気に倒壊する危険性が高いと言えます。

今年の 2 月 16 日、大雪による積雪の重さにより、本市茶屋町にある民家の一部が倒壊し、市が緊急代執行による撤去に着手したことが報道されました。撤去作業に要する時間は約 1 か月とされており、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対応で、本市としての初めての事例とされています。

質疑いたします。

昨冬に実施した特定空き家等の緊急代執行の経緯についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 柿崎委員から御質疑ありました緊急代執行についてお答えいたします。

昨冬に緊急代執行を行いました茶屋町の特定空き家等については、平成 25 年に初めて通報を受けてから、所有者等へ速やかに対応するよう、管理依頼文書の送付や

所有者等と面談等を行ってきましたが、改善がなされませんでした。

このことから、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態として、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当する旨、令和4年3月に所有者に対し通知いたしました。

それ以降、所有者に対し、除却を行うよう繰り返し指導を行ってまいりましたが、改善がなされなかったため、令和6年3月以降は繰り返し勧告を行ってきたものがあります。

令和8年2月7日に当該空き家が崩壊しかけていると本市に通報があり、同日、担当課が現地確認をいたしましたところ、空き家の倒壊が進んでおり、隣接道路や隣家へ被害を及ぼす可能性がある状態であったため、所有者に直接面会し、迅速な対応を依頼しましたが、困難であるとの回答がありました。

このことから、本市としては、行政代執行による除却をせざるを得ないと判断いたしまして、空家等対策特別措置法第22条第11項の規定に基づき、所有者に対する当該空き家の除却を命ずるいとまがないものとして、令和8年2月16日に緊急代執行による除却を開始し、3月23日に完了したものであります。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

緊急代執行を行った茶屋町の空き家は特定空家等ですが、市内の特定空家等の認定件数をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 御質疑ありました特定空家等の認定件数についてお答えいたします。

特定空家等とは、所有者等により適切に管理されていない空き家等の中でも、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われてないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を言い、これまで累計で19件認定しておりますが、そのうち3件は所有者等による解体済み、1件は緊急代執行による解体済みで、6月1日現在、15件を認定しております。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

空き家の所有者に対する市の支援策をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 柿崎委員から御質疑ありました市の支援策についてお答えいたします。

本市では、空き家の所有者に対する支援策として、青森市空き家・空き地バンクと放置危険空き家対策事業補助金を実施しております。

青森市空き家・空き地バンクは、空き家等の発生を抑制し、市民の安全で快適な居住環境を維持することを目的として、市内にある空き家や空き地の売却、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた物件情報を全国版空き家・空き地バンクのホームページで公開し、これを利用したい方との取引につなげる制度となっております。

本市では、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会青森県支部と青森市空き家等の利活用に関するパートナーシップ協定を締結し、平成 31 年 3 月に青森市空き家・空き地バンク制度の立ち上げを行い、令和元年 6 月から物件の登録申請の受付を開始し、令和 8 年 6 月 1 日現在において、累計登録件数は、空き家 13 件、空き地 19 件の計 32 件となっております。そのうち取下げが 7 件、空き家 6 件、空き地 8 件の計 14 件が成約済みとなっており、現在 11 件登録されております。

空き家・空き地バンクの周知については、本市ホームページを活用した制度の周知、固定資産税納税通知書や空き家の所有者等へ送付する管理依頼の文書に当該制度のチラシを同封しておりますほか、空き家の適正管理及び有効活用を支援する青森県居住支援協議会主催の空き家相談会等に積極的に参加し、認知度の底上げを図っております。

放置危険空き家対策事業補助金は、市民の安全で安心な生活環境を保全するために、利活用が困難で保安上危険な空き家等の所有者等が解体する際、解体に要する費用の一部を補助することとして、令和 7 年度から実施しております。

補助対象となる空き家等は、木造または鉄骨造である一戸建て住宅または併用住宅で、おおむね年間を通して使用実績がないなど長期間にわたって居住がなされていないものであることに加え、建築物または建築物の部分が著しく不良であるため、居住の用に供することが不適當である住宅地区改良法に規定された不良住宅、もしくは特定空家等を対象としております。

補助金の額は、補助対象となる空き家等の解体に要する費用に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額として、30 万円を限度とし、令和 8 年 7 月から 5 件程度募集することにしております。

令和 7 年度の実績は、申込みが 65 件あり、補助要件に該当し交付決定したものが 4 件となっております。

当該制度の周知につきましては、住宅政策課窓口へのチラシ設置のほか、市ホームページや広報あおもり 7 月号に掲載し、周知を行うこととしております。

また、空き家・空き地バンク制度や市民雪寄せ場制度も併せて紹介し、解体後の跡地利用方法等についても周知することとしております。

先ほど、公益社団法人全日本不動産協会青森県支部と申し上げましたが、正しくは青森県本部でした。謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。

以上です。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

適切な管理が行われてない空き家の屋根や窓ガラスの部材が飛散しそうな場合、市はどのように対応しているか、お示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 適切な管理が行われていない空き家への対応についての御質疑にお答えいたします。

空き家の管理は、第一義的には所有者の責任において対応すべき事項であることから、本市では、空き家に関する市民からの相談があった場合、まず現地調査を行い、その後、調査により判明した所有者等へ空き家等が及ぼしている問題を認識していただくため、現況写真とともに適正管理の依頼文書を送付しております。

その後、改善が見られない場合は、適正管理の依頼文書を再度送付することや、直接訪問するなどの対応を実施しており、所有者等が自発的に管理を行うように促しておりますが、空き家等が地域住民に対し危険な状態をもたらしている場合には、必要に応じて消防と連携した危険排除や青森市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、必要に応じて本市が最低限度の緊急安全措置を講じ、危険な状態の回避を行っております。

なお、緊急安全措置として想定される措置ですが、倒壊等により道路等へ倒れかけている建築部材の撤去、歩道に散らばった窓ガラスの撤去、割れた窓をコンパネで塞ぐなどの職員による軽微な作業を行っておりますが、職員による対応が困難な大がかりな作業の場合は、業者への委託による作業も行っております。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

要望いたします。

これから特定空家が増加して深刻化するリスクとしては、近隣の安全、景観、資産価値、倒壊、外壁の落下、火災の危険、ごみの不法投棄、害虫・小動物・草木の発生、景観悪化による周辺地価の下落や空き地・空き店舗増加、子どもの通学路や通学時の避難経路の危険化などが考えられます。

空き家問題は、相続や登記、固定資産税等の税制、建物の老朽化に伴う安全性の確保、売買・賃貸等の不動産取引、見守りや地域福祉など、多岐にわたる分野が複雑に絡み合う課題です。しかし、市民にとっては、最初にどこへ相談すればいいかわからないというのが今の現状となります。その結果、民生委員や町会長、町内会長が、空き家に関するあらゆる相談の取りあえぬ窓口とみなされます。調整役として、過度な負担を強いられている実態があります。

全国的にも、空き家対策の一環として、市役所内に総合的な相談窓口を設置し、ワンストップで相談を受け付ける自治体が増えているそうです。つきましては、本市においても、空き家問題に関する市民の最初の相談先を明確にするとともに、地

域の担い手に過度な負担が集中しないような体制整備を進めていただきますよう要望して、この質疑を終わります。ありがとうございました。

続きまして、10 款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育費総務費、青森市天然記念物シナイモツゴについてお尋ねいたします。

青森市の天然記念物、又八沼に生息するシナイモツゴは、日本固有の淡水魚のシナイモツゴの大切な生息地として保護されています。

又八沼とは、野木和公園ふるさとの森エリアから西側にあるかんがい池、いわゆるため池であります。入り口周辺には看板がありますが、又八沼に生息するシナイモツゴを保護するため、ロープを張っております。

令和 2 年、この又八沼から、本来、青森県にいない国内外来種のモツゴが見つかり、交雑によってシナイモツゴが絶滅するおそれがあることが分かりました。令和 5 年 8 月には、淡水魚の専門家らが中心となり、又八沼の水抜きプロジェクトが実施されていまして。余談であります、このプロジェクトの際、猿の集団が見学に来ていました。

このプロジェクトの記録は、青森市公式チャンネルの動画「果たして在来種シナイモツゴはその姿を見せるのか?!」前編・後編として、ユーチューブで御覧いただくことができます。

水抜きプロジェクトの主な内容は、沼の水を抜きながらシナイモツゴなど外来種を一時的に捕獲すること、国内外来種のモツゴなどを駆除すること、大学や市民団体も参加する学習普及活動であります。

現在も、天然記念物に指定されたときから尽力されているシナイモツゴを守る会の顧問である弘前大学名誉教授の佐原雄二先生、青森中央高校の高谷悟先生を中心に、生息状況の把握を目的とした生物調査、産卵状況の確認、外来種の有無などの調査が行われているとともに、油川小学校・油川中学校の児童・生徒、青森北高校の生徒、油川地区の町民の皆さんを対象とした環境学習が実施されています。

高谷先生は、青森中央高校の探究活動——あおもり創造学において、校内の池でシナイモツゴを飼育したり、授業時間に学校を飛び出してシナイモツゴが生息する沼を実際に訪れたりするなどの取組を通して、生徒たちの関心を高めておられます。油川においても、佐原先生、高谷先生に御担当いただく環境学習は、本年も 6 月中旬以降実施をする予定となっております。

そこでお尋ねします。

青森市天然記念物、又八沼に生息するシナイモツゴの現状の回復状況についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 柿崎委員からの又八沼に生息するシナイモツゴについての御質疑にお答えいたします。

シナイモツゴは、全国的に絶滅が危惧される希少な淡水魚で、本市が自然分布の

北限と考えられており、生物学的な価値のみならず、かつては地元住民に沼チカと呼ばれて食されるなど地域における歴史的な価値が高いことから、平成12年10月、又八沼に生息するシナイモツゴとして、青森市指定文化財の天然記念物に指定したところです。

又八沼に生息するシナイモツゴの管理につきましては、地元町会を中心に構成されるシナイモツゴを守る会が担っており、平成13年度から又八沼周辺の草刈り等の保全活動が継続的に行われてきました。

一方で、令和2年8月には、本県には自然分布しないモツゴと思われる個体が又八沼から発見されました。

モツゴの混入による影響につきましては、シナイモツゴの雌とモツゴの雄との間で自然交雑するという特徴から、シナイモツゴ同士の繁殖が阻害され、シナイモツゴからモツゴへと種の置き換わりが進み、最終的にシナイモツゴは絶滅する可能性が高いと考えられております。このため、又八沼からモツゴを駆除することを目的に、令和5年8月、シナイモツゴを守る会の顧問である弘前大学名誉教授の佐原雄二氏が主体となり、沼の水抜きが実施されました。

その結果、35匹のシナイモツゴが救出され、同年11月には、水位が回復した又八沼と県立青森中央高等学校の人工池に放流されました。また、令和6年5月、同校の人工池でシナイモツゴの産卵が多数確認され、同年10月には、ふ化した稚魚のうち約100匹が又八沼に放流されました。

その後、又八沼ではモツゴは確認されておらず、又八沼に放流されたシナイモツゴの個体が着実に繁殖していることが確認されております。

このように、又八沼に生息するシナイモツゴに対する具体的な取組が功を奏し、シナイモツゴの生息数は順調に回復してきており、教育委員会としては、引き続きシナイモツゴを守る会等が行っている保護活動に協力してまいります。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

国の資料では、天然記念物とは、動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質・鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む）で、日本にとって学術上価値の高いものとされているようですが、青森市における天然記念物の定義についてお知らせください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 天然記念物の定義に関する再度の御質疑にお答えいたします。

天然記念物の定義につきましては、文化財保護法において、動物、植物、地質・鉱物のうち学術上価値の高いものが対象とされており、市指定天然記念物につきましても、これに準じております。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

青森市の天然記念物は、地域の生活空間の中にあるものが多く、地元の人々の理解と協力が欠かせません。天然記念物の指定を目指して、思いを込め、一生懸命取り組まれた方がいなくなると、継承されずに失われてしまうおそれがあります。その思いを次の世代につなげていけるよう、微力ではありますが、今後も継承に向けた協力に努めていきたいと考えています。

それでは、次の質疑に入ります。ありがとうございます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 3 目配水施設費についてです。

我が国では、高度経済成長期に整備された水道管の老朽化が深刻化し、老朽化における漏水や破裂事故は現在も年間 2 万件以上発生し続けていると報じられています。こうした施設の更新に要する費用は、全国の自治体にとっては大きな財政負担となり、持続可能な水道事業の運営が大きな課題となっています。

私も、当市ではまだ大丈夫じゃないかとどこかで考えておりましたが、令和 7 年 11 月 10 日午前、議会に向かう途中、国道 280 号の油川字岡田地区において、老朽化した水道管の漏水が発生し、道路から勢いよく水が噴き出している現場に遭遇いたしました。この事故により、約 300 世帯で断水や給水圧の低下により水が出にくいなどの被害が生じたと伺っています。

水道部では直ちに緊急調査を行い、周辺の安全確認等を応急に当たっていただきました。町会長からも、大変スピード感がある対応で助かったと感謝の声が寄せられております。

水道部はその後、国道 280 号の約 1.5 キロメートルの区間で緊急の漏水調査を実施し、周辺の安全確保を図るとともに、今後の老朽管対策を進めていく方針を示しています。

以上の状況を踏まえ、緊急漏水調査を実施した水道管更新の計画と契約金額についてお示しください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 国道 280 号におきましての配水管更新工事の概要についての御質疑にお答えいたします。

水道部では、安定した給水の確保や良質でおいしい水の供給、災害に強い水道の構築のため、令和 8 年度は配水管整備事業といたしまして、1 万 3420 メートルの老朽管布設替えを行うほか、基幹配水管耐震化事業といたしまして、895 メートルの基幹管路の耐震化を行うこととしております。

このほか、今年度から新たに、緊急漏水対策事業といたしまして、お尋ねの配水管更新工事を行うこととしたものであります。

この事業は、先ほど委員からも御紹介いただきましたとおり、昨年 11 月に油川地区の国道 280 号で、昭和 40 年度に布設した口径 350 ミリメートルのダクトイル鉄管から漏水したことを契機に、漏水事故による市民生活への影響を最小限に抑え

るため、配水管のうち、緊急輸送道路下にあり大規模な漏水事故の可能性が高い管を更新するものであります。

工事概要についてであります。工事区間は、国道 280 号の天田内川に架かる大浜橋から東側に 402 メートルの区間となり、工期は、令和 8 年 5 月 16 日から令和 9 年 3 月 19 日まで、契約金額は 1 億 4562 万 7445 円となっております。また、施工内容は、昭和 40 年度に布設された古いダクタイル鑄鉄管を最新の耐震管であります G X 形ダクタイル鑄鉄管に更新するものとなっております。

以上です。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

工事区間は、国道 280 号の天田内川に架かる大浜橋から東に 402 メートルの区間となり、工期は今現在やっていますが、令和 8 年 5 月 16 日から令和 9 年 3 月 19 日まで——来年の 3 月までということです。契約金額は 1 億 4562 万 7445 円。了解いたしました。

それでは質疑いたします。

油川地区の国道 280 号での配水管更新工事の今後の予定をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 工事の今後の予定についての再度の御質疑にお答えいたします。

本工事におきまして、更新対象としている区間は、国道 280 号の天田内川から東側に新城川を越えて 60 メートル地点までのうち、新城川を横断する水管橋を除いた全長 1460 メートルとなっております。

今後、今年度施工する 402 メートルを含め、順次更新することとしており、令和 11 年度の完了を目指しているところであります。

以上です。

○大矢保委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

今月中旬に入り、工事が始まりましたが、毎日、別の場所を掘削しているように見えますが、どのようなことをしているのかお知らせください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 掘削の内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

水道管の布設工事を実施する際には、新たな水道管の布設位置を決めるために、対象区間のうちの数か所を実際に掘って、他の地下埋設物の有無、その設置状況を確認する試験掘削を行っているところであります。

現在行っております試験掘削は、6 月下旬までに 30 か所程度を実施する予定としておりまして、6 月 16 日現在で 9 か所の試験掘削を終えたところであります。

この試験掘削終了後、新たな水道管の布設位置を確定し、7 月上旬から布設作業

を行うこととしております。

以上です。

○大矢保委員長 柿崎委員

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

要望を述べます。

報道によると、全国的に水道料金収入の基盤である人口と使用水量は長期的に減少が続いており、施設更新に必要な投資規模に対し、料金収入だけでは賄い切れない自治体が増えています。老朽化が進む中、従来の壊れたら直す維持管理では追いつかず、事前に劣化度を把握し、優先順位をつける戦略的な更新への転換が不可欠とされています。

非開削更新工法やデジタル技術を活用した劣化診断など、新たな技術は着実に増えつつありますが、それらを適切に選定、導入し、長期的な資金計画と結びつけて運用していくことが、今後の大きな課題となっていると伺っております。

こうした全国的な課題の解決に向けて、水道部におかれましても積極的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

それから、現在、サードプレイスにおいて、青森市企業局水道部の企画で、第 68 回水道週間「たいせつな 水道守ろう 未来へと」関連展示、おいしい水を届けるために水道部の主な仕事などのパネル展を大々的に開催しています。

委員の皆さんもぜひ御覧いただければと思います。

これで私の質疑を終わります。

○大矢保委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。よろしくお願いします。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費に関連して、企業版ふるさと納税推進事務なんですけれども、今日、木下委員がある程度質疑しておりますので、重ならない部分を質疑してまいりたいと思います。

過去 3 年間の実績は分かりました。その実績を見ますと、一定の寄附は青森市にはあるものの、県内のほかの自治体と比較しても、まだ伸び代は大きいと思っています。

一方で、弘前市は令和 6 年までの累計で 7280 万円の実績がありますけれども、地域資源を生かしたプログラムを示して、企業との接点づくりにつなげているという例もあります。ニッカウヰスキー株式会社とか、アサヒビール株式会社でしたっけ——とかとの連携もあって、参考になるとと思いますが、今回、3000 万円という大きな寄附について、どのような経緯で寄附に至ったのかお伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 工藤委員からの寄附の経緯についての御質疑にお答えいたします。

これまで本市では、子育て先進都市の実現をはじめとする各種施策の積極的な情

報発信に努めるとともに、これらの施策を推進するため、企業版ふるさと納税を活用した寄附について、市ホームページやチラシの配布に加え、首都圏でのイベント等を通じて、企業の皆様に対して呼びかけを行ってまいりました。

そのような中、大阪市に本社を置き、本市にも支店を有する株式会社アイ工務店様より、本市の取組に御賛同をいただき、子育て支援事業に活用してほしいとの思いから、3000万円の寄附の申出があったものであります。

その申出を受けまして、寄附者の御意向も踏まえつつ、活用事業を検討した結果、市内の小・中学校やあおもり親子はぐくみプラザ、放課後児童会などにおいて有効に活用することとし、その経費を6月補正予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

本市の子育て支援の取組に賛同いただいたということは、大変ありがたいことだと思います。

一方で、企業版ふるさと納税は、寄附を受けて終わりではなくて、寄附した企業が、自分たちの寄附がどのように地域に役立ったのかということが実感できるというのが、やはり次の寄附につながりますし、その企業との継続的な関係にもつながると思っています。

では、寄附者に対して、寄附金の活用状況や成果についてどのような報告を行っているのか、お示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 実績報告についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市まち・ひと・しごと創生寄附事務取扱要領第6条第3項の規定に基づきまして、対象事業が完了した後は、寄附対象事業の確定額及び寄附充当額を記載した報告書を寄附者に交付しているところであります。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。

お金がどのように役立ったかということは、やはり企業にとっては大事だと思います。その意味では、感謝状、報告だけではなくて、やはり企業との関係づくりの機会として、きちんと考えていく必要があると思います。

企業への働きかけについては、木下委員への答弁がありました。ホームページあるいはポータルサイトへの掲載に加えて、フェアや、各機関と連携して寄附獲得に向けた取組をしているということでありました。

一方で、企業版ふるさと納税は待っているだけではなかなか寄附が増えるというのは難しいかなと思いますけれども、青森市にゆかりのある企業、青森市出身の経営者とか、あるいは青森市との取引がある、支店のある企業も含めて、事業メニューを具体的にこちらから個別に提示していくということも重要だと思います。そうい

う姿勢が、多分これから、いわゆる待ちではなくて、こちらから仕掛けていくということも必要だと思いますので、検討していただきたいと思います。

さらに、企業版ふるさと納税には、寄附金だけではなくて、企業の専門人材を自治体の課題解決に活用する人材派遣型というものもありますけれども、その実績をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 企業版ふるさと納税の人材派遣型の活用状況についての再質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の人材派遣型は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有します企業人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じまして、地方創生のより一層の充実・強化を図るため、令和2年度に創設された制度であります。

具体的には、企業が、人件費相当額を含みます事業費への寄附を行いまして、寄附と同年度に寄附活用事業に従事いたします人材を地方公共団体等へ派遣する制度であります。

本市では、これまで、国の地域活性化起業人制度や、地方創生人材支援制度を活用いたしまして、民間企業2社からそれぞれ1名の社員を受け入れてきたところでもありますけれども、企業版ふるさと納税の人材派遣型の制度を活用した寄附及び人材の受入れを行った実績はありません。

以上です。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 実績はないということですが、寄附とこの人材派遣を組み合わせることで、やはりその企業とより深い関係というか継続的なものができる可能性があると思うんです。

青森市の場合は、除排雪もそうですし、観光、移住あるいはDX、子育て支援も含めて、外部の専門人材の知見を生かせる分野というものはたくさんあると思っています。ですので、そうしたところにも、ぜひ生かしていただきたいと思うんですけれども、見解を伺います。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 企業版ふるさと納税の人材派遣型の活用の検討についての再質疑にお答えいたします。

本市では、民間企業の人材活用といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、民間企業2社からそれぞれ1名の社員の受入れをしたところでもあります。また、直接の人材受入れということではありませんけれども、令和5年度からは、企画部に連携推進課を設置いたしまして、公民連携を推進するために、複数の企業と連携協定を締結いたしまして、民間のノウハウも活用しながら、本市の行政課題、地域課題の解決に努めてきたところでもあります。

本市といたしましては、企業が有します専門的知識やノウハウを活用いたしました取組の推進により、市民サービスの向上や、事務の効率化等が期待できる一方で、双方のマッチングが重要であると認識しております。

このことから、対象といたします取組や人材を適切に見極めながら、企業版ふるさと納税の人材派遣型につきましても、民間企業の人材を活用する手段の一つとして検討してまいります。

以上です。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

人材派遣型についても、民間企業の人材を活用する手段の一つとして検討することです。ぜひ青森市として、どの分野にどういった専門人材が必要なのか、一度整理して、企業側に分かりやすく提示してはどうかと思います。寄附金だけではなくて人材交流、企業との共同事業、さらには投資や企業進出にもつながるような、いわゆる関係人口づくり等を考えて活用していただきたいと思います。

ここまでは、企業との関係づくりという視点で伺ってまいりましたけれども、ふるさと納税には、もう1つ、観光客が青森市を訪れたその場で寄附をして、地域で使える電子商品券を受け取る、いわゆる旅先納税というものがあります。

観光消費を地域経済に結びつける意味でも重要な制度だと思っておりますが、観光客との関係づくりという視点から、旅先でのふるさと納税の実績について伺いたします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長 工藤委員の旅先でのふるさと納税の実績についての御質疑にお答えいたします。

旅先でのふるさと納税はスマートフォンなどから旅行前や旅行中に寄附を行い、寄附の返礼品として、旅行で訪れた自治体の宿泊施設や飲食店、レジャー施設、お土産店で使用できる電子商品券などを受け取る仕組みであります。

本市では、ふるさと納税返礼品として、旅先で利用できる P a y P a y 商品券を令和5年度から導入しております。寄附額は1万円から50万円までの計8種類で設定しており、令和8年5月現在、市内42施設で宿泊費や観光施設の入場料等として利用が可能となっております。

本市の P a y P a y 商品券を返礼品とした寄附の申込み実績は、令和5年度が57件、165万5000円、令和6年度が90件、328万円、令和7年度が71件、374万5000円となっております。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

企業版ふるさと納税にしても、旅先でのふるさと納税にしても、また、今十分に活用されていないらしいですけれども、クラウドファンディング型のふるさと納税

にしてもですけれども、これらの制度を単なる寄附金の獲得策というように考えるのではなくて、青森市のいろんな市政課題があると思うんですけれども、それを企業あるいは市外の方々に分かりやすく伝えて、共感を得て、寄附や、そしてさらにその交流、消費、さらには継続的な関係づくり、関係人口になるようなことにつなげていけばいいなと思うんですが、寄附を一度きりで終わらせるのではなくて、せっかくだから、青森市とのつながりを実感できるような仕組みにしていいただければと思います。

企業版ふるさと納税については、青森市にゆかりのある企業への個人提案、個別提案、トップセールス、人材派遣型の活用も含めて、より戦略的に進めていただきたいと、そう思いますし、旅先納税は、宿泊施設や観光施設がほとんどだと聞いておりますけれども、それ以外に飲食店や体験メニューなど利用可能な場面をできるだけ広げて——いろんな規約があるので、難しいのは分かりますが、利用する場所で分かりやすいPR、いわゆるお金を使うときに、こういうものがありますよというPRを逆にすることで、消費者の利便性もありますし、観光消費と寄附を地域の活性化につなげていただくことを要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費に関連して、クルーズ客船観光客等への対応についてですが、青森商工会議所でクルーズ客船受入れ状況調査のアンケートをしておりますけれども、それを踏まえて質疑いたします。

外国人観光客にとっては、目的地までの移動方法、そして周辺施設、観光スポットの情報が分かりやすく提供されていることが、安心してまちづくりを楽しむための重要な要素だと思います。

アンケートでは、クルーズ船観光客などの外国人観光客からは、青森市は多言語対応への評価はとても高いですけれども、これはこれまでの成果の取組の成果だと思っておりますけれども、ただ、その中に、案内表示や多言語対応への具体的な要望もあります。

これに対して、市の対応状況をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 外国人観光客に対する多言語対応についての質疑にお答えいたします。

委員御紹介のとおり、青森商工会議所が本年4月に公表いたしました中心商店街やクルーズ客を対象としたアンケートの調査結果によりますと、多言語対応への満足度の設問におきまして、大変よい、よい、普通との回答が約8割を占め、本市の多言語対応に一定の評価をいただいているものと認識しております。

青森市では、インバウンド需要のさらなる獲得に向け、これまで受入れ体制の充実に努めてきたところでありまして、多言語対応の取組といたしましては、観光施設、飲食店等を掲載いたしましたクルーズ船客等外国人観光客向けまち歩きマップ

を英語、中国語、韓国語で作成し、観光案内に活用するとともに、今年度は新たにQRコード等を活用し、外国人観光客が店先で店舗情報を取得できる環境の整備などに取り組んでおります。

以上でございます。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

今年度、新たにQRコードを活用するということです。

クルーズ船観光客が港に降りて、市内を歩いて食事をしたり買物をしたりすることで、再び観光したいという気持ちになっていただかないと駄目なんですけれども、やはり、そのヒントは個々の観光客の声だと思いますので、ぜひ、商店街、商工会議所とともに今後も取り組んでいただきたいと思います。

また、店舗では、外国人向けの情報発信の仕方を学ぶためのサポート、勉強会がほしいという声が多くありましたけれども、市の対応状況をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 店舗等に向けたセミナー等の開催についての再質疑にお答えいたします。

本市では、外国人観光客の満足度向上などに向けまして、関係団体と連携し、市内事業者等を対象とした各種セミナーなどを開催しております。

昨年は、本市などが事務局を務めます青森港国際化推進協議会が主催し、外国人観光客向けの店内広告や情報掲示について学ぶセミナーを開催いたしましたほか、青森商工会議所におきましても、インバウンドに向けた情報発信の方法などを学ぶセミナーが2回開催されております。

以上です。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

観光客がお金を使う相手は、観光施設を除けば、多くは地元の店舗であります。ですので、地域の事業者を支援するということでもありますので、事業者と一緒に受入れ環境を整えていただきたいと思います。特に、青森市は地域通訳案内士や、インバウンド施策を進めておりますので、外国語対応ができる店づくり、あるいは観光客に見つけてもらえる店づくりというものを進めていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、海外からの観光客が増える中で、観光地として選ばれるためには、見る場所だけでなく、安心して食事ができる環境というものが重要になります。観光庁も、ベジタリアン、ビーガン、ムスリム旅行者への受入れ環境整備を促進するガイドを公表しております。

以前も質疑したんですが、今回は2点お伺いしますけれども、一つは、外国人観光客からビーガンやムスリムに対応している飲食店に関する問合せがあった場合、

市ではどのように対応しているのかお伺いいたします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 ビーガンやムスリムの方から問合せがあった場合の対応ということであります。

令和6年度に観光庁が公表いたしましたアンケート結果によりますと、いわゆる完全菜食主義者のビーガン、そしてイスラム教を信仰するムスリムの方でありますけれども、その外国人観光客の多くは、旅行先の食事に関しまして、SNSや口コミサイトにより情報収集しているというふうにされております。

こうした状況も踏まえまして、青森市の観光案内所、青森駅前と新青森駅に2つありますけれども、そこにおきましては、飲食店検索サイトなどを確認して、問合せに応じた市内の店舗を紹介しております。

以上です。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 では、市内飲食店に対して、ビーガンやムスリムの対応について研修会や相談会を開催する考えはないかお伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 ビーガンやムスリムの対応についての再質疑にお答えいたします。

青森市内の観光案内所——青森駅前と新青森駅の観光案内所には、そういったビーガン、ムスリムの対応に関する問合せがまずほとんど寄せられていないという状況にあります。

こういう状況から、現時点におきまして、研修会や相談会の開催は考えておりませんが、今後も市内事業者等の意見も踏まえながら、外国人観光客のおもてなし向上に努めてまいります。

以上です。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 この質疑をしたのは、クルーズ船の乗組員の方々——クルーの方々ですけれども、その方々から、ムスリム対応のハラル料理について聞かれた飲食店があったんです。

その飲食店の方は、いわゆるハラルというと、豚肉とアルコールは駄目だというのが頭にあったので、そばを勧めたということなんです。でも厳密に言うと、ハラル料理というものはアルコールですから、みりんも駄目ですし、スープに豚肉がちょっとでも入っているとアウトです。また、調理器具も、豚肉を料理したものと完全に区分けしないと駄目なルールがあるんです。そこまでやって、初めてハラル料理になるわけですけれども、知らないままハラル料理として提供してしまえば、やはり時には宗教上のトラブルにもなりますし、観光地としての信用問題にもなるというふうに言われています。

問合せがなくても、現実にムスリムの方が訪れておりますので、飲食店は正確な知識を持って食事を提供する必要があると思いますし、市も今後対応できるよう準備しておくことも必要だと思います。世界の4人に1人はムスリムだと言われておりますので、ぜひ対応していただきたいというふうに申し述べて、この件は終わります。

では次に、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連しまして、鳥獣対策であります。全国で熊が市街地に出没する事例が増えておりますけれども、人の住むエリアに入ってしまうと、追い払いも難しくなると。そういう意味で、熊の出没、特に市街地等への侵入抑制対策をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 熊の市街地等への侵入抑制対策についての御質疑にお答えいたします。

近年、全国的に熊の生息域の変化や餌不足などの影響により、熊が市街地等へ侵入し、市民の生活や安全に重大な影響を及ぼす事例が増加しており、本市においても、人の日常生活圏での熊の出没が増加しております。

このため、本市では、熊の市街地等への侵入抑制対策といたしまして、熊を誘引するおそれのある柿や栗などの樹木の伐採費用の一部を支援する放任果樹伐採補助事業や熊の侵入経路となりそうな道路や公園などの草刈りを実施しているほか、目撃情報が複数寄せられている場所には、ガバメントハンターの意見を踏まえ、箱わなを設置しております。

また、今後においては、知見や経験を有する専門業者とともに、熊の出没データの分析やカメラトラップによる生息状況調査を行い、その調査結果に基づく緩衝地帯などのゾーニング計画の策定や、ゾーニングごとに実効性の高い対応策を整理し、各種取組を実施することとしております。

本市といたしましては、人の日常生活圏と熊の生息域の適切なすみ分けが大事であると考えておりまして、その実現に向けて、熊の市街地への侵入抑制に係る取組を継続してまいります。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 様々な取組をしているのが分かりました。

ただ、河川での移動防止について、やはり環境整備が必要だと思うんですけれども、今日も質疑がありましたが、特に青森市の場合は、環状線を越えてくる熊というのは、大体河川を伝ってきていると思います。

熊を市街地等に侵入させないための対策が必要だと思いますけれども、市の考えをお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 工藤委員の河川からの市街地への侵入抑制についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では近年、山と人里との境界エリアにおいて、人口減少や高齢化による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等が進み、熊の生息に適した環境へ変化しつつあり、熊が河川などを移動経路として市街地等へ侵入するケースが増えているのではないかと推察しております。そのため、過去の熊の出没情報を踏まえ、市街地等への侵入経路と考えられる河川における雑草等の刈り払いを河川管理者である青森県と連携し実施しております。

このような中、去る令和8年6月9日に、市長が東北市長会の会長として、環境省に対してツキノワグマ被害防止対策の充実強化を求める要望活動を行い、森下環境大臣政務官へ東北各地の実情を訴え、熊の個体数管理強化や市町村への財政支援、人的支援のほか、人の生活圏への出沒防止対策として、国や県が管理する河川・道路等の環境整備などについて要望したところであります。

今後は、今年度策定を予定しておりますゾーニング計画やゾーニングごとの対応策に基づき、河川における熊侵入防止対策を着実に実施し、市街地等への侵入抑制を図ってまいります。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

原別地域に出没した熊は、多分ほとんど野内川を伝ってきていると思うんですが、以前にも話しましたが、野内川の現状というのは、雑草・雑木でもうジャングル状態です。川自体もしゅんせつしないと、ちょっと豪雨災害のときは一番危ないかなというように思っているぐらいですので、ぜひ、国・県へ要望していただきたいと思います。

では、ちょっと疑問を一つ二つ伺いたいんですが、市街地では、速やかな探索捕獲駆除が大事だと思うんですが、熊の居場所を特定するために、警察犬というのは活用できないんでしょうか。お伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 工藤委員の熊搜索への警察犬の活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

警察犬は、捜査をはじめとする各種警察活動に適するよう訓練育成をした犬のことですが、熊搜索への活用について青森警察署へ確認いたしましたところ、警察犬は人間の搜索に特化して訓練育成をしているため、熊等の動物の搜索には適さないという回答をいただいております。

以上です。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

そうでしょうね。犬といえども、やはり熊は怖いですし、勝てるわけではないので。

ただ、嗅覚を使って熊を搜索するということは、何らかの形でとても有効だと思いますので、これはちょっと今後の検討課題になるかと思います。

あと、先日の緊急銃猟に関しては散弾銃でしたけれども、麻醉銃猟というのは実施できないのかお伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 麻醉銃猟についての再度の御質疑にお答えいたします。

麻醉銃猟で使用する麻醉銃を所持するには、銃砲刀剣類所持等取締法、いわゆる銃刀法に基づき、青森県公安委員会から許可を受ける必要があります。

また、麻醉薬を所持し、野生動物に使用するには、麻薬及び向精神薬取締法、いわゆる麻薬取締法に基づき、青森県知事から麻薬研究者の免許を受ける必要があります、保管についても専用の保管庫が必要となります。

加えまして、麻醉銃猟実施者は、熊に関する十分な知識や経験とともに、使用する薬剤の薬理作用や安全使用についての知識が求められます。

このことを踏まえまして、現在、県内では、青森県猟友会会員等にこれらの資格と経験などを有する者がいないため、迅速な麻醉銃猟が行えない状況にあります。

しかし、麻醉銃による熊の捕獲は、散弾銃やライフル銃などの装薬銃と比較いたしまして、発砲した銃弾が跳ね返ることによる人身事故や工作物の破損などの二次被害の危険性が比較的低いというメリットがあり、市といたしましても有効な手段の一つと考えますことから、引き続き県と連携しながら検討してまいります。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

では、一般質問でもあったんですけれども、改めて熊の個体識別等のためには、科学的な調査分析が必要だと思うんですけれども、DNA調査など有効だと思いますが、市の考えをお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 科学的な調査・分析に関する市の考えについての御質疑にお答えいたします。

本市といたしましては、科学的な調査・分析として、熊の胃の内容物の分析をはじめ、熊の体毛などを用いて行うDNA照合のほか、熊の体に含まれる元素の僅かな質量の違いや割合を測定する安定同位体分析などを実施することによって、熊の個体識別や熊の生態及び食性から人里依存の度合いが把握できるなど、今後の対策を検討する上で、貴重な情報が得られるものと認識しております。

このため、今後は、熊対策の専門業者の助言を踏まえ、解体や解剖に係る衛生面での人的負担や研究機関との連携なども含め、他都市の状況を確認するとともに、熊の生息調査や個体数の管理を行う青森県をはじめ、青森県猟友会などの関係機関へ相談の上、対応を検討してまいります。

○大矢保委員長 工藤委員。

○工藤健委員 例えば、5か所に出没したものが、1頭が5か所で目撃されたのか、実は5頭いて同時に出没したのか、状況によっては対応も危険度も異なると思いま

す。

また人身被害があった場合の熊の特定とか、単独なのか複数なのか、やはりこういったものはDNAを活用して調べる意味があると思います。

なかなか難しいと思いますが、自治体を越えて大学も含めて研究機関を共有する必要があると思いますので、ぜひ国や県へ、DNA調査を含めて科学的検証の体制整備を要望して、質疑を終わります。

○大矢保委員長 本日の委員会は、ここまでで終了いたします。

明日午前10時、委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、会派の残り時間については、後ほど事務局を通して皆様にお知らせします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時38分散会

2日目 令和8年6月18日（木曜日）午前10時開議

○大矢保委員長 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の村川みどりです。

最初に、10款教育費6項保健体育費3目学校給食費に関連して質疑します。

昨年12月議会、そして3月の予算特別委員会でも質疑してきましたけれども、食物アレルギーのある児童・生徒への補助の実施についての進捗状況を示してください。

続いて、医療的ケア児も聞いてまいります。

3款民生費1項社会福祉費2目児童福祉費に関連して、八戸市や十和田市でも毎年実施されている医療的ケア児等の啓発イベントですけれども、青森市としても開催すべきと思いますが、市の考えを示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員からの児童・生徒への支援に関する御質疑にお答えいたします。

本市では、食物アレルギーを持つ児童・生徒へ適切に対応するため、当該児童・生徒の把握や情報管理の連携の在り方、緊急時の対応方法を定めた青森市学校給食における食物アレルギー対応管理マニュアルを策定し、アレルゲンを表示した献立表の提供、除去対応、献立により弁当やおかずの持参対応、食物アレルギー対応食の提供などを実施してまいりました。

本市における学校給食費の無償化につきましては、それまで児童・生徒の保護者に御負担いただいていた給食材料費について、令和4年10月から全額公費負担することで、学校給食費の徴収を行わないこととしたものであります。また、令和6年度からは、県による学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を財源の一部に充て、本事業を継続して実施しております。

このような中、国では、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的な負担軽減として、令和8年度から公立の小学校段階の学校給食に係る食材費を支援するため、給食費負担軽減交付金を創設したところです。また、県では、市町村の学校給食費無償化の取組を引き続き後押しするという観点から、国によるいわゆる給食無償化も踏まえ、令和8年度も学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を交付することとしておりますが、現時点で当該交付金の交付要綱

は示されておりません。

国では、当該交付金における喫食者の取扱いについて、学校設置者の判断に委ねることとしており、今後、当該交付金による支援対象となり得る非喫食者の範囲に関する考え方や、非喫食者についての自治体の対応例等を示すとのことでありますので、これらを踏まえて、本市としての対応を見極めてまいります。

○大矢保委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員からの医療的ケア児の啓発イベントについての御質疑にお答えいたします。

医療的ケア児及びその御家族の実情について広く市民の皆様に知っていただくことは、医療的ケア児への一層の理解と支援の輪を広げるために必要であり、共生社会の実現にとって重要であると認識しております。

本市では、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の東青5市町村による青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場を設置し、医療的ケア児に関わる関係機関、団体等と連携しながら、医療的ケア児の現状把握、支援体制に関する意見交換や課題解決のための協議などを行っております。

医療的ケア児の啓発イベントの実施につきましては、他自治体の実施状況の調査に努めるとともに、協議の場の委員である青森県小児在宅支援センターや、青森県重症心身障害児者を守る会などの関係機関、団体等の皆様の御意見を伺いながら、検討してまいります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 まず、医療的ケア児ですけれども、関係団体の方から、青森市として場所さえ準備してくれれば、すぐにでもイベントができるんだということで青森市にお願いしているんだけれども、なかなか準備してもらえないという声が届きました。サンロードのあそこでやりたいという希望もあるんですけれども、市のサードプレイスとかからでもいいですので、ぜひ啓発イベントを実施していただくよう要望したいと思います。

学校給食については、ちょっと今の人数を教えてください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

人数については、令和7年度の人数になります。食物アレルギーは、5人となります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この5人の食物アレルギー児童に対する補助に、今使っている県の学校給食費無償化等の市町村交付金が使えるのか使えないのかだけお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まだ県の実情が示されておりませんので、そちらを確認したいと思います。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 県では、やってもいいというふうに、もうずっと前からしゃべっているのに、ぜひ対象にして、県の交付金を使って、この食物アレルギーを持っている5人の世帯の支援を実施していただくことを重ねて要望したいと思います。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、これまでも県立盲・聾学校の統合についての周辺環境整備について質疑してきました。

先日、校長先生も替わったということもあって、お伺いしてきました。安田近野地区のバス停からの整備は進んでいるんだけど、学校前の道路は一向に改善してもらえないというふうに話されていました。

せめて子どもたちが歩く歩道を整備してほしいということでしたけれども、歩道の整備について、市の考えを示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）青森県立青森聾学校正門前の歩道整備についての御質疑にお答えいたします。

青森県立青森聾学校正門前を東西に走る市道大野安田線につきましては、現在、泉川小学校付近から安田近野方面にかけて、歩道のない車道幅員約5.5メートルの道路であり、本市ではこれまでに、学校正門付近において約160メートル区間の側溝整備を実施してまいりました。

当該路線につきましては、これまでも学校利用者や近隣町会から道路拡幅や歩道整備等の要望をいただいております。

本市におきまして、交通量や通学利用の状況を調査しましたところ、ピーク時間における歩行者利用数が10名程度という状況に加え、泉川小学校の通学路は別の路線を利用しているということなどから、歩道整備等による道路拡幅の優先度は低いものと認識しているところであります。また、道路拡幅を行う場合には、用地買収や農業用水路の改修及び西滝川に架かる橋梁の拡幅工事が必要となり、多額の事業費と期間を要するものであります。

これらのことから、青森県立青森聾学校正門前の歩道整備につきましては、現時点において直ちに整備を行う考えはないものの、今後さらなる周辺環境の変化や交通環境の推移等を踏まえながら、必要な安全対策の在り方については、引き続き注視してまいります。

以上であります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 まずちょっと、安田地区のバス停のところからの学校までの道路は、徐々に徐々に手がついてきているんですけども、学校ではやっぱり点字ブロックが必要だよと、設置してほしいんだよねという声があるんですけども、

設置はされるのでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

当該路線の点字ブロックの設置につきましては、旧建設省が定めた視覚障害者誘導用ブロック設置指針によりますと、歩行者が安全に通行できる場所として、原則歩道上に整備することが望ましいこととされております。

しかしながら、当該区間につきましては、歩道がなく、道路幅員が狭いことなどから、設置は困難であると判断いたしました。

このことから、青森県教育委員会との協議を踏まえ、歩行者の通行空間を確保しつつ、現地条件に適した安全対策として、リブつき外側線を設置することといたしました。

以上であります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 リブつき外側線だと、ちょっと視覚障害者の方には不自由な状況だというふうに思います。

それで、合併後の教育活動についてなんですけれども、通常の学校でもそうなんですけれども、学校の中だけで教育活動は完結しません。地域との交流だったり、地域の施設だったり、地域に出ていく活動も、大事な教育活動の一環です。聴覚障害者だから、視覚障害者だからと、学校の中だけにいるわけではありません。学校外での活動も、大事な教育活動の一環であると。

そのためにも、歩道整備が必要なんだというのが、学校の意見、声なんですけれども、教育活動の一環であるということへの市の認識はいかがでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、青森県立青森聾学校正門前の歩道整備につきましては、現時点において直ちに整備を行う考えはないものの、今後さらなる周辺環境の変化や交通環境の推移等を踏まえながら、必要な安全対策の在り方につきましては、引き続き注視してまいります。

以上であります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この間、子どもたちが県立美術館に歩いて行く予定だったと。

ただ、ちょうど熊が出たので、そのときはしょうがなくタクシーで行ったそうなんですけれども、安田地区の美術館に行ったり、あるいは探検学習というのもやっていて、学校周辺のところにどういう建物があるかだとか、もちろん泉川小学校とか西中学校とかにも行ったりして、そうした教育活動を行っています。ぜひ歩道整備をやってもらいたいんですけれども、学校ではやっぱり水路に蓋をして、そこに歩道をつけて点字ブロックにしてほしい。これが一番の理想で、それを実現してほ

しいと言いますけれども、その可能性はどうでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

当該路線の南側水路につきましては、現在、農業用水路として利用されており、現況道路との高低差もありますことから、蓋を設置するだけでは歩道空間として利用することはできないものと考えております。

なお、歩道として利用するためには、農業関係者をはじめ関係機関との協議を踏まえた上で、大型側溝の入替えなどの検討が必要となりますことから、多額の事業費と期間を要するものであると考えております。

当該路線につきましては、現時点において直ちに整備を行う考えはないものの、今後さらなる周辺環境の変化や交通環境の推移等を踏まえながら、必要な安全対策の在り方につきましては、引き続き注視してまいります。

以上であります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 学校では、来年度から新校舎で盲聾学校がスタートすることによって、今年の秋から来年春には、周辺の地域に徐行での運転をお願いしますというチラシを配ろうというふうに思っているというふうな話もされていきました。学校側も、そうした努力をしながら子どもたちの安全を確保しようとしています。青森市としても、それに応えるための検討を進めていただきたい。

まず、聾学校に出向いて、学校の要望や課題をしっかりと聞き取ってほしいと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

当該周辺環境整備につきましては、これまでも青森県教育委員会や青森県東青県土整備事務所と、通学方法の検討や通学路の安全対策などについて協議を行ってきたところであり、今後も必要に応じて学校も含め関係機関と協議してまいります。

以上であります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ぜひ、子どもたちの安全を守るために協議を続けてほしいと思います。

この項は終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して、生活応援商品券についてです。

商品券の発送が遅れた理由について示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員からの商品券の発送遅延についての御質疑にお答えいたします。

青森市生活応援商品券につきましては、当初、令和8年4月中下旬に配送が完了し、市民の方に商品券が行き届くことを予定しておりましたものの、受託事業者である日本旅行東北・まちのわ共同企業体による作業工程の調整管理の不手際により、配送に遅れが生じたものであります。

具体的には、まず、商品券の配送までの工程といたしまして、商品券に係るシステムを構築した上で、商品券の印字、台紙への貼付け、封入封緘、宛名ラベル貼りの作業を経て、商品券一式を日本郵便株式会社へ納品し、ゆうパックにて配送することとしておりました。

本来、受託事業者は、納品後の配送期間を踏まえて、工程全体の調整・管理を行うべきであったところ、配送を行う日本郵便株式会社との事前の調整が適切に行われておりませんでした。

そのため、十分な配送期間が見込まれないまま作業が進められた結果、全体の作業が遅延し、配送が5月中旬まで遅れることとなったものであります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この発送が遅れたことについて、市民に対してどのような周知をしてきたのでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 配送遅延に係る市民への周知についての御質疑にお答えいたします。

今回の配送遅延を受けた本市の対応といたしまして、商品券がお手元に届いてからの利用期間が短くなることを考慮し、当該期間について、当初7月31日までとしていたものを8月31日までとし、1か月延長することとしたものであります。

配送遅延及び利用期間延長に係る市民の方への周知につきましては、本市及び受託事業者双方で対応してまいりました。本市におきましては、配送遅延及び利用期間延長に係るプレスリリース、市公式SNS及びホームページによるお知らせ、利用期間延長に係るポスターの庁舎、支所、市民センター等への掲示、広報あおもり6月号表紙への掲載を実施いたしました。

また、受託事業者におきましては、配送遅延に係るプレスリリース、専用ホームページ及びアプリによるお知らせ、加盟店で使用するのぼり、ポスター等のスターターキットの修正対応、東奥日報紙への広告掲載、全世帯を対象としたお知らせの配布を実施したところであります。

今後におきましても、テレビ、ウェブ広告の追加を行うなど、利用期間延長等に係る情報が市民の方へ行き届くよう、引き続き対応してまいります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私も、遅れたことを市民の方から聞くまで知らなかったんですけども、この株式会社日本旅行東北は、コロナ禍のときに、談合が行われて公正取引委員会から排除命令を出された業者です。令和6年から9か月間の指名停止を

受けているわけですがけれども、今回の入札に問題はなかったのでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 事業者の選定についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど委員からも言及がございました、本市が発注いたしました新型コロナウイルス感染症患者移送業務の契約に関連いたしまして、受託事業者の共同企業体の代表構成員であります株式会社日本旅行東北が、本市におきまして指名停止措置の対象となっていた期間は、令和6年6月から令和7年3月までであります。

したがって、令和8年1月の業者選定時におきましては、停止期間が終了しておりますことから、選定に問題はないものであります。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この遅延による業者へのペナルティーなどはないのでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

本商品券に係る委託業務内容につきましては、商品券の発送業務のみならず、コールセンターの設置運営、加盟店の募集管理、事業広報、商品券の換金システムの構築、運用等の業務を含むものであります。

したがって、例えば、委託料の減額といったこれらの業務を——委託料の減額につきましては、これらの業務を総合的に判断する必要があるものと認識しておりまして、今回の配送の遅延のみをもって、具体的な処分の検討には至っておりません。

○大矢保委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市民の方からは、遅れることの周知も遅かったし、利用もしづらい、コンビニはセブンイレブンだけだし、利用店舗も少ないという声も寄せられています。今回、こういうこともあったので、ぜひ総括して、今後の検討をしていただきたいと思います。

○大矢保委員長 村川委員に申し上げます。会派の持ち時間がもう1分半しかありませんので、簡潔にお願いします。

○村川みどり委員 じゃあ、あとは障害者支援についてなんですけれども、最後の質疑だけいきます。

12月も質疑したんですけれども、モニタリングの不正の問題が違う業者からも上がっていて——不正が行われているという声が、この間、結構寄せられています。

市として、こうした不正が疑われる場合の市の対応を示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員からのモニタリングに対する本市の対応についての御質疑にお答えいたします。

モニタリングは、利用者の心身の状態やサービス利用状況等を踏まえ、サービス等利用計画を継続的に確認評価するものであります。本市におきまして、日常的な点検として、相談支援事業所から提出されるモニタリング報告書の確認を行うほか、相談支援事業所に対しまして、定期的に運営指導を実施しております。

こうした確認の中で、モニタリングの実施方法や報酬請求の取扱いについて誤った認識があり、報酬算定の基準を満たしていないことが判明した場合には、事業所に自主点検を求め、必要に応じて給付費の返還等の手続を行っております。

一方で、運営指導や通報等により、意図的な未実施や虚偽の記録といった不正が疑われる場合には、速やかに監査等を実施し、事実関係を確認した上で、指定基準違反や不正請求等の事実が認められた場合には、必要に応じて行政指導や行政処分を行ってまいります。

○大矢保委員長 日本共産党の会派の時間が超過しましたので、これをもって終了させていただきます。

次に、関貴光委員。

○関貴光委員 自民クラブ、関貴光です。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費に関連して、終活支援について伺いたします。

まず、終活支援として実施している青森市版エンディングノート、終活情報登録事業に関する取組内容をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 関委員からの終活支援に関する本市の取組内容についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、終活支援に関する取組といたしまして、青森市版エンディングノート「わたしノート」の配布と終活情報登録事業を実施しております。

まず、わたしノートにつきましては、元気なうちから終末期の必要な備えを事前に準備しておくため、令和2年度に作成いたしました。本市の担当課窓口や市内11か所の地域包括支援センターにおきまして希望者に配布しておりますほか、市民大学や各市民センターが実施する一般向け講座等の出前講座におきまして、終活を考える教材として活用しております。

令和7年度の実績といたしましては、担当課が希望者に対して配布した数——担当課で希望者に対して配布した数が701冊、地域包括支援センターに配置した数が83冊、終活に関する出前講座の実施回数が12回となっております。

また、終活情報登録事業につきましては、高齢化や核家族化が進み、一人暮らしの高齢者が増える中、令和6年6月から開始したところであります。これは65歳以上の方を対象に、緊急連絡先やリビングウィル——延命治療意思等のことですが、その保管場所、葬儀や遺品整理の生前契約先など、11項目の終活関連情報の中から、本人が希望する情報を市に無料で登録できる事業であります。本人が病氣

や事故等で意思表示が困難になった場合や死亡したときに、医療機関や警察、本人が指定した家族等からの照会に対し、市が本人に代わり登録情報を開示し、伝える仕組みとなっております。

令和7年度の実績といたしましては、相談件数が33件、登録件数が6件となっております。

本市といたしましては、身寄りのない高齢者への支援など、現在国において進められている新たな制度等の検討動向を注視していくとともに、引き続き、わたしノートや終活情報登録事業の周知等を図りながら、高齢者等が住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるよう、終活支援に取り組んでまいります。

○大矢保委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございました。

本市が、終活支援として、わたしノートを701冊配布して、地域包括支援センターに配置したのが83冊ということでありました。

そして、終活情報登録事業ということでありましたけれども、相談件数33件に対して、登録件数6件にとどまっているということでありました。

本市の身寄りのない高齢者や独居高齢者にとって、この終活情報登録事業は、非常に大事な事業だと私は考えております。しかし、現状の登録件数を見る限りには、やっぱり必要な方に十分届いていないんじゃないかなと思っておりました。

今国会で、社会福祉法改正案が衆議院で可決されており、身寄りのない高齢者に対して、日常生活支援や入院、施設入所の手続支援、死後事務までを担う事業を第二種社会福祉事業とした上で、相談体制の整備が今進められております。

近隣の弘前市では、いち早く、令和8年度から社会福祉協議会が主体となって、おひとりさま終活サポート事業を開始しております。この事業、改正案にあるように、先ほど述べたとおりの内容を含め、包括的な支援を行うということでやっているんですけれども、一方で、預託金として40万円預けなければいけないというようなことでもあります。

本市が終活支援を進める際、生活保護の受給者だとか低所得者の方からもやっぱり相談がありますので、そういう方々も利用できる仕組み、併せて検討していただければなと思っておりました。今後、社会福祉協議会さんのほうが主体となっていくと思うんですけれども、市としても、本市に合った適切な制度となるように検討を進めていくことを要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

次に、10款教育費6項保健体育費2目体育施設費に関連して、カクヒログループスーパーアリーナについて質疑いたします。

まず、カクヒログループスーパーアリーナの各諸室の令和6年度、令和7年度の利用者数をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 関委員のカクヒログループスーパーアリーナの利用者数

についての御質疑にお答えいたします。

カクヒログループスーパーアリーナは、令和6年7月1日の供用開始以降、多くの皆様に御利用いただいております。施設の利用状況につきましては、これまで、おおむね土日・祝日は、メインアリーナを利用したイベントやスポーツ大会が開催されております。

各諸室ごとの利用者数についてであります。まず、令和6年度の利用者数につきましては、供用開始の令和6年7月から令和7年3月までの9か月間となりますが、メインアリーナが8万2541人、サブアリーナが3万4638人、多目的室が3万5216人、ヨリドマが1万5612人、キッズルームが9万1804人、ランニングコースが8184人、その他会議室等が2049人、合計で27万44人となっております。

また、令和7年度の利用者数につきましては、メインアリーナが10万769人、サブアリーナが4万2560人、多目的室が5万6255人、ヨリドマが1万9344人、キッズルームが9万5700人、ランニングコースが1万4628人、その他会議室等が8713人、合計で33万7969人となっております。

以上です。

○大矢保委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

アリーナの利用者数、令和6年度が9か月間で27万44人ですね。そして、令和7年度が1年で約33万人ということでありました。利用月が違うので単純な比較はできませんけれども、月平均で大体2万8000人から3万人利用しているということで、多くの市民に利用されている施設ということが、改めて分かりました。

一方で、利用者数が高い水準で推移しているということは、それだけ駐車場や周辺交通への影響があると考えます。そこで、今後予定されている大規模イベントの開催状況について伺いいたします。

今後の国スポなどの大規模イベントの開催予定状況についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 今後の大規模イベントについての再度の御質疑にお答えいたします。

今後の大規模イベントにつきましては、これまで同様、おおむね土日・祝日は、メインアリーナを利用した様々なイベント等が予定されております。

その主な内容であります。7月18日から19日までの期間で第102回天皇杯・第93回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会、8月18日には令和8年度夏巡業大相撲青森場所、9月26日から27日までの期間では青森県クラブ対抗秋季バドミントン大会、10月11日から15日までは第80回国民スポーツ大会卓球競技、10月24日から25日までの期間では第25回全国障害者スポーツ大会卓球競技などの開催が予定されております。

さらに、12月以降につきましては、カクヒロスーパーアリーナをホームアリーナ

とします地元プロバスケットボールチーム青森ワッツのホームゲームなどが予定されております。

以上です。

○大矢保委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

今後も多くの大規模イベントが予定されているということで、市民のみならず、県内外から多くの来場者を迎える。特に、今年は国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が開催されることから、かなりの来場者が見込まれるんじゃないかなと思っておりました。

そこで、駐車場の不便さ、これまで、いろいろと市民の方からも私のほうに要望とかあったんですけども、駐車場利用台数についてお伺いいたしたいと思います。

令和7年度の駐車場利用台数、満車となった日数をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 令和7年度の駐車場の利用台数及び満車となった日数についての再度の御質疑にお答えいたします。

カクヒログループスーパーアリーナに併設されております駐車場の令和7年度の利用状況につきましてではありますが、4月は延べ2万2528台、満車となった日が6日。5月は延べ2万834台、満車となった日はありませんでした。6月は延べ2万2250台、満車となった日が1日。7月は延べ2万4109台、満車となった日が2日。8月は延べ2万3490台、満車となった日が4日。9月は延べ2万2577台、満車となった日が5日。10月は延べ2万3965台、満車となった日が4日。11月は延べ2万3822台、満車となった日が4日。12月は延べ2万2619台、満車となった日が7日。1月は延べ2万1805台、満車となった日が4日。2月は延べ1万8093台、満車となった日が6日。3月は延べ2万4657台、満車となった日が4日となっております。

以上です。

○大矢保委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございました。

令和7年度、駐車場利用台数約27万750台ということで、満車となった日が47日間ということでありました。

昨年、一般質問をした際、供用開始から9か月間で、駐車場利用台数が約20万台、そして満車日数が44日ということで答弁がありました。7万台増えている中で、44日から47日という増加で済んだのは分かるんですけども、これは指定管理者の努力、また公共交通の見直し、市民の皆様の理解が少し広がったのだと思っております。しかしですね、今回の答弁を聞いて、やっぱり利用需要が続いているということが分かりました。年間47日も満車が発生しているということは、利用者の方にとっては小さな問題ではないと考えております。

特に、障害のある方や高齢者、そして、小さなお子様を連れたキッズルームにもかなりの利用者の方います。そのほかに、日常的にトレーニング施設を利用している方もいます。その方々が駐車場を利用できないということで、施設利用そのものに影響を与えていると思います。

現在の臨時駐車場も、かなり不評の声が寄せられておりますけれども、ぜひ県との協力の下、新サンドーム建設予定地の一角を前倒しして、駐車場として利用できるエリアを確保することだとか、より近い臨時駐車場を設けるということで、利用者の利便性向上に努めていただきたいと思います。

また、サンドームが移転してくるとなると、たしかサンドームの年間利用者数 15 万人以上であったと思います。その方々が利用すると、さらに駐車場の必要性が出てくると思いますので、短期・中期・長期的な視点で、利用しやすい駐車場環境を整備することを要望して、この項を終わります。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費に関連して、物価高騰支援について質疑いたします。

青森市生活応援商品券に係る事業費内訳、利用実績をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 関委員からの青森市生活応援商品券に係る事業費内訳及び利用実績についての御質疑にお答えいたします。

当該商品券に係る総事業費は、15 億 872 万 6000 円であり、その大部分を占める商品券の発行原資は、本市の令和 7 年 12 月 1 日現在の人口 25 万 9620 人に 1 人当たり 5000 円を乗じた 12 億 9810 万円となっております。

次に、事業費から商品券発行原資を差し引いた諸経費は、2 億 1062 万 6000 円となり、その主な内訳は、システム構築・運用費 4001 万 5000 円、発送費 7467 万 3000 円、事務局運営費 9593 万 8000 円となっております。

また、当該商品券の利用実績につきましては、6 月 12 日現在 8 億 1222 万 4287 円であり、発行総額の約 63%となっております。また、業種別利用状況につきましては、コンビニ・スーパーが 4 億 2479 万 1504 円で全体の 52.3%、次いで小売店が 1 億 6764 万 9431 円で全体の 20.6%、ドラッグストアが 1 億 3985 万 5769 円で全体の 17.2%、その他飲食店等が 7992 万 7583 円で全体の 9.9%となっております。

○大矢保委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

この商品券の総額、総事業費約 15 億円。そのうち商品券原資が約 13 億円、そして諸経費が約 2 億 1000 万円ということでありました。また、現在の利用料、利用実績、8 億 1000 万円程度で、約 63%ということでありました。

市民生活の支援策として、一定の効果はあったものと考えております。特に、利用額の半数以上がコンビニやスーパーで使用されているということからも、物価高騰の影響を受けている食料品や生活必需品の購入に活用されている実態がうかがわ

れますが、まだ約 63%ということで、利用実績はまだ伸びてないなというのがありました。

先ほど、村川委員からもあったとおり、やっぱり使える場所が限られてるというのが、この利用の伸び悩みに加担してるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、今後このような形でやる際は、使用できる場所をいろいろ増やしていったいただければと思います。

また、事業費、事務経費が約 2 億円超えるということで、こちらも検証が必要であるんじゃないかなと思っておりました。今後はデジタル化や事務の効率化などにより、経費の圧縮を図り、少しでも多くの支援が受けられる、届けられる手法についても検討していただきたいなと思います。

次に、国からの本市へ配分される重点支援地方交付金について、国の令和 8 年度の補正予算分の額、令和 7 年度繰越し分の額をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 重点支援地方交付金についての再度の御質疑にお答えいたします。

食料品やエネルギー価格をはじめとする物価高騰が継続している中で、本年 2 月以降の中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格のさらなる上昇に加え、原材料や資材の調達環境の悪化が懸念される状況となっております。

こうした現状を踏まえ、国では、経済活動や国民の暮らしに支障が生じないように、令和 8 年度補正予算を編成し、地方自治体に対しては、地域の実情に応じた支援を実施できるようにするため、1000 億円の重点支援地方交付金を追加措置したところであります。

各地方自治体に配分される交付金の額は、人口や物価上昇率等をもとに算定され、本市への追加配分額は、1 億 2077 万円となっております。また、今年度の事業に活用するため、昨年度から繰越した交付金の額は 2 億 9472 万 7000 円となっており、合算した金額で申し上げますと、4 億 1549 万 7000 円となるものであります。

○大矢保委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございました。

今回本市に配分された交付金と昨年度からの繰越し分を合わせると、約 4 億 1500 万円となるということでありました。

おととい、自民クラブ会派として市長に対し、重点支援地方交付金を活用し、中東情勢や物価高騰の影響を受ける市内中小企業者に対して、幅広い支援策を講じることを速やかに実施することを求める要望書を提出いたしました。

その際、市長から、商工会議所のほうでプレミアム商品券の発行、また、発行して市民生活の支援、市としては中小企業への支援ということを検討しているということで、前回行った法人 10 万円、そして個人事業主 5 万円のような形で考えているというようなことでありました。

今後も、社会情勢は不安定で、物価高騰は続くと考えます。検討している一時的な支援、もちろん必要ですが、特に影響の大きい事業者へ重点的に支援することも必要だと考えておりますので、こちらも検討いただければと思います。

今定例会の会期中にスピード感を持って実施していただくことを、また、市民、事業者がどのような支援を求めているかということのを改めて調査を行い、今後に備えた体制を構築することを要望して、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○大矢保委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）創青会、木村淳司です。

まず、モヤヒルズにおける免税軽油の使用について、2款総務費2項徴税費1目課税費に関連してお伺いしたいと思います。

免税軽油制度は、農業、林業、建設業など特定の事業者が、公道を走行しない機械の動力源など特定の産業用途に使用する軽油について、軽油引取税の課税を免除する制度であります。今、この課税金額が15円になっています。2026年——今年の4月から、軽油引取税の暫定税率が廃止されて、32.1円から15円に引下げになっているということですね。さらに、この免税軽油というのは、この15円も免除されるということで、通常の軽油よりも安く使用ができるという仕組みです。

そこで、お伺いをいたします。モヤヒルズにおける令和7年度の免税軽油の使用料及び使用料金についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 木村委員からのモヤヒルズにおける免税軽油の使用料等についての質疑にお答えをいたします。

免税軽油制度の概要につきましては、今ほど木村委員から御案内があったとおりでありまして、索道事業に関しましても、法令等によって指定されております。

モヤヒルズにおきましては、圧雪車の燃料として免税軽油を使用しており、令和7年度の免税軽油の使用量は2万9500リットル、使用額は318万3070円となっております。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございました。

モヤヒルズでは、3万リットルぐらい免税軽油を使っているということでした。これは圧雪車の動力、燃料ということでした。

索道についても免税軽油の対象ではあるんですが、モヤヒルズにおいては、これには軽油は使っていないということで、対象外になっています。

昨年度——今年の2月、青森県では冬の国体が開かれました。私も昔、距離のスキー——クロスカントリースキーをやっていたので、ちょっと観戦に、応援に

行きましたけれども、ちょっとびっくりしたことがあって、青森県の選手団を見ると、私が学生の時に一緒に滑っていた方が、ずっとやっていると。で、少年のほうを見ると、非常にもう選手が少なくなっているということがありました。これを連盟の方にちょっとお聞きしたら、やはり少年の競技者が非常に少ないと。これは、少子化の影響もあるんだけど、そもそもスキーを始める子が非常に少なくなっているということでした。

この免税軽油の制度というのは、当然スキー場の経営に非常に跳ね返ってくると。3万リットルも使っていますので。で、これ、実は今年度末までの時限措置ということになっています。ここで、スキー場の経営というのももちろんありますし、当然農林漁業への影響というのも、もしこの時限措置がなくなるとなると大きいものがあります。

ただ、このスキー場の経営ということだけではなくて、やはり、例えばリフト代が上がるとか、スキー場の何かそういうコストが上がっていくと、スキー場がなくなっちゃうとか、そういうことになると、子どものスキーをする場というのがますますなくなってしまって、冬季のスポーツの場がなくなってしまう。それから、冬季の観光ということにも、やはり影響してくるだろうということになります。

この軽油引取税、そして免税軽油制度というのは、当然、県税の制度でありますし、国の制度でもあります。ただ、やはり、青森市には、モヤヒルズというこの免税軽油制度を利用している市の施設がありますので、ぜひ主体的に、この免税軽油制度の措置延長を正式に要望していただきたいと思います。

以上でこの項は終わります。

次に、融雪施設設置支援事業についてお伺いします。2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連してお伺いいたします。

まず、この融雪施設設置支援制度の概要と、令和8年度予算の状況についてお示しください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 木村委員から御質疑ありました融雪施設設置支援制度についてお答えいたします。

本市では、平成8年度から、敷地内にロードヒーティング融雪機及び融雪槽などの融雪施設を設置する場合に支援を行う青森市融雪施設設置支援制度を実施しております。

支援内容については、融雪施設の設置に要する資金を金融機関から借り入れる際に発生する利子を、返済期間5年60回以内の場合は本市が全て負担し、返済期間が5年60回を超え10年120回以内の場合は、一部を本市が負担し低利子とする内容となっております。

なお、融雪施設設置支援制度につきましては、平成8年度の制度創設以来、現在までに6300件を超える支援を行ってきたところであります。

令和 8 年度の本事業の当初予算としましては、令和 8 年度新規受付分の貸付け利子補給金として、事務費分を含めて 20 万 7000 円、令和 7 年度以前の過年度分に対する貸付け利子補給金として 107 万 3000 円、合計 128 万円となっております。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 次に、この融雪施設設置支援制度の今年度の実施状況について、続けてお伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 融雪施設設置支援制度の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

令和 8 年度の実施状況につきましては、当該事業は、令和 8 年度予算として新規受付分の貸付け利子補給金と事務費分を合わせて 20 万 7000 円としておりましたものの、1 つに、近年の社会情勢の変化により設置工事費が高騰したこと、2 つに、令和 8 年度の利率が令和 8 年度当初予算編成時に見込みました利率 2.4% を大幅に上回る 2.8% となったこと、3 つに、1 件当たりの貸付け利子補給金額が高額になったことに加えて、年度当初に申請が集中しましたことにより、早期に予算が不足する可能性が生じました。

このことから、予算を調整いたしまして、昨年度の当該事業費約 41 万 6000 円と同等規模の財源約 45 万 6000 円を確保いたしまして、受付を継続しましたものの、5 月末には貸付け利子補給金額が予算の上限に達しましたため、今年度の申請受付を終了し、5 月 25 日に受付を終了した旨を本市ホームページに公表したところであります。

以上であります。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 今年度の執行状況の経緯について、御答弁をいただきました。

融雪施設設置支援制度について続けて答弁いただいたので、ちょっとまとめたいと思うんですが、要するにロードヒーティングであるとか融雪機を設置する際に、かなり高いので、現金一括で払うという市民の方は恐らくかなり少ないと。なので、銀行でローンを組んだり、そういうローンを組んだときにその利子の分を市が支援しますよという制度になっていると。これを当初予算で措置していたんですが、5 月 25 日に、ちょっと予算がいっぱいになって受付が終了になっていますということなんですね。

ここでちょっとお伺いしたいんですが、令和 8 年度の当初予算では、新規受付分として 20 万 7000 円を最初計上していたということなんですが、これは、何件分と見込んでの予算計上だったのかお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和 8 年度当初予算の新規受付分についての御質疑に

お答えいたします。

令和8年度の当初予算におきましては、令和7年度当初予算の同等規模の財源といたしまして、予定件数11件を見込んでおりました。

以上であります。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 11件分ということでした。

それから、やはり物価の高騰とか、金利が上がったということもあり、それからたくさん申請が来たので、予算がなくなりそうだということになったということでした。それで、その中で財源調整をして、予算をかき集めて、部署の中でかき集めてということだと思うんですが、それはやって、また、ちょっとでも長くできるようにということは努力をされたということでした。多分かなり——私も元公務員なので分かりますけれども、これは非常に頑張ったと思います。ただ、やはり5月25日でなくなってしまったということでした。

先ほどの答弁の中で、早期に予算が不足する可能性が生じたため、調整をして財源捻出したということでした。この早期に予算が不足する可能性が生じたというのは、具体的にいつ頃のお話だったのかお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 具体的な時点についての再度の御質疑にお答えいたします。

5月7日の受付時点で、工事費が高額な申請2件を含む計3件の申請があり、その時点の貸付け利子補給金の見込額を算定した結果、当初予算では予定件数の11件に満たずに予算が不足する可能性がありましたことから、予算を調整し、昨年度の事業費と同等規模の財源を確保し、募集を継続したものであります。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 5月7日の時点で、もう既に当初予算20万円、約20万円分が不足しそうであるという見込みだったということでした。

続けて伺います。

予算を捻出して、最終的に45万6000円を確保したということでしたが、この45万6000円で、実際に令和8年度に何件の新規受付を行ったのかお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和8年度新規受付件数についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和8年度の新規受付件数につきましては、昨年度の事業費と同等規模の財源を確保し実施いたしましたものの、社会情勢の変化に伴う設置工事費等の影響によりまして、14件となっております。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 昨年度との比較ということで、続けてお伺いしたいと思います。

令和7年度の事業費は約41万6000円と。今年が45万円程度ということでした。

じゃあ令和7年度——昨年度は何件の新規受付を行い、その受付、何月何日まで継続ができたのか。令和7年度も途中で予算上限に達していたのか、それとも年度内で一定期間受付ができていたのか、お伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和7年度の事業の実施状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年度の新規受付件数につきましては、26件となっており、受付期間については、年度内を通じて申請受付を行ってまいりました。昨年度も、年度途中で予算不足となる可能性がありましたことから、予算の調整を行い、12月補正により予算措置をしたところであります。

以上であります。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 今の御答弁で、令和7年度においては、年度途中で予算不足が見込まれたことから、12月補正により予算措置を行ったとのことでありました。やはり昨年は12月補正があったということでした。

それで、今年は5月7日時点で、これはちょっと不足しそうだなど。何とか部署内で調整をして、予算をかき集めてというところをやったけれども、やっぱり5月末で終わってしまったと。5月の時点で当初予算が足りないなってなったのであれば、やはり6月補正に載せることができたんじゃないかなということも思いますね。

それで、昨年度が26件で、年度を通して受付を行っていたと。本年度は14件で、5月末で終わってしまったと。補正もちょっと組めなかったということで、ちょっと財源的なところもあると思うんですけども、ちょっと雪対策としては後退なのかなということと言わざるを得ないと思います。

やはりこれ、市民の方としては、令和6年度、令和7年度と2年続けての豪雪で、はっきり言って、もう除雪が全然来ないと。自分たちでやるしかないなということで、恐らく申請がたくさん来ているということだと思います。事業者の方にお話を聞くと、基本的には8月とかそれぐらいに皆さん考え出すところを、今年は本当にたくさんの方が検討しているということで、これは非常に珍しい、今までなかったということでした。

それから、やはり燃料費が高騰しているので、設置したけれども動かしてない人も多いんじゃないかという意見もあるんですが、新規設置をされる方というのは、それは百も承知であって、それでもやっぱりやるしかないということでやられていると思うので、そういった市民の方の思いには、やはり応えていただける中身のある制度にしていきたいと思います。

それから、通年受付をしている——去年はしたということなんですけれども、そ

うすると、予算が余ったときどうするのかという実務的な問題が出てきます。ただ、例えば、9月末でもうこの申請は毎年終わりにしますよということにして、そこで打ち切ると。どうせその冬までに工事をすることになると、それぐらいまでには申請しないと間に合わないと思いますので。そして、12月議会でその余った分、もし余った分があれば、それは別の予算に振り替えるということは可能ですので、実務的に別に不可能ということは、私はないと思います。

財源についてですが、例えば100万円ぐらいあれば、恐らく——利子補給全額出すとか、3分の1補助とかそういうものではないので、45万円で14件きているということですから、プラス100万円ぐらいすれば、恐らく申請してきた方、融雪をつけたいという方の思いに応えることはできると思いますので、しっかりこれを捻出していただく。必要な財源を確保して、しっかり実施していただくようお願いをして、この項については終わります。

次に、市役所における生成AIの活用についてお伺いします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連してお伺いします。

生成AIの活用について、今、全国の自治体でどのような状況にあるか、初めにお話をしたいと思います。

総務省が令和7年度に実施した調査によりますと、令和7年10月31日時点の調査で、生成AIを導入済みというところは、都道府県で100%、政令指定都市で100%、そして、本市と同じ中核市でも97%に達しています。それ以外の市でも3分の2が導入済みと。生成AI、もはや行政の標準的な道具として完全に定着した段階に入っています。本市も、今年の2月から運用を開始しています。

今問われているのは、AIを導入しているかどうかではなくて、AIによる真の業務効率化、そして人口減少における新しい組織へ向けて、変革の道具として活用できているかと。そういったフェーズに移ってきています。

本市の置かれた状況は、非常に深刻です。先の国勢調査の速報値では、青森県の人口減少率は7.9%。これは、大正9年に国勢調査が始まって以来最大の数値です。全国でもワースト2位。県内40市町村のうち、39の市町村で人口が減っています。増えたのは六ヶ所村だけと。県内市町村で人口減少の人数が最も多かったのが、ほかでもないこの青森市であります。5年間で約1万9000人の減少。

行政の現場では、人口減少に伴い様々な問題が発生します。例えば、高齢化が進むと、独居の高齢者、一人暮らしのお年寄り、認知症、介護、生活困窮、除雪困難世帯。複数の課題を抱える世帯への対応が増えていきます。人口が減っても、道路や橋、上下水道、公共施設、維持管理の対象が直ちに減るわけではありません。これを、例えば統廃合していくとかということになると、住民の説明であるとか、合意を得るといった複雑な、非常にタフな業務が増えてきます。

地域という面でも、町会、民生委員、消防団、そういったものがどんどん弱ってきて、地域や民間の担い手が減少して、そういった機能を行政が担ってほしいとい

う要望もどんどん寄せられると。それに対する代替案を考えなければならない、対応しなければならないということになってきます。

つまり、人口が減っても、行政の仕事が単純に減らないと。むしろ、職員一人一人が担う業務の量が増える上に、その内容も複雑化・困難化していくということです。一方で、職員数を無限に増やすこともできない。こういう状況でどうするのかと。人類はこれまで、新しい技術で未来を切り開いてきました。今においては、それが生成A I ということです。

質疑に入りたいと思います。

まず最初に、今年の2月から5月まで——導入から5月までの利用状況についてお伺いします。この2月から5月までの生成A I の利用状況と、モデル別にこれをお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 木村委員の生成A I の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和8年2月1日より、自治体向け生成A I システム「エクサベース 生成A I f o r 自治体」を導入しております。本システムにおきまして、A I が回答を生成する際の基盤となります言語モデルは、文字数制限のないエコノミーモデルと、月1000万文字までの文字数制限のあるスタンダードモデルがありまして、複数のモデルを選択して使用することが可能となっております。

本システムのエコノミーモデルとスタンダードモデルのそれぞれにつきまして、2月から5月までの1か月ごとの利用文字数であります。エコノミーモデルにつきましては、2月が約1億9874万文字、3月が約1億4540万文字、4月が約1億69万文字、5月が約1億1322万文字となっております。

また、スタンダードモデルにつきましては、2月が約1045万文字、3月は約1001万文字、4月が約432万文字、5月が約1090万文字となっております。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 スタンダードモデルが1億文字から2億文字ぐらいで——エコノミーですね、失礼しました。エコノミーモデルが1億文字から2億文字ぐらい。スタンダードモデルが、大体毎月1000万文字の制限に4月を除いて到達しているということでした。

これ、アカウントの数で割ると、エコノミーモデル、制限なく使えるほうが、大体1人当たり月およそ10万文字ぐらいになっています。A I とのやりとりの1往復というのは、大体3000文字から5000文字ぐらいですので、月に大体30往復ぐらいできるということですね。これ、ならすと、大体月に——日に1回から2回程度ということになります。

全庁導入から4か月で、エコノミーモデルの利用量というのは、横ばいか、ちょっ

ところ最近は下がっているような感じになっています。これがなぜなのかというのは、ちょっと後ほど質疑の中で議論をしていきたいと思っています。

次の質疑に移ります。生成A Iのモデルについてです。

導入時点と現時点における利用可能な言語モデルに変化があったのか、その両方をちょっとお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 利用可能な言語モデルについての再質疑にお答えいたします。

本市の生成A Iシステムは、処理速度が速く、短い文章や日常的な業務での活用に適しました文字数制限のない3つのエコノミーモデルと、より複雑で、高度なデータ分析に適しました文字数制限のある1つのスタンダードモデルから、選択して利用することが可能となっております。

令和8年2月1日の導入時点におけます利用可能な言語モデルにつきましては、エコノミーモデルでは、「G P T-4.1 m i n i」、「C l a u d e H a i k u 4.5」、「G e m i n i 2.5 F l a s h」の3つの言語モデルから選択し、使用可能でございまして、スタンダードモデルでは、G P T-5が使用可能でございました。

現時点におきまして、エコノミーモデルにつきましては、導入時点と同様の3つの言語モデルが使用可能でございまして、スタンダードモデルにつきましては、バージョンアップいたしましたG P T-5.2が使用可能となっております。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 エコノミーモデルの「G P T-4.1 m i n i」、これは令和7年、去年の4月のモデルで、「G e m i n i 2.5 F l a s h」というのが去年の6月のモデル、「C l a u d e H a i k u 4.5」というのが去年の10月に公表されたモデルになっています。エコノミーモデルは、ちょっとL G W A N環境で使っているといろんな制約があると思うんですが、1年以上前のモデルも入っているという状況です。

スタンダードモデルであるG P T-5.2も、令和7年12月に公表されたモデルになっています。今、個人が有料プランで利用できるものは、G P T-5.5になっています。G e m i n iでいうと3.5かな、今3.5になっていると。なかなか、市で使えるものというのが、半年から1年ぐらいちょっと遅れてモデルが使えるということになっています。

これは、生成A Iの世界でやっぱりモデル性能が非常に短期間でどんどん変わっていきます。数か月前にはできなかった処理というのが、現在のモデルだと標準的に、簡単にできるようになるということも珍しくありません。ですので、やはりこれは事業者と話をしながら、新しいモデルがどんどん使えるように、必要があれば、

これは予算的なものも必要ということもあると思います。

次に、利用状況についてです。職員へのアンケートなどを実施し、どのような業務にどの程度生成A Iが使われているのか把握する考えがあるか、お伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 生成A Iに関する職員アンケートについての再質疑にお答えいたします。

生成A Iにつきましては、職員の生産性向上と市民サービスの向上を図る上で有効なツールでありますことから、本市におきましては、職員の積極的な利用促進に努めているところであります。

本システムにつきましては、本年2月に導入後まだ4か月程度経過した段階でありますことから、まずはログによりまして職員の利用状況等を把握しながら、利用促進に取り組みまして、その上で職員アンケート等の実施について検討してまいります。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 アンケートについては今後行っていくと、検討していくということでした。

市役所内での活用事例について、どのような事例があるのか、何かお示しできるものがあればお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 生成A Iの活用事例についての再質疑にお答えいたします。

本市では、導入いたしました生成A Iシステムを、職員が答弁書の素案などの文書作成や資料等の要約などに活用していることは承知しておりますけれども、個々の職員の活用状況の詳細につきましては把握しておりませんことから、お示しすることはできません。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 生成A Iは、やはり活用の仕方を組織全体に広げる上で、事例の共有というのは非常に重要だと思います。

この点で参考になるのが、生成A I開国の地と呼ばれている横須賀市の取組です。横須賀市は、試験導入の後、2度にわたってアンケート調査を行い、誰がどの業務でどの程度使っているのか、これを継続的に追跡しています。結果として、利用が伸び悩んだ時期には、どこに原因があるのかを特定し、研修や事例の共有といった次の手を打つことができました。

ほとんどの――中核市で97%、県と政令指定都市では100%導入しているということで、どのように活用して業務効率化をしていくかという段階に入っていると思います。ぜひ、アンケートを早急に実施していただきたいと思います。

次に、現在の環境が、職員に十分な活用ができるような設計になっているのかという点について確認します。

本市の生成A Iの予算は、契約額が111万円で、年額に換算するとこれ477万円となっています。このうち、高性能モデルについては、市役所全体で月1000万文字という上限が設定されています。これを市役所全体で超えてしまうと、自動的に、高性能というかスタンダードモデルが使えなくなるということになっています。

市役所内のカウント数は、3月議会で確認したときは、1850アカウントあると。計算すると、スタンダードモデルは1人当たり月5000文字程度しか使えないということになります。これは、1往復とか2往復ぐらい回答させると、すぐ5000文字になってしまいます。やはり、月一、二回では、なかなか使えるようにならないと思います。

そこでお伺いします。

現在の予算額、職員1人当たりで換算すると月におよそ210円という水準です。全庁の生産性向上を支える投資として、これは十分なのか、市の見解をお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 生成A Iシステムに係る予算規模についての再質疑にお答えいたします。

本市の生成A Iシステムにつきましては、本年2月に導入いたしまして、職員の積極的な利用促進に努めているところであります。

本システムの利用開始から、まだ4か月程度経過した段階でありますことから、まずはログによりまして職員の利用状況等を把握しながら利用促進に取り組みまして、その上で、職員アンケート等の実施によりまして、予算等も含めたシステムの在り方について検討してまいります。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ログ等で利用状況を把握しながら、予算含めて検討していきたいということでした。

次に、高性能モデルについてです。

高性能モデル、本年2月の時点で月の上限に達しています。4月を除いて毎月1000万文字の上限に到達しているという状況です。これ、やはり利用枠の——高性能というか、スタンダードモデルですね。利用枠の拡大と、それに伴う予算措置を検討する考えがあるか、お示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 スタンダードモデルの利用枠の拡大等についての再質疑にお答えいたします。

これまでの実績によりまして、スタンダードモデルにつきましては、4月を除き

まして、利用文字数の上限であります 1000 万文字に達していることは承知しております。

今後につきましては、職員の利用状況等を把握しながら、スタンダードモデルの利用枠の拡大も含めまして検討してまいります。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ぜひ無制限に使えるような利用枠にしていきたいと思います。

上限に達しているというのは、やはり潜在的な需要があるということ、それから、一方で需要にやっぱり応えられていないというところだと思います。

もう 1 つ、職員の方から利用状況をいろいろと個人的にお聞きすると、課題として挙げられているのが、現在、市で利用している生成 A I は、ウェブ検索ができないと。これは非常に不便だと聞いています。

公開情報を調査するために、ウェブ検索可能な生成 A I の利用環境を整備する考えはあるか、お示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 生成 A I のウェブ検索についての再質疑にお答えいたします。

このたび本市が導入いたしました生成 A I システムにつきましては、行政専用のネットワークであります L G W A N 環境での利用となっておりますことから、ウェブ検索はできないものであります。

生成 A I でウェブ検索を行う場合は、インターネット環境で利用可能なほかの一般的な生成 A I を、青森市生成 A I 利用ガイドラインに基づき、個人情報・機密情報・非公開情報は取り扱わないなど、適切に利用することとなります。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 L G W A N 環境の外にあるパソコンが、部署に 1 つとか 2 つとかあるということなんですが、そこに有料の生成 A I サービスを入れたりするということで利用可能だとは思いますが、これは部署ごとの御判断ということなので、組織として、何かこうリサーチするために、こうした環境は整えていくべきかなあと思っております。

やはり、このリサーチができるかどうか、ウェブ検索できるかどうかというのは本当に大きな違いになっていて、私が冒頭で、国勢調査の結果であるとか、それから総務省の生成 A I 導入の状況というのをお話させていただいたんですけれども、これ、私、自分で一個も調べておりません。これ、A I が、生成 A I の利用状況、それから国勢調査、人口減少を絡めて、調べて、質疑の冒頭に置く文書を作ってくださいと言っただけで、勝手に出してくれています。これ、ウェブ検索ができないと

最新の情報は出していないので、1年ぐらい前の状況だけということになります。そうすると、なかなか業務として効率化ということが難しいですので、ぜひ、ウェブ検索できるような生成A Iを導入していただきたい、組織として導入していただきたいなと思います。

実際、その生成A Iの導入というのは、業務効率化、どれぐらいその効果があるのか、他都市の事例を見ていきたいと思います。

神奈川県横須賀市、人口およそ37万人で、本市と規模が近い中核市になっています。横須賀市では、職員のおよそ7割が1日に1度は必ず生成A Iを利用していて、経験年数が25年未満の職員では、大体25%が週に1回以上日常的に使っているということです。成果としては、年間およそ2万2700時間の業務削減効果があると試算されています。これ、職員十数人分の年間労働時間に相当すると。

具体的には、国民健康保険のデータ突合作業で、従来2時間かかっていた処理が10分でできた。導入後のアンケートでは、職員の約95.8%が業務効率が上がると回答しています。

ほかの自治体も同様です。

北海道は、働き方改革の一環として残業を15%削減するという目標を掲げて、その手段として生成A Iの全庁展開を行っています。これ、全職員がA Iを使える環境というのを1か月で整えて、今、展開をしているということですね。

相模原市では、議会答弁の原案を生成A Iで作成することで、その作業時間を約4割削減していると。

これらの自治体に共通しているのは、ちょっとしか使えない状況という設計ではなくて、好きなだけ使える設計というのを選んでいるということです。

国のほうでも、令和7年にはA I推進法というのが成立しています。内閣には、A I戦略本部が置かれています。また、各省庁には、A I戦略を統括するA I統括責任者、この最高A I責任者というのを設置することが求められています。国全体が、組織としてA Iをどう使い、どうこれを統括するかという指令塔機能の整備へと明確に動き出しています。

ただ、やはりこの予算の問題というのがありまして、高いA Iを使うとやはり性能はいいですね、やっぱり。そういう点で、現行のおよそ477万円、年額換算の予算では、本格的な活用環境として不十分であると考えます。

3000万円規模への段階的な拡充の検討について、市の考えをお伺いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 生成A Iシステムに係る予算規模についての再質疑にお答えいたします。

本市におきましては、生成A Iシステムの利用開始から、まだ4か月程度を経過した段階であります。本市といたしましては、まずはログによって職員の利用状況等を把握しながら、利用促進に取り組みまして、その上で職員アンケート等の実施

によりまして、予算等も含めたシステムの在り方について検討してまいります。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 これ 3000 万円と言ったのには、これ適当に言ってるのではなくて根拠がありまして、月 3000 円を、1000 アカウントだと年間 3000 万円ぐらいになるということですね。で、月 3000 円というのが、個人のアカウントでいうと一番安い課金額になるということですね。それぐらいを使うと 3000 万円なので、これはどうかということです。

先ほど、ログを分析してというお話がありました。恐らくログデータというのは、何億文字もあるというお話でしたので、そういったものをどんどん解析していくとなると、職員の方が目視で、例えばどんなふうに使っているのかとかと見ていっても、なかなか解析が現実的に難しいと思います。そうした非常に膨大なデータを解析するとなると、個人アカウントでもそういうことできるんですが、月に 1 万円とか 2 万円とかそういう課金が必要になってきます。その規模になると、組織として、予算額としてはやはり 5000 万円とか 1 億円という規模になってきます。本格的に業務の在り方を変えよう、組織の在り方を変えようということになると、それぐらいの投資も視野に入れるべきだと考えます。

それで、本来、A I で削減できるはずの数億円規模の残業代や業務委託費がそのままになっていると。これは、お金がかかるからできないということではなくて、そういった投資をしないことによって、これがそのままになっているという機会損失の問題として私は捉えるべきだと思います。

ですので、投資額を先に決めて、予算がこれだけだから、この範囲でできることをやりましょうということではなくて、目的として、業務効率化をこれぐらいやりたい——15%削減すると北海道は掲げています。そのように、目的から逆算して投資を行うという認識が市にあるか、その点をお伺いしたいと思います。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 生成 A I への投資についての再質疑にお答えいたします。

生成 A I を活用し、業務を効率化していくことは、職員の生産性向上と市民サービスの向上を図る上で重要であると認識をしております。

本市といたしましては、本システムの利用開始から、まだ 4 か月程度経過した段階でありますことから、まずはログによりまして職員の利用状況等を把握しながら、利用促進に取り組み、その上で職員アンケート等の実施によって、予算等も含めたシステムの在り方について検討してまいります。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 本市の業務の状況を見渡しますと、人手と業務量ということに関わる大きな負担、また、それによって大きな問題が発生しているということが幾つ

もあると考えます。

時間外勤務手当、年間でおおよそ 10 億円。昨年度の除排雪経費は、86 億円に上りました。除排雪という場面では、豪雪の局面で市の窓口膨大な問合せが殺到しました。職員の方がその対応に追われると。屋根雪の問題、それからコールセンターはほとんどつながらないという状況です。ある意味、これというのは、こういった定型的な問合せです。市の保有する情報を読み込ませた A I による一次応答で、対応できる部分があると考えます。

実際に、掛川市の公立病院では、生成 A I に人間ドックの予約を処理させていると。今までは、職員の方がずっと電話口で 1 日中張りついて、人間ドックの予約を受けていたけれども、その業務から解放されて、事務の方は別の業務、患者さんに必要な業務ができるようになったと聞いています。これは、人間ドックの予約と、恐らく除雪の要望を受けるというのは、そんなに違わないんじゃないかと思います。実際にやっているところがあるということです。

市民病院という医療の点でも、非常に赤字の額が大きい、経営が苦しいということになっています。もちろん、診断の場面で、心電図であるとか画像解析、そういったところに A I を活用して、待ち時間を減らす。それによって経営も改善するし、患者さんも待ち時間が少なくていいということを実現している病院もたくさんあります。

これは医療職の医療の現場の問題だけではなくて、病院経営を支える事務職員にとっても同じです。今、経営改善のためにそういうチームが組まれています。ほかの病院の事例の調査。診療報酬の制度、非常に複雑です。こういった確認。それから収支改善策の整理、それから人員配置の転換、こうした経営改善策を検討する上で、生成 A I は大きな支援になります。

例えば、調べ物をすると。これが、例えば 3 時間、4 時間かかっていたものが、10 分、15 分で終わるとなれば、様々な調べ物ができる。書類を作って説明するにしても、すぐ作ってくれるとなると、幾つもの案を短い時間の間で検討することができます。すると、やはりよりよい案というのが出てくる。選択肢を広げて、方向性を整理して、検討の質とスピードを高める道具になります。

ですので、この生成 A I の投資の効果、例えば残業代の削減といった狭い枠で測る、そこにとどまらない。総人件費、それから除排雪、病院、そうした市政全体に広く及ぶものだと考えます。

そこでお伺いいたします。

生成 A I による生産性の向上で、職員の余力というのが生まれてくると思います。こうしたものを、例えば冬期の雪対策であるとか市民病院など、重点的なたこ入れを要する部門へと戦略的に配置していく。生成 A I の活用によって、組織体制そのものを変革していくという視点が必要だと考えます。

こうした視点を本市の行財政運営に取り入れるお考えについて、市の見解をお示

してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 職員配置についての再質疑にお答えいたします。

本市では、急激に進みます人口減少や少子・高齢化の中にあっても、効果的・効率的な行財政運営を行いますとともに、様々な行政需要に的確に対応するため、定員管理計画を策定いたしまして、必要な職員を計画的に確保してきたところであります。

また、毎年度2回実施しております人員ヒアリングにおきまして、事務事業の見直しなどによります各部局の業務量の増減について把握した上で、適正な人員配置を行っております。

そのため、先ほど委員からありました冬期の雪対策、市民病院など、重点部門を含めました各部局の人員配置に当たりましては、引き続き業務量の増減に応じた必要人員の確保と適正な配置に努めてまいります。

以上です。

○大矢保委員長 木村委員。

○木村淳司委員 本当に人口減少の中で、業務を回していく、あるいは改善をしていくというのは、本当に難しいものだと考えます。やはり冒頭で申し上げたように、人口が減って高齢化が進んでいくと、業務は増えるけれども人は増やせない。実際、試験の倍率というのも、だんだん下がってきている。青森県庁ですら、試験の倍率が下がっているという状況にあります。

業務量の増減に応じた必要人員の確保という点でも、やはり非常に難しくなってきましたし、例えば、人口が半分、3分の1となったときに、市役所だけが今と同じ人員を抱えているということが地域にとって果たしていいことなのかというのは、根本的に考えていく必要があります。公共セクターだけが人員を抱えていると、ただでさえ人手不足なのに、市のほかの産業に人手が回らないという状況になってしまいかねません。

それから、予算について、今議会に、マイクロソフトオフィスのライセンスの更新770台分という単行案が示されています。このマイクロソフトオフィス770台分というのは、予算からすると約8000万円になっています。1台が大体10万円を超える予算になりますね。これ、恐らく3年ぐらい使うので、1年でいうと多分3万円ぐらいということになります。

マイクロソフトオフィスを使っていないという行政は、多分ないと思います。生成AIも使っていないところがないという状況になっていると。マイクロソフトオフィスが高いから使わないというところもないので、必要なものだと。それで、やっぱり年間3万円ぐらいかかると。最低限それぐらいの体制はやはり必要だということになってきます。

もう、ワード、エクセルと同じという認識を持っていただいて、さらにそのワー

ド、エクセルと違うところもあります。ワード、エクセルは、予算を増やしたから、さらに効率化をするということはありませんけれども、生成ＡＩの場合は、やはり予算を増やしていった性能のいいものを使えば、それだけ効率化がなされるというものです。

ぜひ、今、青森市の市民の方からすると、人口もどんどん減っていると。周りを見ても空き家が増えているし、小学校の人数も少ないし、八方塞がりのような気がするという声も出てきています。そこをどうやって打開していくのか。業務効率化にとどまらず、やはり組織体制というのは新しい技術で変えていく。そんな体制は、やはり必要だと思います。

ぜひ、予算も含めてですけれども、それを使ってどのようにこの組織の体制を改革していくのかという大きい視点で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私の質疑は、以上で終わります。

○大矢保委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 自民クラブ、澁谷です。よろしくお願いします。

早速、質疑に入らせていただきます。

指定管理委託料に係る物価高騰対策について、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費に関連してお伺いさせていただきます。

物価高騰対策、賃金上昇が著しい中、市の公の施設を管理運営している指定管理者に対し、指定管理期間中の指定管理料の見直しが必要と考えます。これまで質疑をさせていただきましたが、その後の現在の状況、対応をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 澁谷委員からの指定管理料の見直しについての御質疑にお答えいたします。

本市では、公の施設の指定管理者の募集に当たり、施設を管理運営するための人件費や委託料、賃借料や消耗品費など、指定管理期間において必要となる経費の総額を算出し、指定管理料基準額として提示しております。

この指定管理料基準額に対し、指定管理者は、指定管理期間に必要な経費を、物価や賃金水準等の変動も想定して指定管理料として積算した上で応募しているものと認識しており、指定管理期間中の指定管理料の変更は、原則として行わないこととしております。

また、物価高騰に係る対応につきましては、指定管理者と締結する指定管理施設の管理業務に関する協定書において、業務実施に伴う責任分担を定めており、急激な物価変動に伴う経費の増加や、施設の管理運営に影響を及ぼす関係法令等の変更、大規模修繕による閉館時の指定管理料の取扱い、災害等の不可抗力に伴う費用負担などに係る対応は協議の対象としておりますことから、その結果によりましては、指定管理料の変更も可能としております。したがって、指定管理者から指定管理料の増額が必要との申出があった場合には、指定管理業務における収支状況など、

個々の施設の現状を踏まえながら対応しているところであります。

なお、人件費につきましては、昨今の急激な賃金の上昇基調を勘案し、公募施設につきましては、厚生労働省が毎月勤労統計調査の結果に基づき作成し、公表される賃金指数をもとに、非公募施設につきましては、本市の会計年度任用職員等の最新の雇用単価を参酌し、令和6年度3月補正予算、令和7年度当初予算、令和7年度12月補正予算、令和8年度当初予算において、指定管理料を増額しているところであります。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

前回も答弁いただきましたその内容と、ほぼ変わらないなというふうに感じております。

人件費にかかる経費、指定管理の管理の部分の管理料は、きちんと反映されているようには感じておりますが、施設を運営していく施設管理費、建物の管理費の部分は、どのようになっていますでしょうか、お答えできればお願いしたいと思います。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

各個別の指定管理者の協議に基づいて対応しているものと認識しております。

○大矢保委員長 澁谷委員

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

これまでは、人件費などをなかなか経費として見ていただけないなどの話はありませんでしたが、そういう問題は片づいてきて、今はきちんと協議をして、必要な経費は出しているというふうなお話を伺う機会もありました。

ただ、公の施設、なかなか年数が経過した、老朽化した建物が増えてきている現状で、今後、青森市の財政面が逼迫しているようには思いますが、その中でも、この施設を維持していくための努力というものを検討していかなきゃいけない中で、その維持をできるような予算の考え方を検討しているのであれば、現段階で検討している内容はお示しできますでしょうか。お願いします。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 指定管理者制度導入施設に係る今後の方向性についての再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理者制度導入施設を含めまして、本市の公共施設等につきましては、昭和40年代から昭和60年代前半にかけて集中的に整備されてきたものであり、今後、多くの公共建築物が、老朽化に伴う本格的な大規模改修や更新の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。

また、人口減少と少子高齢化の進展は、税収の減少や社会保障費の増加を招き、財政状況はさらに厳しさを増すことが見込まれるとともに、公共施設等の利用需要

が質・量ともに変化していくことが予想されるところであります。

このような状況を踏まえまして、市では、平成 28 年 2 月に、公共施設等全体の統一的なマネジメントの取組方針を定めました青森市ファシリティマネジメント推進基本方針を策定いたしました。

当該方針では、必要な行政サービス水準を確保しつつ、公共施設等の総量抑制を図ることとし、施設の更新が必要な場合には、その利用状況や耐用年数等を踏まえ、施設配置のバランスにも考慮しながら、周辺既存施設との統合による複合化を原則とすること、定期的な点検や計画的な維持管理などを行うことにより、公共施設等の長寿命化を推進することなどを定めており、今後とも長期的な視点を持って、財政負担の軽減と平準化及び公共施設等の配置の最適化の実現に向けた取組を進めてまいります。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

長期的な視点の中で、施設を維持していくためには、やっぱり老朽化で——人災を伴う事故はまだないので、考えるにも長期的という向きを検討するとは思いますが、施設の老朽化というのは、1 年 1 年、目まぐるしく、老朽化がどんどん出てきて、修繕費がかさんでいくというようなのが、今の公共施設の現状ではないかなというふうに、私は個人的に考えております。

その部分に対して、今後、財政支援の部分でどうあるべきなのかというところを考えたときに、施設の利用料の値上げを検討せざるを得ないような状況も出てくるでしょうし、また、この市民センターなり施設管理をしている部分については、地域のコミュニティーの場としてはなくてはならない部分の建物なので、この維持管理、管理運営費については、よく検討をしていただいて、改修工事を進めなければならないなというときは、検討を早い段階で決断していただきたいなというふうに思います。

この項については、以上で終わります。

次に、入札不調について、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費に関連してお伺いさせていただきます。

総務部契約課が契約を行った案件において、過去 3 年間に発生した入札不調の件数とその要因をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 澁谷委員の入札不調の件数とその要因についての御質疑にお答えいたします。

総務部契約課におきましては、建設工事、建設関連業務委託及び物品の購入・修繕に関する契約を担当しております。

過去 3 年間に発生いたしました入札不調の件数につきまして、令和 5 年度は、建設工事が、247 件の入札に対しまして入札不調が 27 件、率にして約 10.9%。建設関

連業務委託が、17 件の入札に対しまして入札不調がゼロ件。物品購入・修繕が、85 件の入札に対しまして入札不調が 5 件、率にして約 5.9%。計 349 件の入札に対しまして入札不調が 32 件、率にして約 9.2%となっております。

令和 6 年度は、建設工事が、228 件の入札に対しまして入札不調が 10 件、率にして 4.4%。建設関連業務委託が、19 件の入札に対しまして入札不調がゼロ件。物品購入・修繕が、81 件の入札に対しまして入札不調が 4 件、率にして約 4.9%。計 328 件の入札に対しまして入札不調が 14 件、率にして約 4.3%となっております。

令和 7 年度は、建設工事が、211 件の入札に対しまして入札不調が 23 件、率にして約 10.9%。建設関連業務委託が、15 件の入札に対しまして入札不調がゼロ件。物品購入・修繕が、73 件の入札に対しまして入札不調が 8 件、率にして約 11.0%。計 299 件の入札に対しまして入札不調が 31 件、率にして約 10.4%となっております。

これらの入札不調の要因につきましては、1 つに、入札に参加した全ての事業者が、予定価格超過など金額が見合わなかったこと、2 つに、入札辞退や不参加によりまして、入札参加者がゼロまたは 1 者となったことなどとなっております。

以上です。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

先日、地元紙において、公共施設の整備や修繕に関し、全国の自治体で入札不調を経験しているなど掲載された記事を拝見いたしました。そのことを踏まえて、今回この入札不調のことを初めて聞いてみたんですが、令和 5 年度には 349 件の入札に対して 32 件の不調、令和 7 年度 299 件の入札に対し入札不調が 31 件など、全体的にこれが多いのか少ないのか、私にはよくまだ分からないんですけども、なぜこの入札件数がだんだんと減ってきたのかなというような不安は、少し感じられました。

次にお伺いします。入札辞退の主な理由をお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 入札辞退の主な理由についての再質疑にお答えいたします。

入札辞退の主な理由といたしましては、所定の技術者を配置できない、工期・納期に間に合わせることができない、金額が見合わないといった理由のほか、会社の都合により辞退するものもありました。

以上です。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 技術者を配置できないといった人員不足というところで、まず資格保持者がどんどん高齢化になっているような現状も伺っております。工期・納期に間に合わないといったのは、この昨今の物価高騰に影響をされている部分もあるのかなというふうに感じておりました。

次に、不調になった案件について、その後の契約状況はどうなっているのかお示しください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 入札不調となった案件についての再質疑にお答えいたします。

入札不調となりました案件につきましては、各担当課におきまして、改めて設計内容や工期・納期、発注時期など、発注仕様の見直しを行いまして、再度の入札を執行して契約を締結しております。

以上です。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

不調になった案件については、再度契約を行っているとのことでしたが、今後も、この中東情勢による影響、また金利上昇の影響など、様々な懸念材料が1年1年ますます増えているように感じております。

この入札不調になったからといって、悪いことなのではないと思いますけれども、その予定を出す時期も原因の一つにはあるのかなというふうにも伺う機会もありました。

不調になった要因の中にある工期・納期、発注時期の見直しというのは、この青森市においても、関係する組合または協会などという機関とコミュニケーションを図りながら、この実情を踏まえた取組をしていくべきではないかなというふうに思います。

例えば、ガソリンにしても、軽油と同じ価格なので、入札の積算時には、やはりそういった経費の部分を少し一部見直すような検討を含めていくとか、入札に関わる事業者に対して、こういうところを青森市が変わって取り組んでくれているような働きかけを見せていくのも、今、これからのこの中東情勢悪化に伴う物価高など、様々なところに配慮している事業者支援につながるのではないかなというふうに思いますので、よく検討をしながら進めていただきたいというふうに要望させていただきます。

この項については、以上で終わります。ありがとうございます。

次に、ふるさと応援寄附制度について、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連しましてお伺いさせていただきます。

まず、ふるさと応援寄附制度に係る過去5年間の寄附額及び経費についてお示しください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長 澁谷委員のふるさと応援寄附制度に係る過去5年間の寄附額及び経費についての御質疑にお答えいたします。

本市の令和3年度から令和7年度までのふるさと応援寄附制度に係る寄附額及び

経費の実績は、令和3年度が、寄附額6億1844万9117円に対し、経費3億327万6126円。令和4年度が、寄附額6億5515万9147円に対し、経費3億1283万904円。令和5年度が、寄附額10億7746万379円に対し、経費4億9403万4010円。令和6年度が、寄附額15億7422万5398円に対し、経費7億15万6379円。令和7年度が、寄附額20億4028万3954円に対し、経費9億772万1265円となっております。

また、主な経費の内訳は、返礼品の調達及び発送費用、ふるさと納税ポータルサイト利用に係るシステム使用料及び決済手数料、受領証明書発行費用などとなっております。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

主な経費の内訳として、返礼品の調達及び発送費用など、かかる事務的経費の部分は、寄附額が集まれば集まるほど経費もかさんでいくんだなというふうなのは、これまでも質疑させていただいた中でも、この経費の部分は、なかなかにもったいないなというふうに思っておりましたが、各自治体、このかかる経費などが膨れ上がっているということで、自分たちの実入りが少なくなっているのです、その部分を見直していただけないかなど、国への働きかけをしているところだなというふうには思っております。

次に、ふるさと応援寄附制度に係る経費についてですが、返礼品の提供事業者及びポータルサイト運営事業者とどのような話し合いを進めているのか、お示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長 澁谷委員の返礼品提供事業者及びポータルサイト運営事業者との経費に関する話し合いについての再度の御質疑にお答えいたします。

昨今における物価高騰の影響等を理由といたしまして、返礼品提供事業者から返礼品に係る商品代金の見直しについて相談がある場合には、ポータルサイト運営事業者にも確認しながら、返礼品の調達及び発送費用、ポータルサイト利用に係るシステム使用料などといった経費を算定し、経費率が50%を超えない範囲において、返礼品提供事業者と相談の上、寄附金額の設定を行っております。

なお、他都市の類似返礼品と比べ、本市の返礼品の寄附金額が相対的に高くなることで、本市の返礼品が選ばれにくくなることがないよう、商品代金以外の経費は必要最小限となるよう努めているところであります。

以上です。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

これまで伺ってきたところの経費率の部分では、青森市は約40%台前半を維持しながら、経費削減に努めているとの答弁をいただいております。その中でも、返

礼品に魅力があるようにというふうなことで、商品のラインナップなど、努力をしているところも聞き取りの際には伺っておりました。

市民部のほうでは、必要経費以外はなるべくなら経費をかけないようにしても、寄附を集めていくというその姿勢が、この寄附制度には年々皆さん物すごく力を入れて伸ばしているというふうに、ここで分かりました。

次に、返礼品の調達に関して。品質等についてのクレーム等があった場合の対応についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長 返礼品に関するクレーム対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

返礼品に対しましては、御寄附をいただいた方々からお褒めの言葉を頂戴することがある一方、果物などの農水産物におきまして、傷みや変色があった、サイズや味が期待と異なったなど、品質等について御意見をいただく場合もあります。

このような御意見をいただいた場合には、本市の返礼品の調達等を委託しております事業者、いわゆる中間事業者と連携し、速やかに返礼品の状態等を確認し、必要に応じて代替品の再発送を行うなど、誠意を持って対応することとしております。

また、寄附者からいただいた御意見につきましては、返礼品提供事業者へ共有するとともに、中間事業者においても、必要に応じて返礼品提供事業者に対し御意見の説明や改善に向けた働きかけを行っております。

ふるさと納税の返礼品は、本市の魅力を支える大切な役割を担うものであり、地場産品への信頼にも関わるものと認識しております。

今後におきましても、中間事業者及び返礼品提供事業者と密に連携しながら、品質の維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この品質等においては、なかなかリンゴを割って中を見て、寄附者に発送することができないので、クレームがあっても当然なんです、五所川原市であったり黒石市であったり弘前市もですけども、近年、おいしいリンゴを作りたいというリンゴを寄附者に届けたいと思うのと、リンゴを届けたいと思う考え方の違い——生産者・事業者それぞれ考え方・経営方法というのがあるでしょうけれども、やっぱりそういったものとなかなかこう、一緒にリンゴとして青森市特産の返礼品のリンゴのラインナップで考えていただくと、ちょっと自分の物は——皆さんそうなんですけれども、生産者の人たちは、自分の物はいい物だっていうふうに、一番に自分の作物を自慢しているんです。

なので、そういった部分で、今後の商品のラインナップ、クレームがあったものに対しては、やっぱりどういったリンゴを寄附者が望んでいるかというのを、よく

協議をしながら、魅力ある商品づくりを進めていきながら、クレームはやっぱりきちんと伝えながら、事業者にも考えていただいて、対策は取っていただいた上で、青森市の返礼品としてなるんだというふうに位置づけていただけるような取組を進めていただきたいというふうに思います。

この項については、以上で終わります。ありがとうございました。

最後に、浪岡地区バドミントン移住学生支援事業についてお伺いいたします。2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して質疑させていただきます。

初めに、青森市浪岡学生寮の現在の入寮状況をお示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 澁谷委員からの青森市浪岡学生寮についての御質疑にお答えいたします。

浪岡学生寮は、浪岡地区におきまして古くからバドミントン競技が広く普及していたことから、バドミントンによるまちづくりに資することを目的に、浪岡地区への移住・定住の促進及び活性化を図ることとし、県外から転入する生徒に安全で安心な生活環境を提供するため、令和5年4月に開設したものであります。

当該学生寮は、浪岡中学校敷地に隣接しており、軽量鉄骨造り平屋建ての建物で、定員は12名となっており、寮の運営に当たりましては、管理者、寮監、寮母、調理員を配置し、24時間体制で生徒の見守りを行っております。

お尋ねの入寮状況につきましては、令和5年4月の開設以降、毎年度定員と同数の12名が入寮しており、今年度も、浪岡中学校へ通学する2年生が2名、3年生が4名、浪岡高校へ通学する1年生が1名、2年生が5名、合わせて12名の男子生徒が、学生寮で共同生活を送りながら勉学や部活動に励んでおります。

以上です。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

入寮状況について、中学校へ通学する2年生が2名、3年生が4名ということで、浪岡高校へ通学する生徒は、1年生が1名、2年生5名の計12名の男子生徒という御答弁をいただきましたが、残念ながら浪岡中学校に今年度入学した生徒がいないというのが、ちょっと今後懸念されるところかなというふうに感じております。

次に、県外から移住する生徒に対して、市ではどのような支援を行っているのでしょうか。お示ください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 県外から移住する生徒への支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

県外からバドミントン競技を目的に浪岡地区へ移住する生徒への支援につきましては、令和4年度から、浪岡地区バドミントン移住学生支援金といたしまして、移住する生徒の保護者を対象に、生徒1人につき25万円を上限とし、引っ越し費用や

交通費のほか新生活に必要な物品購入費等を助成しております。

当該支援金の交付実績につきましては、令和4年度が10件で201万9000円、令和5年度が7件で103万6000円、令和6年度が3件で42万7000円、令和7年度が3件で51万3000円となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

令和4年度が10件、令和7年度においては3件ということで、12名を維持していきながらですが、今後これを継続していくとなると、やはり1年生の入学希望者というのはとても大事なところではないかなというふうに思われる件数と交付実績だと思います。

次に、令和10年度末で浪岡高校が閉校となりますが、来年度以降の入寮見込みと、閉校に向けた市の対応についてお示してください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 学生寮の入寮見込みと閉校に向けた対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡学生寮の入寮資格につきましては、県外から浪岡中学校または浪岡高校のバドミントン部に入部する者としておりますが、市長が特に認める者についても入寮できることとしております。

今後の入寮見込みにつきまして、来年度は、現在入寮中の生徒の中に卒業予定者がいないことから、本年度の生徒12名が引き続き入寮する予定となっておりますが、今後、卒業などにより寮に空きが生じた場合は、随時入寮者を募集することとしております。

なお、浪岡高校と青森西高校の統合後の対応につきましては、昨年度開催されました東青地区統合校開設準備委員会において、全国からバドミントン部を希望して集まってくる生徒の活動が、指導体制を含めて失われないようお願いしたいという意見も出されており、部活動の在り方についても現在検討されておりますことから、その動向を注視し、市としても学生寮の対応について今後検討していくこととしております。

以上でございます。

○大矢保委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

学生寮を有効活用しながら、バドミントン競技による浪岡まちづくりを進めていく。そのために、県外から希望して来る学生に対して支援を行って、この寮をこれからも継続しながら使っていただいて、バドミントンを学んでいただくというふうな取組の学生支援事業だと思いますが、まず、1年生から入寮の見込みがなく、今後——来年度はいいかもしれません。でも、その次からじゃあどうするんですかと

なった場合の対応策というのは、きちんと関係団体に働きかけながら——もう、高校は統合が決まってしまっています。ただ、浪岡中学校でバドミントンを学んで、また全国に、世界に飛び出ていけるような選手になっていただきたい、そういう選手を育てていただきたいという思いでもって、この学生支援事業を今後も続けていくであろうと思うので、この事業には注視をしながら、バドミントンだけでなくして、浪岡地区で強いスポーツを学びたいと思う子たちに対しても、今後は使っていただく時が来るんでなかろうかなというふうにも思います。その際には、よく検討をして、この寮に空きが出ないように、維持管理費が無駄にならないように事業を継続していただきたいというふうをお願いをして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○大矢保委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を2つに分け、最初に、議案第97号「令和8年度青森市大字細越財産区特別会計予算」についてお諮りし、次に、議案第98号「令和8年度青森市一般会計補正予算」及び議案第99号「令和8年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算」の計2件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最初に、議案第97号「令和8年度青森市大字細越財産区特別会計予算」についてお諮りいたします。

議案97号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号「令和8年度青森市一般会計補正予算」及び議案第99号「令和8年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算」の計2件についてお諮りいたします。

議案第98号及び議案第99号の計2件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

○赤平勇人委員 議案第 99 号に異議があります。

○大矢保委員長 議案番号を確認いたしますが、議案第 99 号でよろしいですか。

○赤平勇人委員 はい。

○大矢保委員長 ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 それでは、議案第 99 号について御異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第 99 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大矢保委員長 起立多数であります。

よって、議案第 99 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 98 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日にわたり審査をしていただき、また、理事の皆様におかれましては、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後 0 時 9 分閉会